

御通知申上候也」との書面本社理事長宛郵送された、是より先侯爵には 今上登極御大典に召されて京都に参られあり此の御寵遇を受けたまふのであつた。

◎同月十一日 町内熊崎方の假事務所を撤して新社屋に移し陣容全く整ふに至つた。

◎同月十八日 評議員一同の参集を求め、来るべき祭典并に本社落成式に關する役割表を示し打合せとあり、又過般決定せし小組長以上本社役員に對する慰勞金の贈呈をした。

◎同月二十二日 曩に昭和御大典に召されて上洛中であつた淺野從一位侯爵には此の日御歸廣に付田部理事長は八本松驛に、理事、監事其他は廣島驛に夫々御出迎へ申上げた。

◎同年十二月二日 本社空前の壯舉とも謂ふべき舊藝州藩主淺野家祖宗及同藩士祖先の祭典并に新築落成式舉行の儀は愈々今日となつた、此の日朝來天氣良く諸般の設備滞りなく整ふ、之れが順序次第は維持員は先づ午前九時上流川町の本社に來り受付經由新築社屋一覽の上式典場たる饒津神社に向ふ、同社境内では拜殿南側の空地に神籬を設けて祭壇を構へ天幕張を爲し又能樂堂を式場に充て周圍に大天幕張を爲して千數百名を收容するやうの立食場を設けたり、午前十時三十分の開始左の次第を以て祭典は行はれた。

- 一、一同着席（此間奏樂）
- 二、修祓（此間奏樂）
- 三、降 神 行 事
- 四、齋 主 祝 詞
- 五、理事長祭詞
- 六、巫 子 舞
- 七、理事長玉串奉奠（此間奏樂）
- 八、齋主玉串奉奠（此間奏樂）
- 九、來賓玉串奉奠（此間奏樂）
- 十、昇 神 行 事

來賓の玉串奉奠は淺野從一位に願ひし、又理事長の奉つた祭詞は左の通りであつた。

祭 詞

維時昭和三年十二月二日財團法人同進社理事長從四位勳二等功三級田部正壯本社ヲ代表シ謹テ清酌  
庶羞ノ典ヲ具ヘ舊藝州藩主淺野家祖宗舊藝州藩士祖宗ノ各尊靈ノ御前ニ白ス本社ハ明治十三年創立  
以來存續シ時ニ盛衰アリシモ時勢ノ變遷ニ從ヒ昭和二年一月二十九日財團法人ト爲シ以テ基礎ヲ堅  
固ニシ尊靈ノ遺訓ヲ遵守シ且育英ニ力ヲ專ラニシ勵精業ニ從ヒ尊靈ノ加護ニ據リ社運ノ隆盛ヲ期ス  
仰キ尙クハ照鑑ヲ垂レ清饌ヲ饗ケサセ賜ヘト謹テ白ス

斯くて一同禮拜を爲して祭典を終り、更に落成式に移る、先づ田部理事長式辭を朗讀し次に林事務理事  
事工事報告を行ひ、淺野侯の式辭朗讀があり、引續き同侯は特に本社を容れられ今般御大典参列  
に就ての御講話をなされ一同拜聽するの光榮を得た、終つて同侯の御發聲で 天皇陛下萬歳を唱へ千數  
百の者一同これに和す、次で理事長から謝辭を述べ式終了、直に折詰を聞いて宴に移る半ばにして理事  
長の發聲で從一位侯爵閣下の萬歳を唱へ、侯爵の御退場に次いで隨意退散した、此の式場には特に願ふ  
て此度侯爵が加綬を受けさせられた旭日桐花大綬章を安置して参列者一同その餘榮を拜することを得た  
のであつた。

午後には侯爵閣下に親しく新築社屋の御覽を請ふため四時から本社樓上で御招待會を催し、主賓の侯  
爵、隨員の淺野一男家令、森島家扶、大久保、石田、野村三家從、本社側評議員以上并に田上顧問列席  
の下に田部理事長から改めて本日御來臨の御禮を述べ且本社建築に關する御説明をした上酒宴に移り、  
侯の御言葉もあり一同感激措かず清歡の間に薄暮御開きとなつた。



此度の總集會に當り十一月一日現在維持員數一千九百八十六名中同月廿四日迄に出席通告を受けたる數千四百八十名で、此の日實際に出席したのは一千三百六十七名であり、又諸係分掌は左の通りであつた。

○會場係 (主任)池内英太郎、(係員)大町大作、井村朝吉、田中保太郎、粟屋敏夫、住田信太郎

竹村秀三郎、北村藤三郎、石田專一郎

○受付係 (主任)今田正夫、(係員)岩崎萬之進、澤崎裕造、福岡三代藏、調子定太郎、牧原直一

宗兼 徳、和田誠一、波田照吉、村田菱美、田中雄二、中石喜三郎、中尾濱次郎

○祭典并式場係 (主任)林 保登、(係員)飯田熊三郎、淺野忠豊

○宴會係 (主任)岡部壽松、(係員)福永良之助、百々正利、大町大作(兼)、岡田多次郎、正戸正

次郎、横田彦太、安宅太郎、中村是則、西村吉五郎、木下猪三郎、柴田徳之助、川成

理三郎、馬屋原小三郎(右ノ内百々正利、福永良之助、大町大作ハ來賓接待専任ノ事)

○庶務係 (主任)井上勝美、(係員)林保登、深井會我郎

尙これが費用は折詰酒肴類の壹千六百餘圓、仕構費の貳百餘圓祭典費の九拾壹圓を始め總計壹千九百九拾五圓貳拾參錢を要した。

○同月六日 先般淺野從一位侯が御大典に當り勳一等旭日桐花大綬章加綬の光榮を荷はせ給へるに就ては追遠會、惇信會、同進社、草水會、御例會、春秋會の六團體から御名譽奉祝の爲に銀製「巖上鳳凰」の置物を献上する事になり製作中のところ出來したので、之れに松魚節一箱を添へて本日右團體代表者打連れて御別邸に參候し献上した、因みに之れが費用は計百九拾七圓で、同進社が八拾五圓、追遠會、

奉祝記念品  
献上

惇信會各參拾五圓、御例會貳拾壹圓、春秋會拾八圓、草水會參圓の分擔であつた。

○同月二十七日 午後二時から小網町羽田別荘で淺野家の祝賀會が催され寵招を蒙つた者は六團體の會員、但し同進社は評議員以上、草水會は役員丈であり、各團體から一、二名宛のお手傳が出て準備や接待などの事に當つたが、主客堂に滿ち欣悦溢る、情景のお催しであつた。

○同月二十六日 市内段原町の田部理事長宅で理事、監事會を開き出席全員、祭典及び本社建築其他の豫算に對し過不足を生じたる件、本社階上賃貸料の件、家番への年末賞與の件などを協議し五時終了した。

○昭和四年一月十六日 豫て本社は 今上陛下の御大典奉祝の微衷を表するが爲に献上物の計畫を立て本市の伊藤久芳堂に命じて「銅蝨製花瓶」製作中のところ本日納入したので田部理事長、井上專務、池内監事立會見取りを爲し直ちに現品を荷作りし來る十八日他の献上物の用務で上京する本市下柳町の岩田準太に托して宮内省に献納の手續を取つた。

○同年三月十四日 午後本社で幹部會を開く、出席全員左の諸件を決定して來るべき評議員會の原案とした。

○同進社寄附行爲施行細則追加の件 ○給與規程中改正の件 ○家番人心得制定の件 ○階上會議室使用料内規制定の件 ○役員死亡又は罹災に際する贈金内規制定の件 ○評議員事務規程制定の件

○昭和四年度豫算案 ○債券購入の件 ○有價證券類保管方法の件

○同月二十五日 本社に於て三年度末評議員會を開く出席三十六名、田部理事長議長となりて開議す時に午後二時、前項幹部會で決定した原案の全部ともその通りに可決確定し、外に四年度學資貸與生の

御大典奉祝  
記念品献納

三年度末評  
議員會



選定をして散會となつた、制定の規則程の類は總て卷末に現行法規を一括掲載するが故にこゝには載せず、又豫算書は其の梗概を擧ぐ。

○昭和四年度收入支出豫算

收 入 之 部

一金七千八百五拾八圓 基本金ヨリ生スル收入  
一金壹千貳百五圓 雜 收 入  
一金拾四萬七千九百拾四圓 前年度繰越金(内拾貳萬圓基本金)  
合計金拾五萬六千九百七拾七圓

支 出 之 部

一金五千八百八拾七圓八拾壹錢 公課、祭典献上費、學術武藝獎勵費、會議費、給與費、需用費  
電話費、淺野侯爵招待費、社史編纂費、豫備費(五百圓)  
收支差引殘金拾五萬壹千七百八拾九圓拾九錢 翌年度へ繰越

因みに記す此の日會議終了後本社新築記念として一同泉邸本門前に於て撮影を爲し、又本社門前に於て幹部一同の寫眞を撮つた。

◎同年九月二十一日 本社に於て理事、監事會を開く全員出席す、先以て監事は昭和三年度本社收支決算報告につき監査を行ひ調査の結果その通り承認と決し、其他貸費生二名推薦の件を詮議し幹部會はこれを承認して來月七日評議員會を召集して附議する事を可決閉會となる。

◎同年十月七日 本社で評議員會を開く出席三十六名、午後二時三十分開議し昭和三年度決算報告は

定時評議員會

異議なく承認となり、次の學資金を貸與する學生の選定二件とも審議の末提案通り可決し、更に饒津神社例祭執行の當日評議員順番を定め置きて本社維持員代表として參拜するの件及び淺野侯爵本年は米壽を重ねられたので奉祝の意味で御招待しようといふの件を協定して四時半終了した。

三年度收支決算は收入前年度繰越共合計金拾七萬五千九百拾參圓六拾貳錢、支出貳萬七千五百六圓參拾八錢で差引殘金拾四萬八千四百七圓貳拾四錢翌年度へ繰越となつてをる。

◎同月二十一日 小町國泰寺で淺野家十代齊賢公(天祐院殿)壹百年忌法會が修行せられ參拜方同寺住職西澤天海師から案内あり本社からも回向料を納め幹部參詣燒香した。

◎四月二十二日 午後七時半から本社で幹部協議會を催し田部理事長、井上、林兩專務、大町、百々飯田理事、池内、今田監事出席し農工債券四萬六千圓償還につき之れが對策として當分同銀行に定期預金とする事などを協定した、尙本年初秋の候歸京された淺野侯爵には八十八歳の高壽を迎へられ來月に入らば再び御來廣相成るにつき此度は御米壽奉祝としての御請待を爲すことに定め之れが準備打合せをした。幹部の外澤崎、西村、田中、宗兼、和田、粟屋評議員も出席し餘興催しもの、趣向諸役割など總ての協定をして十時過ぎ退散した。

◎同年十一月十一日 淺野侯爵には午後二時十三分廣島驛着列車で御歸廣に相成り、本社役員等同驛に御出迎へをし引續き本社に參集して來る十九日羽田別荘で開く同侯御請待會の準備打合せをした。

◎同月十七日 淺野侯爵家では同侯米壽祝賀のため此の日午後三時から上流川町の縮景園に官民有縁者數百名を招待されて園遊會の催しがあり、同進社役員側としては井上、大町の兩理事御手傳を爲し田部理事長、林理事、池内監事は他の團體側より出で、御手傳をしたが、御催しは頗る盛況であつた。



◎同月十九日 定めぬ如く評議員以上午後一時羽田別荘に参集す、先づ緊急評議員會を開くとの理事長の宣言で一時五十分開議、その要件は専務理事井上勝美一身上の都合で急に理事辭任申出でに付補缺選舉を行ふ事であり、乃ち簡便法に依り理事長の指名で監事池内英太郎を理事として専務(常務を行ふもの)とし其の後任として井上勝美を監事とした。

午後三時淺野侯爵には田部理事長の御出迎へにて御請待の席に御臨駕隨員淺野一男家令以下十一名、御少憩中各員交々伺候するところがあつて、やがて大廣間に設らへた會場に御案内をし、一同席定まるや田部理事長左の祝賀文を朗讀す。

祝 詞

大八洲搖ぎなき國礎を築きたる明治維新の鴻業は實に大なるものなり我が侯爵閣下は赫灼たる勳功を全幅に飾り皇室の藩屏國家の柱石として四朝に仕へ愈々倍々元氣旺盛今や米壽を迎へらる回顧すれば閣下は徳川の末葉國家多難の秋に際し天朝に咫尺し奉り紀伊守に任じ王事に奔走若き安藝新少將の名は列藩瞻仰する所となり殊に小御所の會議に偉功を建て王政維新封土を奉還し國政の主班に列り皇謀を恢弘し或は遣外使臣として國交を海外に厚うし或は教育に實業に公共の事業に努力せられ今猶心魂を公益の事に専らにせらるゝは萬衆の感激措く能はざる所なり郷に入りては交誼親愛を垂れられ事ある毎に扶導して已まれざるのみならず近年は歳の大半を郷土に優游自適せられ其の高風を日夜に仰ぐ事を得るは誠に我等の誇とする所なり我同進社の今日に於ける發達は一に閣下指導の賜にして感謝の至りに堪へず益々奮勵其の目的に向つて進まん事を期す我同進社は茲に粗莖を設けて閣下の貴臨を辱ふし其の健康を祝すると共に更に九十九の壽筵を重ねる事を得て永く久しく我等の師表として高教を

垂れ給はん事を祈りて已ます茲に謹んで祝詞を呈す

これに對して侯爵の御挨拶があり、次で素壽養老(田中、和田、宗兼、林、井上)があつて開宴となる、此度の餘興は特に構へて其の道のものを含れず全部評議員中から進んで其の役に當りかねて屢々會合して練習を重ねたのであつた、盃一巡の頃から餘興の第一番として今田、百々、澤崎の三河萬歳、第二番が百々の敦盛さん、第三が當日素人藝の白眉とも見られた考案もの「米字ダンス」餅搗の曲で米依扮裝の搦子が踊りながら杵音勇ましく搦上げた重餅を貴賓の御前に獻るといふの趣向であり、斯くの如くに舊君の御長壽萬歳を壽ぎまつたのであつた。

◎同月二十八日 井上専務理事正式辭任届を提出したので翌日池内就任し理事、監事變更の件監督官廳への届出及び登記手續などに爾後數日を要し、登記は十二月六日全く完了した。

◎同年十二月二十八日 本社は各評議員に對し「昭和五年々賀の際淺野侯爵閣下は一日、二日、三日の間泉邸の清風館に於て午前十時より午後三時まで一般の年賀を受けさせられ候間右時刻内に参邸賀詞申上げられ度此段申進候也 追て維持員へも同様参邸可致様御取計有之度候」との通達をした、近年同侯の廣島に於ける迎年時にはいつも此の例なのである。

◎昭和五年一月四日 仕事始めをした年頭に當り本社玄關に設けた年賀受を調べたところ大組長は北部四人、東部二人、西部六人、南部三人は缺席し、外に小組長六人、維持員其他四十一人の賀客あり、又賀狀十二通であつた。

◎同年二月八日 午後四時から本社で本年最初の幹部會を開く田部理事長、池内、林兩専務、大町、百々、飯田の三理事、井上、今田、岡部の三監事等出席し左の各項を協定した。



一、寄附行爲規程の祭典施行の件 祭典は大祭、中祭、小祭として本年度は豫算の範圍内にて三月下旬本社階上に於て小祭を行ふものとす、但し評議員總會を當日開催する事

一、給與規程第八條中改正の件 「特別の勤勞ある者に對し退職又は死亡手當を給することを得」を「特別の勤勞ある者に對し賞與金を給することを得」との改正案を評議員會に提出する事

一、維持員名簿改正の件（東西南北の四冊とし本年度末現在とす）  
一、會計簿様式變更の件

尙此の外二、三の事柄を協議し八時半閉會となる。

◎同月二十六日 北部七組評議員補缺選舉（柴田徳之助死亡に付）を行ひ投票總數二十一票の内九票を以て柴田益美當選（次點松村熊次郎五票）した。

◎同年三月十四日 昭和五年度收支豫算案并に昭和四年度祭典施行の件及び給與規程中改正の件で幹部會を開き夫々協定し來る二十四日評議員會并に祭典舉行の事を決した。

◎同月二十四日 第七回通常評議員會を本社に開く出席三十六名、午前十時五十五分開議し第一案の五年度收入支出豫算、第二案の給與規定中改正の件とも讀會省略を以て原案可決確定した、終つて祭典の直會を開き正午過ぎ散會となる。

是より先午前九時三十分から階上廣間に祭壇を設け昭和四年度に於ける舊藩主淺野家祖先及び舊藩士祖先の祭典を執行した、祭官は饒津神社々掌野上唯人、久保田幸重を聘し此度は小祭として評議員以上のもので參集し、別に淺野侯爵家家職總代として石田家從の參列を求め獻饌、修祓、祭詞に次いで玉串奉典を以て終了したのであつた。

議事確定した昭和五年度豫算の概要は收入拾六萬四千四百九拾貳圓前年度に比し七千五百餘圓を増加し（繰越金において）又支出六千五百八拾參圓參拾參錢で前年度より壹千四百圓を増したが、これは電話架設費（理事長宛へ）學術武藝獎勵費を増加した外に評議員改選費（七拾圓）を要するに依る、そして差引殘金の次年度に繰越となるもの拾五萬七千九百餘圓（内拾貳萬圓基本金）と計上された。

◎同年四月二十四日 藝州藩主第十一代節山淺野長訓公の御墓は東京芝青松寺にあつたのであるが、此度市區改正の結果これを引揚げて廣島に改葬せられる事になり、同公の御遺骸本日午後五時二分廣島驛に御到着に付緣故者御出迎へを申すに當り本社からは田部理事長以下理事、監事、評議員等同驛に御出迎へをした。

御遺骸は泉邸奉安の上翌二十五日午前十時國泰寺先塋に（新しく御靈屋が出来て）御埋葬相成り嚴かな御墓前祭が行はれた、從一位侯親しく御拜御玉串の儀あり、令嗣長之從三位、其他親族家職并に六團體代表者等順次玉串を奉典して祭儀終了した、本社からは田部理事長、百々、大町兩理事、井上、今田兩監事が參列し池内理事は追遠會、林理事は悼信會から參列したのであつた。次で二十六日には國泰寺の主催で午前十時同寺法堂に於て長訓公追弔法要が営まれて前日同様六團體からも參拜したが、右に對し各會とも御神料又は御回向料を寄せた。

◎同年七月八日 午後六時から本社で幹部會を開き主要庶務の協議をした要項左の如し。

○理事長宅電話購入架設終了報告 ○本社屋破損修繕の件 ○打込ポンプ設置の件 ○金庫庫内書棚設備の件 ○侯爵家其他より寄贈にかゝる掛軸等の物品は財産簿の表外として記録する事 ○評議員死亡（二名）に付補缺選舉に關する件 ○現在の選舉區は之れを改定しては如何との議ありしも當分



現在の儘とする事

◎同年九月二十七日 午後三時から本社で幹部會を開き昭和四年度決算報告其他の件を協議す、之れに先だち午後二時例の如く監事會において決算監査を行ひ異状なく報告を認む、其の外本年度の淺野侯爵招待會は十月下旬とし御來臨時刻の前に於て先づ通常評議員會を開く事、北部二組（木下猪三郎）南部十二組（武田重美）評議員死亡に付後任選舉に關する件を協定し、又本社寄附行爲第三條及び同細則第一條の趣旨を履行せんには毎年四大節とも奉祝式を行ふべき儀なるも、實際においては毎度の集合を許し難き事情あるに鑑み、當分二月十一日の紀元節をのみ本社公儀の奉祝日として評議員以上の役職員本社に會同の上祝典を舉行しようといふに決した。

◎同年十月十六日 南部十二組、北部二組評議員補缺選舉開票の結果左の通り當選就職に決した。

南部十二組 手島萬之進 北部二部 西村常吉

◎同年十月二十五日 通常評議員會并に淺野侯爵招待會を大華樓で開催す、午前十時過池内、林兩專務理事會場に先行して諸般の準備を終へ午後一時過先以て評議員會を開き、昭和四年度收支決算報告の件は原案承認となり、貸費生二名撰擇の件も可決され、更に協議事項として紀元節奉祝式の件及び貸費學生撰擇の事は評議員會の決議に據る規定なるも便宜上今後は理事、監事會に委任する事を共に可決し、其他二三事項を協定して當日の會議を終へた。

午後三時十分淺野侯爵には淺野家令以下の家職を從へて會場に臨まれ一同歡迎申上げ暫時御休憩の上特に請ふて一同と共に記念の御撮影を願ふ事が出來て、やがて樓上に御案内席定まつて田部理事長から御挨拶を申上げ本社の現状をも御披露に及び、侯爵の御謝辭があり、餘興として奇術數番の後配膳とな

り宴中素談などに清興を助け、かくて六時下る頃御機嫌麗はしく御退場になつた、因みに本社が閣下を御招待申上ぐる由には從來恒例のやうに少からぬ金圓の御下與があつたのであるが、近來の本社としては財政状態も好都合であるので今後は此の儀をお止め下さるやう豫め側近まで申上げたが、但し他會派との關係筋もあるので全然廢止といふことにはならず此の日は御菓子料若干を頂戴したのであつた。

◎同年十二月二十日 各評議員に對し來る新年には一、二、三の三日間淺野侯爵年賀を受けらるゝに付隨意泉邸に參賀する様維持員一同に周知方例年の如くありたき旨通知を發した。

◎昭和六年一月六日 新年仕事始めとして維持員現在數を記録した、即ち昨年十一月十日現在に依る各評議員調査報告を基として爾後の異動を整理した結果、本年一月一日現在の本社維持員數は總計二千二百二人で内一時不在者（出寄留者）八十七人、所在不明者（行先無届の者）百二十五人なり。

◎同月十一日 午後五時から本社で理事、監事會を開き諸般の協議を遂げたが、協定せし要項は

(一)來る二月評議員任期満了に付之れが選舉は從前の通り選舉投票用紙を小組長の手で維持員に配布し所定の期日に取纏めて評議員經由本社に提出する事、用紙は二月十一日評議員に交附し同月十六日を以て投票を締切り十七日を提出期とし同二十日本社に於て開票する事、これがため新加入者の取扱は一時停止する事 (二)二月十一日紀元節奉祝式の細目は專務理事に委任する事 (三)淺野侯爵本年を以て九十歳の高齡を重ね給へるを以て之れが奉祝會を催し御招待するに就ての經費は金參百圓の豫算とする事 (四)今後本社員死去の際には理事、監事の場合は總理、評議員は理事又は監事、小組長又は維持員は評議員若くは小組長に於て本社の弔辭を朗讀する事等であつて九時散會した。



◎同月十六日 淺野從一位侯爵には本年九十歳の高齡に達せられし廉を以て本日宮中から金杯并に白絹及び金一封御下賜あり、長之從三位代つて參内拜受せられた旨東京本邸から淺野泉邸に入電あり、右に付田部理事長本社を代表して泉邸に參進御祝詞を申し上げた。

◎同年二月十一日 昨年秋季評議員會の決議に基き最初の紀元節奉祝式典を擧ぐ、即ち午前十時三十分評議員一同參集し所定の順序によつて樓上應接間に安置し奉れる 兩陛下御眞影(田部理事長所藏のものを用す) 拜賀を行ひて會議室に移り一同着席の上、田部理事長から本月十六日の締切を以て執行する評議員改選に關する通達、池内専務理事からその細目に亘る説明を爲し終つて簡素ながらも奉祝賀宴を張り、理事長の挨拶日本精神作興談があり 陛下の萬歳を壽ぎて午後一時散會を告げた。

◎同月二十日 午前十時から評議員選舉開票點檢を行ふ、田部理事長、池内専務理事の外福永、百々飯田理事、今田、岡部監事參集規定の如く調査點檢を行ひ三時三十分全く終了した、其の結果西部五組岩崎賢一を除く他は悉く現任者再選せられ直ちに夫々當選通告を發し日ならず確定となる、午後三時過林、大町兩理事、井上監事とも出揃ひ引續き幹部會を開き來る二十八日新選最初の評議員會を開き理事七名、監事三名の選舉を行ふ事を協定したのであつた。

◎同月二十八日 午後二時臨時評議員會を開く(西村助三郎缺席)先づ田部議長挨拶を爲し理事、監事選舉の件を議題としこれが選舉方につき意見を求めたところ、竹村評議員の發議が成立して議長指名の五名の詮衡委員を設けこれに理事長を加へて詮衡する事になり、委員に竹村秀三郎、和田誠一、岩崎萬之進、淺野忠豐、調子定太郎が擧げられ詮衡の結果竹村委員から本社組織變更の前後引續き盡力ありて本社今日の發展に功績ある關係上理事、監事共重任を求むることに決したと報告し、滿場拍手これに

賛成してそれに決定したので、直ちに理事會を開きて理事長及び専務理事の互選をし夫々決定して午後三時本會議終了となる、新たに選任の役員左の通り。

○理事長 田部正壯 ○専務理事 池内英太郎(常務)、林 保登 ○理事 大町大作、福永良之助、百々正利、飯田熊三郎 ○監事 井上勝美、岡部壽松、今田正夫

◎同年三月九日 午後二時から幹部會を開き左の諸件を決定した。  
一、維持員一般に本社諸規則を周知せしむるが爲に本社寄附行爲、同施行細則、學資金支給細則、評議員事務規程を一括印刷に附し小冊子として配布せんとし之れが費用を六年度の豫算に計上する事

二、本社の祭典は三年毎に中祭を執行し小組長をも參列せしむ、六年度は中祭とし豫算に計上する事  
三、六年度豫算審議の評議員會は來る二十四日召集し此の日は午前十時を以て五年度の祭典を執行する事(此の外常務理事及書記會番に年度末賞與支給の件あり)

◎同月二十四日 午前十時から昭和五年度小祭を執行す、淺野家からは石田久雄家扶心得が御代拜として列席せられ評議員以上合計四十三名出席祭官は饒津神社祠官に依頼し野上社掌齋主を勤む、三十分で靜肅裡に終はる、次で十時四十分から通常評議員會を開き昭和六年度豫算案を議す、田部理事長議長席に着き池内常務から案の要點を説明し林評議員は大凡議案の審議については遠慮なく質問若くは意見の開陳を行ひ事後に悔ひなからん事に努めたいと希望を述べ、安宅評議員は維持員に對する一般的待遇法を講ぜられたしと望み、田部理事長から現在の實行方につき説明を加ふるところがあり彼は意見の交換が行はれた末原案は異議なく確定せられた。



閉會後一同直會に移り折詰を開きて神酒を酌み退散となる。

◎同年四月十四日 午後四時理事、監事會を開催六年度貸費生撰擇の件(四名)、六年度收支豫算監督官廳たる文部省へ報告するの件、浅野侯爵九十歳奉祝のため御招待するの件を協議したが、奉祝會は來る廿六日午後三時廣島偕行社で催すことにして設備萬端并に諸係分擔を定めた、尙本社建物償却方法として明年度から豫算を以て向ふ四十ヶ年毎年五百圓宛の積立を爲すべく、又備品は一ヶ年約一割の減價償却を行ふ事とすべしと協定したのであつた。

◎同月二十二日 東部第十一組評議員岡田多治郎本月七日死去したので本日之れが補缺選舉を行ふた結果有効投票二十五票岡田律一が當選した。

◎同年五月十日 先月二十六日開催する筈であつた浅野從一位侯御高壽奉祝會はその砌同侯少々御不例であつたが爲に延引となつて居たが程なく御全快となり愈々本日(十日)を以て諸事豫定通りの方法で廣島偕行社で開催した、主賓は家職九名を随へて午後二時會場に臨まれたので新館に御案内して直ちに囃謡高砂、羽衣の二番を演じ次に浪曲義烈傳があつて餘興を終り、更に本館に御案内して四時五十分から開宴となり、田部理事長は奉祝の御挨拶を申上げ、これに對して侯爵の御答詞があり宴半ばの頃一同侯爵の壽齡萬歳を唱へ主客歡談やがて七時過ぐる頃お開きとなつた、此の日本社側は小組長以上が參集し總員百五十餘名を數へた。

◎同年六月三日 小町國泰寺では藩祖浅野長晟公三百年御忌法要を營み關係團體へ參拜の案内があつたので、本社では評議員以上がこれに參列し御供物料を呈した。

◎同月二十一日 牛田町日通寺で浅野綱子御前様十三回御忌法要を修行したので本社からは理事、監

事一同參拜御供物料を寄進した。

◎同年八月十日 本年は浅野家御三代長晟公薨去後三百年に相當し侯爵家では東京本邸で九月三日、廣島では國泰寺御墓前で十月三日共に祭典が行はれるについて準備上の相談を本日泉邸事務所内で開かれ浅野一男家令の案内で田部理事長が參席し、他の團體からも同様代表者が罷出たのであつた。

◎同年九月二十八日 昭和五年度決算報告を審理するがため幹部會を開く、先づ以て監事會において書類検査を爲し異狀なく承認し、引續き理事會亦これを認め、十月初旬評議員會に附議する事、其他六年度祭典執行期は來る七年三月中とし中祭とする事などの外貸費償還に關する事などを協定した。

◎同年十月三日 國泰寺浅野家御靈屋境内に於て藝州藩祖長晟公(自得院殿)三百年祭が行はれた、六團體からは五名宛の代表者が參列する事になり本社幹部中、林、百々兩理事は惇信會から、池内理事と今田監事は追遠會から出席するので残る六名が出席した、各團體とも御神料金五圓宛を献じたのであつた、尙一般關係者には祭典終了後當日午後一時から四時迄の間隨意墓前參拜を許されたので本社では豫め評議員に通牒して維持員に通せしめた。

◎同月十一日 午後三時から幹部會、次で四時から評議員會を開く、要件は昭和五年度決算報告の承認を求むるもので審議の末異議なく承認、猶本社基本金を増して總額拾五萬圓とするの件を可決し又六年度決算からは建物、什器など償却方法を講じ之を表示する事に定めた。

◎同年十一月二日 本縣双三郡三次町では町の主催を以て舊支封城主因幡守浅野長治公三次入城三百年祭を執行し本社へも參列案内があつたので田部理事長本社代表としてこれに參列した、從一位侯爵の御一行は前日御着到相成り町を擧げての御歡迎甚だ盛んであり、祭儀の壯嚴は申すまでもなく、奉祝



行事に至るまで善美至れり盡せりて同地空前のことといはれた。

◎四月六日 二葉の里饒津公園に鎮め祭れる官祭廣島招魂社の例祭で其の管理の神職である石井鶴羽根神社社掌から本社へ参拜方の案内があつた、本社が此の案内を受けたのはこれが初めてであるが、同社は明治維新當時に於ける本藩勤王戦死者英霊の祭祠であるので理事長等當日参拜し御初穂を納めた。

◎同年十二月二十八日 本日を以て例年の如く本年の仕事納めとす、東部二組評議員澤崎裕造豫て病氣中の處死去せしに付池内事務理事本社を代表して葬儀に列した。

◎昭和七年一月四日 浅野侯爵令孫望子姫斯波男爵家(舊金澤藩老職)と婚約成り結納の御儀舊臘二十八日相済みし趣に付本社では理事、監事に對し泉邸に参賀方を通知した。

◎同月十二日 本年最初の幹部會を開き年度内に執行すべき祭典(中祭)の件、貸費生に關する件、東部第二組故澤崎評議員後任選舉の件などを協議したが、別に百々理事の發議で目下勸募せられて居る軍部兵器費献納の儀に付本社は維持員一人當り金拾五錢宛と見積り總額三百圓を献納してはとの事が満場一致の賛成となり、納期の關係上責任支出と爲し來るべき豫算會議に承認を求むる事に決定した。

◎同月二十六日 豫て調製中であつた六團體から望子姫への祝賀献上品祝函が出来上つたので團體幹部の一覽を求めた上、田部理事長、池田理事これを携へて大野村深江の御別邸に参向從一位侯爵の御高覽に供した上鐵道速達便で東京本邸に送達の手續を取つた。

◎同月三十日 東部第二組評議員補缺選舉の投票を開き點檢した結果左の通りであつた。  
部内維持員數五十三名中投票せし者三十五名で

有効票三十四票 石倉善太郎(當選)

◎同年二月二日 客月三十一日侯爵令孫望子姫御成婚の趣につき東京御本邸に宛て「謹みて華燭の典を祝し奉る」と電信した、これに對し長之從三位から「祝電を謝す」との來電があつた。

◎同月十一日 紀元節奉祝式を擧ぐ、午前十一時評議員全部參集し階上貴賓室に奉安の御眞影に對し順次拜賀を行ひて會議室定めの席に着き祝杯を擧げ聖壽萬歳を三唱して清談を交換し散會したのは午後二時であつた。

◎同月十六日 整理以來今以て支拂完了に至らぬ十五銀行では此度都合を以て當月限り廣島支店を廢止し其の一切の業務は岡山市上之町にある同行岡山支店に於て處理すべく、年賦拂預金の支拂は廣島市所在の他の銀行に委託し支拂期日前詳細通知すべき旨通知して來た。

◎同年三月四日 理事、監事全員參集午後四時から昭和七年度收入支出豫算案其他二、三の件を審議し來る十二日評議員會を召集し附議する事に決した。

◎同月十二日 午後二時から通常評議員會を開く、これに先ちて緊急理事、監事會を開き豫算案中附記改訂の事又は専務理事宅に電話架設を必要とするが故に動議として提出する事など協定する所あり、やがて本議に移り田部理事長議長席に着き池内事務から七年度收支豫算案の説明を爲し、林評議員は給與費中特別功勞者報酬及び旅費は共に存目として一圓と訂正する事、又電話費は専務理事宅に架設するが爲に相當の金額を増加する等に付動議を提出し審議の末それに決し、其他は原案通り可決確定した、曩に幹部會で協定した第五師團下募集兵器献納金參百圓支出の件は事由を説明して承認を求めたが異議なく賛成承認となり、又浅野家御婚儀に當り六團體聯合で祝賀記念品を贈呈せし費用の分擔は總額參百圓の内本社の負擔は百七拾五圓であり(會員數按分を以て算出したもの)其後浅野家から答禮として輕節料



金百五拾圓を贈られ其の分配額本社は八拾七圓五拾錢を受納した事の報告があり、其外當六年度の祭典は来る二十二日午前十時の開始として準備上の打合せをしたのであった。

◎同月二十二日 本社樓上廣間に祭壇を設け午前十時から昭和六年度の舊藩主并に藩士祖先の祭典を執行す、此度は中祭のことで小組長以上が参集し祭儀は饒津神社の祠官に依つて行はれ順次玉串奉奠を行ひ最後に昇神行事があつて典儀終了を告ぐ時に十一時、泉邸からは石田家扶、本社側は評議員以上四十二名、小組長八十八名であつた、本年は中祭でもあり普通時なら引續き社中で直會を開く筈であつたが時恰も緊張を要する内外の情勢なのに鑑みそれを遠慮して極めて簡素な折詰瓶酒を配分して散會を告げた。

◎同月二十八日 豫ての意嚮では本年春季を以て藩祖長晟公三百年祭典を盛大に執り行ふ筈であつたが時局に考慮を拂ふの點から止むなく大規模のものとはせず、本年九月十五日の饒津神社例祭に次ぐ翌日を以て臨時大祭を行ふことになり饒津神社當局の需めに應じ本日午後二時から同進社で六團體幹事協議を重ねた。

◎同年四月二日 本社理事(東部第九組評議員)飯田熊三郎かねて病臥中の處昨日死去せる趣届出に接したので各評議員に通知した、例規に據り香典(三十四圓)及び花料(七圓)を贈る。同日日居宅安藝郡府中村に於て葬儀執行につき田部總理、池内事務出張これに會葬し田部總理左の弔辭を述べた。

本社理事飯田熊三郎殿本年四月一日逝去せらるる君は本社舊組織における際十一年間の長きに亘り大組長とし將又諮問委員として大いに盡瘁せられ殊に昭和二年本社を法人組織に變更するに當りては諮問機關として之に與り爾來理事として在職せられ社運は隆々として今日の状態に進めり其功績の大なるは一同の感謝する所なり然るに今や幽明境を異にす誠に痛惜哀悼の至りに堪へず茲に本社を代表し謹みて弔辭を呈す。

◎同月七日 饒津神社春季大祭に付恒例の如く御神酒料を献じ田部總理外理事、監事及び當番評議員等参拜した、又翌八日は合祀記念祝祭にて参拜前日の如し。

◎同月二十一日 幹部會を開く、理事、監事全員出席左記諸件を協定した。

○本年度貸費生撰擇の件(四名採用、一名保留)○東部第七組評議員補缺は後任に適當の者を物色した上選舉日を定むる事 ○理事の補缺については理事、監事より各自の意見を理事長迄申出て適當の時機に於て臨時評議員會を開き選任する事 ○本年度の淺野侯爵御請待會は秋季に於て開催する事 ○深井書記辭職申出に付退職手當は法人組織以後の勤勞を參酌し金百五拾圓を贈る事、又故飯田理事への功勞金は五拾圓とする事

◎同年五月一日 深井書記の後任は之れを他に求めず現在社番である野上太郎吉を書記として雇入る事にたり同人就職書記兼社番とす。

◎同月七日 従一位淺野侯爵には此度上京遊ばさるゝ事になり此の日午前十時三十分廣島驛出發岡山に向はせらる、田部理事長は尾道迄、評議員等は廣島驛に出で御見送り申上げた。

◎同月十四日 東部九組安藝郡府中村の小組長四名打連れて來社同組評議員後任候補相談纏りたる趣開陳あり、依つて来る二十日選舉會を本社で開く事とし所要の投票用紙を交附十九日中に到達する事に取極めた。

越へて同二十日之れが開票を行ふ維持員現在數百六十名中投票せし者百十一名で開票の結果有効票得



臨時評議員

理事監事補  
缺當選

侯爵の御歸  
廣

和田評議員  
逝く

慶祝御請待  
會

點左の通りで中尾龜太郎が當選した。

中尾龜太郎 六十七票 ○寺田義一 十六票 ○飯田 護 十三票 ○難波卯平 七票 ○田中  
源三 三票 ○三宅小十 二票

◎同年六月二日 理事補缺選舉のため午後三時から臨時評議員會を開く缺席者二名のみ、田部理事長  
議長となりて理事一名を行ふにつきその方法をお謀りすると述べ、竹村評議員は前例もあるからとて幹  
部會に一任説を、住田評議員は投票説を述べたが竹村の動議が成立して理事、監事別室協議の結果監事  
今田正夫を理事に推薦した、その結果監事一名缺員となつたので直ちに其の補缺選舉を議題とし安宅評  
議員の動議でこれも幹事一任と決し、その結果牧原直一監事に當選共に本會議で異議なく可決確定し、  
外に二、三の報告があつて三時四十分閉會した。

◎同年二十五日 午後二時八分廣島驛着列車で御上京中であつた淺野侯爵御歸廣に相成り理事、監事  
評議員等は廣島驛に、田部理事長は尾道驛にお出迎へ申上げた。

◎同年二十七日 南部七組評議員和田兼次郎死去し本日葬儀が行はれるので田部理事長外幹部同家に  
臨み告別式に参列、理事長は弔詞を朗讀した。

◎同年七月三日 大華樓を會場として淺野侯爵御請待の會を催す、實は秋涼の候においてする豫定で  
あつたが、侯爵此度の御上京は意義深く殊に宮中の御殊遇もあり御前に於て維新當時の事情を御話なさ  
れたやうの事もあり至極御機嫌麗はしく歸廣相成りしこと故、それら慶祝の意味を加へて此の初早く  
お招きする事になつたので歓迎の準備は早くから整頓し、侯爵には午後四時家職老女等十數名を隨へて  
貴臨あり御少憩の上、階上において先づ餘興として淳風會連中の能狂言「鈍太郎」關東初下り某の八木

節「乃木將軍と辻占賣」の講釋ものを御聞きに達した後配膳に及び、田部理事長から御上京中の御榮譽  
を讃へ感激慶祝に堪えぬ旨御挨拶を述べたのに對し侯爵には「今日は態々此の會を催されてお招きに預  
り茲に厚くお禮を申す」との御會釋があり、主客清談笑話酒杯交々往來するの間に素謡や劍舞なども出  
てやがて撤宴となつたのが八時過であつた。

◎同年六月 淺野家に於て今回調製せられた左記書冊を泉邸事務所から本社に寄せられた、何れも淺  
野一男家令の筆に依り編述せられた記録である。

一、從一位様長政公宅趾御臨場記事 一、饒津神社合祀鎮座祭記事 一、從一位様豐國會御臨場記事  
一、從一位様御即位大典御参列記事 一、三次領主長治公入城三百年祭記事 一、御米壽御祝實記

◎同年十六日 曩に物故した南部第六組和田評議員の補缺選舉投票開きを午前九時二十分本社で執行  
田部理事長大町理事立會す、有効投票十三票で 篠村幹一、和田貫一各六票、佐久間榮三郎一票、然る  
ところ和田貫一は此の補缺選舉發令當日即ち七月六日には未だ本社維持員でなく同人は七月九日維持員  
加入を申込み同十二日名簿に登録せられたものに付選舉權及び被選舉權なきものであるからこれを除外  
し、篠村幹一當選となり其の旨通達した。

◎同年九月十六日 豫て企てられて居た舊藝州藩祖長晟公三百年祭を九月十五日の饒津神社秋季大祭  
に引續く本日をして執行せられ關係六團體の有志参拜し莊重に行はれ祭典終つて神能の奉納があつた、  
豫ての申値の如く六團體から金貳百圓の臨時大祭御初穂を献じその内百圓を本社が負擔した。

◎同年十月十三日 昭和六年度收支決算報告書審理のため幹部會を開く、先づ例の通り監事會に於て  
詳細監査を行ひ異狀なく四時半から理事會に移り理事者報告通り承認となる、尙特に當七年度に於て左

南部六組補  
缺選舉

藩祖三百年  
祭典



昭和六年年度  
決算報告會

侯爵本社へ  
御立寄

長之正三位  
歡迎會

記臨時支出を爲せし事を報告せり。

○一金百圓也 饒津神社祭神長晟公三百年臨時大祭に付本社分擔御初穂料 ○一金貳百圓也 宇品築港當時の狀況抽象畫揮毫料として謝禮金 ○一金四拾五圓也 同上の表裝額費用

○同月二十日 午後二時半本社で通常評議員會を開き前項の件を審議したが結局異議なく全部承認となつた。

○同年十一月八日 淺野侯爵には此度宮廷から御思召に依り御苑に生育の丹頂鶴一番御拜領に相成り前日無事泉邸に到着したので此の日大野村深江の御別邸から泉邸にお越しの上親しく御覽あり、其の御序を以て本社に御立寄り近頃出來上つた林半嶺の筆宇品築港の額繪御一覽を願ふことが出來た、何分突然の事であつたので他に通知する暇もなく理事長、専務理事丈にて迎送し、幸ひ一行中の畫伯小川竹鳳の席上揮毫があつて午後四時頃御立ちになり大野に御歸館になつた。

○同月十七日 是より先去る十三日淺野長之正三位來廣に付評議員以上のももの廣島驛に出迎へたが、豫め御都合を求めて歡迎宴を催す事になり此の日午後三時から大華樓に參集、四時半此の主賓を迎へ階上大廣間で先づ餘興に一輪車曲乗り、新劍舞太刀居合拔などの奇術妙技が演ぜられて配膳となり田部理事長御挨拶に併せて本社沿革の概要を述べ本社が舊藩主家に負ふところの深厚なるを謝し併せて將來不斷の垂示啓發を得ん事を願ひ、三位様は謝辭と共に「小異を捨て、大同を取るの精神を以て一致團結し將來益々發達永續を期すべし」との意を致された、夫より杯盤大に賑はしく隠し藝の二、三も出て上下偕に和し實に頼みある仲の酒宴であつた、お開きは夜の九時頃ついで各員退散となる。因みに正三位様には追遠會、惇信會の幹部と共同で二十一日夕本社階上で催した御話を聞くの會にも御出席になつたが

越へて二十五日午後一時四十五分廣島驛發列車で歸京の途に就かれ本社并に他の會の人々も御見送り申上げたのであつた。

○同年十二月二十八日 淺野侯爵には明廿九日大野から御出廣泉邸で御越年、明元旦には例の通り參賀をお受けになるとの事に付、本社はいつもの如く各評議員に通知した此の日を以て本年の仕事納めとした。

○昭和八年一月四日 本年の仕事始めとして常務理事等出勤學資其他の支拂をした、年頭に當り本社に參賀せし者一日六十九人、二日十人、三日四人で合計八十三人、賀狀の到來四十五通であつた。

○同月十一日 午後五時から本社で本年初頭の幹部會を催し七年度末に於て順次執行すべき定例の二月十一日紀元節奉祝式、三月末の祖先祭并に八年度豫算會議の豫定事項其他社内設備品などの件を協定した。

○同月二十四日 北部第四組評議員西村助三郎昨日死去せし旨届出あり本日葬儀に付池内専務理事、田部總理の代理として會葬弔辭を朗讀した。

○同月二十四日 正三位淺野長之様本年七十歳を迎へられ先般宮中より銀杯并に金一封下賜の恩榮に浴せられた趣傳承したので田部總理の名を以て本社の祝詞を郵送した、越へて數日本邸からの御挨拶狀來る。

○同年二月十一日 紀元節奉祝式を擧ぐ、參列方通知した全部四十四名の内病氣又は事故缺席せしもの七名あり、階上貴賓室に奉安せし御眞影に對し各個に奉拜を行ひて大廣間に集り田部理事長の賀詞并に國體觀念に就ての講話があつて祝杯を擧げ兩 陛下萬歳を三唱しやがて散會となる時に午後一時半。

昭和八年年  
頭の幹部會

西村評議員  
逝く

紀元節奉祝  
式



◎二月二十日 曩に缺員となつた北部第四組(三篠、新庄)評議員補缺については爾來部内小組長に於て詮衡中であつたが吉崎勝藏推薦の事に纏まり投票した結果同人が當選した。

◎同二十五日 北部第三組(三篠、打越)評議員兼監事たる岡部壽松病氣靜養中の處昨日死去し本日葬儀執行に付岡部理事長はじめ理事、監事、評議員等多數會葬し理事長左の弔辭を朗讀した。

本社監事岡部壽松殿本年二月二十四日逝去せらるる君は本社舊組織に於ける際八年間に亘り大組長として盡瘁せられ特に昭和二年本社を法人組織に變更するに方りては副議長として之れに與り爾來評議員として又監事として在職せられ社運隆々として今日の狀態に進めり其功績著大なるは一同の感謝するところなり然るに今や幽明境を異にす誠に痛惜哀悼の至りに堪へず茲に本社を代表し弔辭を呈す  
右に付本社規程に照し香奠として金拾圓、在職中の報勞金として金七拾圓を遺族に贈つた。

◎同年三月七日 昭和八年度收支豫算案編成に付理事、監事會を開き審理したが原案通りを可とし、その他故岡部監事の後任并に同評議員候補者物色の件などを協議した。

◎同月十四日 北部第三組評議員補缺選舉の開票を本社で行ふた、有効二十二票あり遠山富次郎廿一票で當選した。

◎同月十六日 午前九時評議員以上本社に參集し七年度祭典を修め終つて通常評議員會に移る、祭典は恒例の如く饒津神社神職に依頼し嚴肅に執り行はれ時恰も淺野男爵御滯廣中であつたので請ふて御臨場を求め、又泉邸事務所からは家職總代として石田家扶が參拜せられた。評議員會は午前十一時から始め議案は昭和八年度收入支出豫算で一、二質問應答があつた丈で異議なく原案を可決し次は監事の補缺選舉に移り議長一任の動議が成立し依つて田部議長は岩崎萬之進評議員を指名推薦してそれに確定し議

事終了となる、正午直會として折詰瓶酒の饗應に移り午後一時散會した。

◎同年四月三日 午前十時三十分縣社饒津神社で國威宣揚祈願祭を執行する旨豫め通知に接したので御神酒料を供へ幹部等參列した、尙七日八日には毎年の恒例で春季大祭并に合祀記念祭典が行はれるので是亦神酒料を奉獻し理事長以下參列したのであつた。

◎同年五月五日 曩に山陰地方御巡遊の旅に上られた淺野從一位様午後二時八分廣島驛着列車で御歸廣遊ばされたので田部理事長は岡山から隨從し其他池内、林、大町理事等は廣島驛に御歡迎申上げた。

◎同月八日 淺野侯爵御催しの六團體有志御招待會が午後四時から羽田別荘で開かれ本社の理事、監事一同お招きを受けた、この好機會において本社では午後二時から同別荘で幹部會を開催し八年度貸費學生の詮衡を行ひ三名採用を決し、又目下廣島市西練兵場西端に地を相して建設計畫中である官祭廣島招魂社(二葉の里鎮座)移轉新建費中に寄附する件を議し同社は舊藝州藩士勤王戰死者を祀れる深縁のある事なので金五百圓を寄附しようといふ事になつた。

◎同年五月十八日 本社の理事であり且つ舊藩事績につき多年研鑽を積み來つた林保登苦心の結晶だと謂はれる「藝藩輯要」の出版が愈々出來上つたので、本社では維持員中購入希望者の便宜を圖るが爲に一部の實費金參圓の内壹圓宛を社費で補助しようといふ事(本年三月の會議で協定)になり、先づ貳百部を譲受くる事とし其の旨各評議員に向け希望者取纏め方通牒を發した。

◎同年七月二十三日 淺野從一位様第九十二回御誕辰の佳日に付岡部理事長本社を代表して大野村御別邸に候し祝詞を申上ぐ。

◎同年八月一日 午後六時から本社で幹部會を開き數件を協議した、それは官祭招魂社移轉改築費寄



附金の件は臨時評議員會を召集して協賛を求むるか或は事後承諾として責任支出とするかの事であつたが書面審議とするに決し（日ならず全部賛成の回答を得て寄附を申込んだ）、淺野侯爵の招待會は九月彼岸の頃に開く事、夏季休暇の際貸費學生を本社に招集して茶話を開き訓育の一助とする事等を決したのであつた。

北村評議員  
逝く

◎同年八月十三日 東部六組評議員北村藤三郎病死し越へて十六日向西館で葬儀執行あり評議員等多數會葬し田部理事長例の如く總理として弔辭を呈した。

奨學貸費生  
召集茶話會  
を開く

◎同年八月二十日 午前九時から本社に於て奨學生、同卒業生并に其の父兄母姉を召集して茶話會を催した、これは本年が初めての試みなのである、田部理事長、池内、林専務、大町、今田理事、井上、岩崎監事出席し、被招者側には歸省せぬ者若くは旅行中のものもあつて出席者は割合に多からず卒業生では柴用隆夫、學生では八木正、下村清、中村秀男、河村行夫、山田守の五名、又父兄側は河村良雄、中村又之丞、下村リヲ、八木景一、松本喬爾、倉田每允、中島万朶、渡邊安藝雄の八名が出席した、池内専務開催の挨拶として、お互は本社奨學事業の趣旨を體して愕るところなく學生は各自にその現狀を語り合ふて意思を通じ延いて研鑽の資とも致したくこゝに始めて此の茶話會を開く事になつたと述べ、次で田部理事長から

本社の操守は尊皇崇祖の清き日本精神を發揮し互に身を慎み分を守り君國の爲に盡すに在り、近時動もすれば思想混濁し帝國臣民にあるまじき言動を見聞するが如きは深く以て誠となさねばならぬ、前途遠望希望に滿てる學生諸君本社に籍を有するものは特に別して心して思想堅實に學業に精進ありたし

云々と諄々訓告するところがあつて一同懇談を交へ、やがて散會となつた。

◎同八月二十一日 此の日は綱姫様の御命日に當るので本社からは新庄山の御墓前に櫛を供へ理事長専務理事等社員を代表して参拜した。

◎同年九月六日 曩に缺員となつた東部第六組評議員選舉開票を行ふ、其の結果有効票三十八票山本増太郎當選決定した。

◎同九月十二日 午後二時から昭和七年度決算書審査のため監事會を開き終つて同四時から理事、監事會に移り決算書は原案を承認し、其の外本年度淺野侯招待會は来る二十七日羽田別荘において主賓一行の外目下在廣中の淺野養長男爵をも御案内する事を協定し委員割など定めた、尙理事側から諸般の報告があつて散會。

◎同九月十五日 饒津神社秋季大祭に付田部總理、池内、林、大町理事及び代表當番評議員等参列した、此の夜侯爵招待會準備委員十餘名本社に會同して打合をしたが、次で十九日及廿四日も餘興委員會を催した。

◎同九月二十七日 此の日豫定の通り侯爵請待會を羽田別荘で開催するが故に午後二時半から同所で第十四回定期評議員會を開き昭和七年度決算書報告を行ふ異議なく承認となり、其の外理事者側から官祭招魂社造營費寄附の件、評議員履歷書提出に關する件、貸費奨學生茶話會の件、藝落輯要頒布の件、小組長に缺員を生じた際打合せを要する件、本社の資産である公債社債は借替償還に依り漸次利率低下するの結果收入漸減の傾向ある情勢などの件につき夫々説明若くは報告があつて會議を終へた。

次で午後四時十分從一位侯爵には小林家扶心得以下十五名の從屬と共に又御分家養長男爵御到着にな

評議員補缺  
選舉

理事監事會

決算報告評  
議員會



侯爵御招待

り迎接は恒例の如くにて、やがて先づ餘興として廣澤浪曲師の「辨慶長刀注文」の一節を御聴に入れた上、席を改めて開宴となり田部理事長の歓迎の御挨拶、従一位様の御謝辭があり主客盃を挙げ、清談歡語、お望みによつて評議員中隠し藝の數番も出て相變らずの賑ひに只管主賓の御健勝を壽ぎ参らせ八時半撤宴となつた。

國旗奉納式

◎同九月二十八日 廣島縣廳からの通告で文部省社會教育課藤田忠一行本社を訪問し本社創立の概要から法人組織後の狀況に關し説明を求むるところがあつた、但し別段公式の監察ではなかつた。  
◎同年十月一日 廣島にある中國新聞社では時局柄國民精神作興の一助として饒津神社に國旗奉納の式を挙げ午前十時祭典執行の趣同神社から案内があつたので田部理事長、池内事務祭典に参列し御神酒料を献納した。

賀儀御取止に就て

◎同年十二月十八日 淺野泉邸事務所から目下宮中喪仰出され中であるので侯爵家では本年末及び明年々頭の諸儀取止めに付關係方面へ此の旨通知ありたしとの告知を受けたので評議員一同に對し此の儀移牒した。

昭和九年年度の幹部會

◎昭和九年一月四日 例年の如く事務始めをして學資貸出其他金銭出納を爲す、本年は宮中喪に付淺野家賀儀を遠慮せられた爲か本社への來賀は例年に比し少數であつた。  
◎同一月十二日 午後四時幹部會を開く、病後靜養中の百々理事を除く外理事監事九名出席左記各項を協定した。  
一、来る二月十一日紀元節本社奉祝式は當地方の建國祭其他一般行事との時間關係を考慮し午後三時の開催とする事  
二、九年度豫算編成には評議員改選費用の計上及び祭典は中祭である事を考慮する

収入漸減の傾向

事 三、来る昭和十一年三月頃大祭を舉行しこれには特に淺野侯爵の御臨場を求め祭典と同時に維持員中高齡者の爲に敬老式を擧ぐる事とし、これらの豫算は明十年度に計上する事  
四、貸費獎學生監督獎勵の一方法としては毎年夏季に於て學生茶話會開催を恒例とする事と定め當該者に對し出來得る限り出席すべき様豫告を發する事  
尙此の席上専務理事から本社所有の有價證券の果實は利率低下のため漸減の傾向にある事を報告した、その實績左の通り。

百々理事逝

昭和七年度末 基本財産拾五萬圓の利子 金九千四百圓 利廻六分二厘六毛強  
同 八年度末 農工銀行債券償還五分乗替豫定 同上利子 金八千七百七拾五圓 利廻低下率八厘一毛  
◎同一月二十五日 病氣靜養中であつた百々理事（東部第五組評議員）遂に再び起たず市外石内村某醫院で逝く、越へて二十七日市内新川場町本照寺で告別式執行、弔辭、香奠等内規の如くに行ふた。

紀元節奉祝式

◎同年二月十一日 午後三時から評議員以上本社に參集して階上貴賓室に奉安した御眞影に對し順次拜禮を行ひ終つて祝賀の小宴を開き田部總理の時局に關する訓話があり聖壽萬歲、皇土彌榮を奉唱した事であつた。

理事補缺選舉

此の會合に於て緊要評議員會を開き曩に物故した百々理事の後任選舉を行ひ理事長一任に決し監事井上勝美を理事に指名し監事の補缺には宗兼徳を擧げ滿場異議なく夫々確定した。

評議員補缺選舉

◎同二月二十六日 東部第五組評議員補缺選舉の開票を行ひ有効投票二十二票（外無効二）で荒神町榎田作藏當選承諾した。  
◎同年三月二日 午後二時本社で理事、監事會を開き昭和九年度收入支出豫算案を議了し其他来る十



二日通常評議員會を召集し議事終つて八年度の祭典を行ふ事及び故百々理事に對する報勞金の件を協定した。

◎同三月十二日 午後二時から第十五回評議員會を開き昭和九年度收入支出豫算案を議し原案を可決し外に學資金支給細則第六條但書追加の件を定めて三時閉會を告ぐ、引續き祖先の祭典に移り恒禮を終へて五時散會した、成立した九年度收支豫算の要領を掲ぐ。

○昭和九年度收入支出豫算

收 入 之 部

一金八千六拾五圓 基本金收入 (債券ヨリ生ズル利子金利)  
 一金壹千八百八圓九拾壹錢 雜 收 入 (債券預金利子其他)  
 一金百 貳拾 圓 貸與學資返還金

合計金九千貳百九拾參圓九拾壹錢  
 外一金拾七萬壹千九百四拾五圓五拾四錢 前年度繰越金 (内拾五萬圓基本金)  
 總計金拾八萬壹千貳百參拾九圓四拾五錢

支 出 之 部

一金百七拾八圓四拾七錢 地租家屋稅等ノ公課  
 一金八 拾 圓 奉 祝 式 費  
 一金貳百五拾圓 祭 典、献 上 費  
 一金參千百貳拾圓 學 術 武 藝 獎 勵 費  
 一金貳百八拾參圓四錢 會 議 費

議員中の當番者夫々參拜した。

◎同年四月七日 饒津神社春季大祭に付八日の合祀記念祭と併せて兩様の御神酒料を供へ幹部并に評議員中の當番者夫々參拜した。

◎同四月十六日 獎學生貸費志願者採擇のため幹部會を開き協議の結果陸軍士官學校生徒柴田正夫外四學生を選定し他の二名は不合格となつた、尙舊藩士の關係にある故元帥加藤友三郎子爵の銅像建設の計畫があり資金募集中なので本社からは金五拾圓を寄附するに決し今一つ草水會擴張資金寄附の事は此の場合は詮議せぬ事になつた。

◎同年八月六日 理事、監事會を開き來る二十二日午前本社に於て本年度獎學生茶話會を開催する事

淺野侯御招待會は九月下旬に開くべく御内諾を求むる事、其他有價證券信託預可否の件などを議した。

◎同八月二十二日 午前八時三十分から第二回學生茶話會を開く、參集者は學生側九名、父兄側七名

一金壹千四百七拾參圓 給 與 費  
 一金四百五拾四圓 需 用 費  
 一金貳百九拾圓 電 話 費  
 一金參 百 圓 淺野侯爵招待費  
 一金七 拾 五 圓 評議員選舉費  
 一金七 百 七 拾 圓 社 史 編 纂 費  
 一金五 百 圓 豫 備 費

合計金七千七百七拾參圓五拾壹錢

收支差引翌年度繰越金拾七萬參千四百六拾五圓九拾四錢 内金拾五萬圓基本金

總計金拾八萬壹千貳百參拾九圓四拾五錢



で本社幹部は全部列席し田部理事長から訓話的挨拶があり學生連は順次在校の状況所感などを發表し一  
座交々懇談を重ねて十一時半散會。

◎同年九月十五日 從一位侯爵には午前九時三十六分廣島驛發下り列車で九州巡遊の途に就かる、此  
の行皇威宣揚時艱克服を祈願せらるゝ御趣意で宮崎宮、太宰府宮、宇佐八幡宮などに巡詣し傍ら西海の  
風物景勝を探られる爲であり、家令以下多くの從屬を隨へて鹿島立ちいと御盛んであつた、本社からは  
幹部一同評議員多数お見送りを申上げた、此の御西遊御詩作數多し茲に其の一を録す。

肅然立志誓神明。萬難消除期國禎。九拜虔祈臣子節。恩光願是照吾誠。

此の日は恒例の饒津神社秋季祭が午前十時から執行せられ田部理事長、池内、林、大町、今田の各理  
事、宗兼監事、代表指定の評議員和田、福岡、波田、西村、遠山、篠村等が参拜した。

◎同九月三十日 侯爵には九州における御豫定を巡遊行せられて御恙なく歸廣遊ばされ本社評議員  
以上のも廣島驛にお出迎へしたが、官民有志多くの歡迎者一様に心からなる慶祝を表したことであつ  
た。

◎同年十月十日 午後二時から昭和八年度會計監査を行ひ引續き四時半から理事、監事會に移り決算  
報告承認、來る十九日淺野侯爵御招待申上ぐるに付それに先だちて評議員會を開き決算報告を附議する  
事并に御招待會に關する件の打合をした。

◎同十月十九日 午後一時から大華樓で第十六回評議員會を開きて昭和八年度收支決算案その他報告  
事項異議なく承認となり、三時半侯爵招待會に移る餘興には大河町の盆踊りを聘した、近年農村藝術の  
勃興と稱へ郡村至るところに此の盆踊りが復興されてあり此の一行の如きも小學校長や有志らの引率指

導に成り隨分と大袈裟なものであつた、それが終つて配膳となり儀禮恒例の如くで清歡裡に暮れ過ぎ散  
會となつた。

◎同年十一月六日 此の節縣市井に師團の協同を以て廣島城内舊大本營の聖蹟に於て明治二十七、八  
年戦役記念大展覽會を開いて軍民の志氣作興に資するの行事があり、淺野家からも主要貴重品を出陳さ  
れたが、侯爵には曩昔 明治大帝大本營に御駐轡の砌明治二十七年十一月六日聖駕を泉邸に枉げさせ給  
ひたる榮光を追想されてその記念日である此の日觀古館に朝恩を物語る恩賜品をはじめ維新當時からの  
記念の數百點を陳列し、又縮景園内梅の馬場に大幄舎を建てこゝに在廣朝野の士人數百名を招待して記  
念式饗宴を張られた。本社幹部は一同籠招を蒙り且つ田部理事長、林、大町、井上、池内各理事は御手  
傳を囑託せられたが此の御催しは意義最も深く陳列は引續き一兩日一般に公開せられたのであつた。

◎同十一月二十五日 饒津神社新嘗祭執行あり幹部及び評議員中當番の者参列拜禮を行ひ本社として  
は御神酒料を供した、これ亦毎年の恒例である。

◎同年十二月二十六日 北部第三組評議員遠山富次郎前日病死し葬儀執行につき理事長ら會葬し弔詞  
を贈つた。

◎同十二月二十八日 例年の通り門松を建て本年の仕事納めをした、是より先明春は淺野侯爵年賀を  
受けらるゝとの事泉邸からの通知に接したので各評議員に對し夫々通達した。

◎昭和十年一月四日 新たな年の仕事始をした年頭三日間本社への來賀客八十四名、賀狀は二十九通  
であつた。

◎同一月十四日 午後四時から本年最初の理事、監事會を開き協議を重ねたが其の要項は左の通りで



あつた。

一、近時金利の漸落に伴ひ本社収入減が現實する之が對策としては支出削減の方法を講ずる外に道はないのであるから来る三月十年度豫算を編成するに當りては其際の現狀に照し或は評議員井に小組長の事務費を全廢若くは減額する事 二、来る二月は評議員改選期に付同月十一日投票用紙を評議員に交付し十七日投票を終らしむる事 三、三月執行の祭典（本年は中祭）の日に於て定時評議員會を開く事其他

◎同一月二十一日 東部第一組評議員監事岩崎萬之進二十日夜急病にて遽に卒去せし旨通知に接し急速幹部の意見を徴し香奠并に功勞金の程度を詮衡決定し夫々處理し葬儀に際しては内規に依り理事長の弔辭を呈した。

◎同一月三十日 臨時幹部會を開き岩崎監事の補缺は當分見合はす事、評議員缺員のものも来る改選期までその儘とし適當の時期において候補者調査を進むる事などを協定した。

◎同年二月十一日 午後三時恒例に據る紀元節奉祝式を擧げ御眞影拜賀の上祝宴に移り五時退散となる、幹部は居残つて評議員改選其他二三の事項につき協議を重ねた。

◎同二月十四日 南部九組評議員調子定太郎病卒し翌日葬儀執行幹部等會葬し理事長弔辭を贈る。

◎同二月二十日 豫定の順序を経て此の日午前十時から本社で評議員選舉の開票を行ふ福永理事の外幹部皆出席部署を定めて處理に當る、開票の結果大部分は再選となり、異動せしは左の五組のみ。

○東部第一組 丸芳保眞(岩崎死亡の後) ○東部第三組 久保一郎(田中保太郎勇退の後) ○南部第九組片島秀雄(調子死亡の後) ○北部第三組 桑原登一(遠山死亡の後) ○北部第五組乙 福永 猶 (福永良之助退隱の後)

引續き幹部會を開き新評議員會を來る二十六日午後召集し理事監事の選舉を行ふことなどを協定した。

◎同二月二十六日 午後三時改選後の初評議員會議を開く石倉、川成、丸芳、粟屋、淺野の五評議員は病氣又は旅行のために缺席し他は皆出席、當日の議題である理事七名、監事三名の選舉につき議長(田部理事長)から先づ満場の意見を問ふ、横田評議員は現議長は理事に留任されて他の理事及び監事も議長の指名を以て決したしと述べ、大多數の賛成あり議長採決して此の動議が成立し結局左の通り當選となる。

- |    |             |             |
|----|-------------|-------------|
| 理事 | 田部 正 壯 (再)  | 池内英太郎 (同)   |
|    | 林 保 登 (同)   | 大町 大作 (同)   |
|    | 井上 勝 美 (同)  | 今 田 正 夫 (同) |
|    | 牧 原 直 一 (新) |             |
| 監事 | 宗 兼 德 (再)   | 和 田 誠 一 (新) |
|    | 安 宅 太 郎 (新) |             |

林評議員から推薦承諾の挨拶があり各員亦同じく就任を諾し直ちに理事會を開きて理事長、専務理事の互選を行ひ理事長に田部正壯、専務理事に池内英太郎(常任)、林保登の兩名當選した、議長は此の日の議事録署名者に横田作藏、久保田政一、住田信太郎の三名を指名し會議全く終る。井上理事の發越で評議員改選を機會に直ぐさま懇親會を催す事になり歡談の間に晚餐を共にして退散したのであつた。

◎同年三月八日 午後三時から本社に理事、監事會を開き昭和十年度收入支出豫算案、給與規定中事務手當は年度に依り豫算を以て其の額を示す事に改定する事、本社取引銀行に關する事、本社の所有す



べき有價證券に關する事などを協定した。

◎同三月二十三日 午後一時半から第十七回定時評議員會を開きて前項の諸件を附議し何れも提案の通りを可決確定して會議を終はる、次で三時半から九年度祭典(中祭)を執行す、従一位侯爵御名代として石田久雄家扶が臨席され又滯廣中の御分家養長男爵も臨席、本社側は評議員四十名、小組長九十七名参列し祭員は毎もの通り饒津神社祠官を聘した、此度は中祭の事として参列多數に付豫め幹部を部署して各係を定め行事全般に亘りて遺憾なきを期した、祭典は莊重に序次を追ふて終了となり引續き一同直會に移り六時頃退散となつた。

◎同年五月八日 午後四時幹部會を開きて貸費生志望申込八名に對する調査詮衡を爲し野津貫一外三名を本年度採擇に決した、この外當年度内に開く敬老會に關する設備などの件を協定して夜に入り散會となる。

◎同年六月十八日 本年四月三十日附規定に基く法人年度事業報告に對し廣島縣學務課から九年度決算書及び十年度收支豫算書などの推問を受けたので詳しく説明を附して回答書を提出した。

◎同年七月十六日 淺野侯爵の御從弟で長之三位の令弟に當る中川久任伯爵(舊筑後岡藩主家)薨去に付本社では總理田部正壯の名を以て侯爵御父子へ御見舞として御機嫌伺の書狀を呈した。

◎同年八月二十二日 午前九時から本社奨學々生第三回茶話會を開催したが理事長以下幹部の出席九名學生は西田幹夫、長屋敏郎、野津貫一、川村正明、山田守、下村清、土田豊の七名それに父兄側十三人の出席で第一番に田部理事長は

學生たると否とを問はず日本國民は總て教育勸語を奉戴して身を修め家を齊へ以て君國に盡すべきは

今更申す迄もなき事であるが本社維持員及び其の家庭のものは特に此の點に留意して實行せねばならぬ、予は此所に掲示した「須磨智識養能力以遂其終矣」の語について人は勉學するとも其の終りを完うせねば善良なる日本國民とは謂へ得ないのであつて其の終りを完うするとは自己が養ひ得たる智能を以て君國に盡すの謂ひである則ち盡忠報國は本社の基本主義であるから各位は宜しく此の精神を發揮する事に努められたい

と訓諭するところがあり更に池内専務理事から事務的説示訓話を爲しこれを受けて父兄側から長屋庄三郎「孝經」を説きて所感を述べ同進社財團への謝辭とした、次で學生は交々起ちて自己在學の現状なり所感なりを陳辯し互に益するところ少からず正午近く散會を告げた。

茶話會後理事、監事會を開き本社の所有すべき公債社債の範圍を廣めること及び利廻り高く且つ極めて確實なものあらば株式また可なりと定め其他數項を協定した。

◎同年九月二十八日 昭和九年度決算報告書審議のため幹部會を開く、午後二時から先づ宗兼、和田、安宅の三監事は收支表公社債預金貯金現金等萬般の審査をして四時半に及び終了、引續き理事會に移してこれらの報告があり結局承認と決し其の外豫算編成形體の整備及び來るべき評議員會などの事を協議し六時半終了を告げた。

◎同年十月五日 秋季定期評議員會に引續き淺野侯爵御招待會のために午後一時大華樓に參集、理事長以下四十名で議事は前項二十八日の幹部會決定の事項で審議の上その通りに可決し、三時三十分従一位侯爵并に養長男爵御一行を迎へて席定まるや餘興として浪花節、薩摩琵琶各一曲が終つて配膳となりいつに變らぬ舊主公の御健勝をたゞへて應て散會となる。



評議員會では決算書の外に本年度貸費學生採用の件、學生茶話會の狀況、明年三月には第二回維持員總會を召集して大祭を舉行し且つ敬老會をも催すに付維持員調査を正確にして同年一月十五日迄に報告すべき件などを報告し、尙昭和九年度本事業の概要報告書（印刷物）并に各組毎の維持員名簿の豪紙綴を配分したのであつた。

◎同年十二月十一日 故馬屋原評議員の補缺選舉開票を本日午後本社で施行投票數二十二票で森田萬允が當選した、午後四時三十分から幹部會を開き明春の大會に關する諸準備及草水會基本金大募集に付明年度豫算に臨時支出を計上する事などを申合せた。

◎同十二月二十八日 従一位様明廿九日大野御別邸から轅町の御別邸に歸還越年なされ一月一日には午前中參賀客に接見せられるとの事泉邸からの通知に基き其の旨各評議員に通達し本年の事務納めを爲す。

◎昭和十一年一月四日 本年の仕事始め獎學生に對する貸資金三百圓を支出した、年頭に當り本社へ來賀者九十一名、賀狀三十六通あり。

◎同年二月十一日 本社が帝國三大節の一を擇びて綜合的祝賀を行ふの日である、評議員以上のもの午後三時本社に參集し定め如く拜賀式祝賀宴を擧げた開宴に當りて總理田部正壯の挨拶の要旨に曰く帝國の隆昌は國威と共に八紘を輝かしめ上 皇室は愈々御榮え昨年は皇子（第二皇子義宮正仁親王）御聖誕あらせられ慶賀の至りなり下國民は皆其の堵に安んじて益々隆昌に進んで居る、頃日衆議院總選舉の事あり官民選舉肅正に努力致すべきの時我が士族團體は別して此趣旨を體してこれが實行に力めたいものである、諸君は宜しく組内維持員各位を誘導せられて肅正の目的を達せられん事を望む斯

くの如きは亦以て本社成立の本旨に合致する所以と信するからである  
と一同盃を擧げて聖壽萬歳を奉頌し清歡を願ちて午後六時散會した。

◎同二月二十五日 大町大理事（南部第二組評議員）兩三日前突如として腦溢血症に罹り重體に陥つたが遂に再び起たす此日卒去した、急速協議の上前例を參酌して香奠を贈り越えて二十八日向西館に於て葬儀營まる幹部其他會葬し田部理事長弔辭を捧ぐ文は左の通りであつた。

本社評議員理事大町大作殿昭和十一年二月二十五日逝去せらる君は大正八年以來本社大組長として熱誠職に服し法人組織に變更するに方りては諮問委員として精勵努力適確に進展を企劃し爾來理事として社運の隆昌を謀り今日の社務整調を誘致せらる其功績著顯にして一同の感謝する所なり尙今後益々君の手腕に待つところありしに今や忽ち逝く誠に痛惜哀悼の至に堪へず茲に本社を代表し君の功勞を謝し謹みて弔辭を呈す

◎同二月二十九日 午後四時理事監事會を開く全員九名出席昭和十一年度收入支出豫算案を審議し少額の修正を加へ又故大町理事の功勞報酬金は壹百圓と決定其他二三事項を協議して六時半散會した。

◎同年三月二日 南部第二組評議員補缺選舉を行ひ開票の結果同組小組長田中品太郎が當選した。此日理事監事は打連れて來るべき大會の會場である小網町壽座に至り諸設備に關し實地視察をして夫々配置按排を取定めた。

◎同三月六日 昭和十一年度收支豫算案審議のため定時評議員會を本社に開き豫算案は結局原案を可決し理事の補缺選舉は例の通り理事長一任となつて三原町評議員竹村秀三郎が推薦された、財團法人組織以後の社は其の根底を維持するの趣旨から無條件で加入を許す事は不合理ではないか今後新たに加



入する者には若干の寄附金(基金)を出させるが可いとの意味で幹部側から動議が出たがこれには多少の議論が起り賛成、延期、否決などに分れた末今日は議題とせぬといふ事になつた、又處理上不便に付三月の大會を終了する迄新加入の受付を停止する事とし評議員は全部が大會の委員といふ事に定めた。

◎同三月十六日 田部理事長夫人去る十三日卒去せられたので本社としての弔志は内規に準據して贈呈したが、茲に一つの問題は同理事長が二十日間即ち来る四月二日まで忌服であり豫ての計畫である三月二十九日の本社大祭に理事長臨場する事が出来ぬとあつては行事の上に不便があるので最寄り理事監事協議の上理事長の内諾を得て學式を延期するに決し第一は會場の支障有無が問題であるから壽座に交渉したところ諒解を得たので四月十二日に延期することとし夫々の方面へ通知方を取運び本日其の郵送を終へた。

◎同年四月四日 大祭並に敬老會の準備については期日の迫ると共に屢々幹部が集り協議を重ねて來たが此日は委員全部を召集して夫々受持の部署に關し細かに打合せをした。

◎四月十二日 年來の宿望であり昨秋來時に觸れ折に臨んで計劃の歩みを進め乍ら待ちに待たれた時は來た、財團法人組織に基礎を堅めてからの第二回目的維持員總會、舊藩主并に藩士祖先を祭るの大祭典及び現在維持員高齡者(七十歳以上)敬老會舉行の意義深い日は即ち昭和十一年陽春四月十二日の今日である、昊天吾等に幸ひし朝來天氣良く日和暖く東より西より將た北より遠く來り會する同族は吾れ先きにと會場である小網町壽座に參集したのである。諸式の準備は滞りなく整へられ委員は

庶務係(長池内理事)、會場係(長井上理事)、來賓係(長林理事)、受付係(長宗兼監事)、酒肴係(長和田監事)、祭典係(長牧原理事)、敬老係(長今田理事)、祝賀行事係(長林理事兼)、救護係(長竹村理事)

の九班に分ちて評議員全部及小組長の若干名が夫々配屬されて任務に當る。乃ち此の榮えある

維持員總會—藩祖大祭—高齡者敬老會

の概況を録す、會場内の諸設備成りて午前八時開門すれば早くも維持員百近くも詰め掛けてゐて受付は開始と同時に既に大繁昌一時は混雜に陥らんばかりの有様であり漸く整頓を告げたので十時三十分第一鈴を以て開式、是れより先淺野從一位侯爵には大久保家扶、石田家扶心得以下二十名の家職を隨へて御臨場に相成り御分家淺野養長男爵夫妻及び上田宗雄男爵、淺野忠允男爵亦來賓として來臨あり、會場係長井上理事の挨拶で第一に大祭典を行ふ舞臺正面奥に神籬すがくしく祭壇は森嚴に設らへられて海山野の物堆かたく猷薦せられ其の神々しさは謂はん様もない、齋主は饒津神社久保田幸重社掌で祭官それに連らなり正賓の淺野從一位様祭主側の各班代表者等夫々拜所に列席す、先づ修葺の式に次いで降神行事ありて齋主恭しく祝詞を奏す。

祝詞 文 (原文は倭假名)

此處ヲ穢ヒ清メテ忌庭ト爲シ伊豆ノ神籬指立テ招奉リ齋奉ル掛クモ畏キ舊藩主淺野家ノ遠ツ御祖代代ノ御祖ヲ始メ舊藩士ノ家ノ遠ツ祖代々ノ祖等ノ神靈ノ御前ニ齋主縣社饒津神社掌久保田幸重恐

去シ昔元龜天正ノ頃ヨリ君臣ノ契リ深ク仕奉リシ臣等ノ子孫等代々仕奉り來シ舊君ノ惠澤ヲ念ヒ汝命等ノ功績ヲ忍ビテ遺シ給ヘル訓ヲ守ラムト相議リニ議リ相集ヒニ集ヒテ明治十三年ト云フ年ニ始メテ此ノ集ノ同進社ヲ起シケルヨリ年月ヲ經ルマ、ニ其ノ基礎モ愈々堅ク育英ノ業ニモ力ヲ盡シ入紐ノ同心ニ規約ノマ、ニ違フ事尤ク有經ル事ヲ嬉ミ奉リ辱ミ奉リテ今年ノ八年ニ一回仕奉ル春ノ今



日ノ大御祭ニ社員等普ク打集ヒテ御前ニ御食御酒海川ノ幸山野ノ幸種々幸ノ多米都物ヲ備奉リテ殿  
シク美シク御祭仕奉リ廣キ恩頼ニ報ヒ奉リ仰キ奉ラクヲ神慮モ穩ヒニ諾ヒ聞食シテ淺野家ヲ始メ社  
員ノ家々ニハ諸々ノ狂事不有給堅磐ニ常磐ニ子孫ノ八十續ニ至ルマデ立榮ヘシメ給ヒ各モ各モ饒ビ  
睦ビテ己ガ方向不令爲執行フ業務ヲ進メ彌輔ケニ輔ケ給ヒテ夜ノ守日ノ守リ幸ハへ給ヘト殿シ録中  
取持テ恐ミ恐ミモ白ス

次に本社ノ田部正壯總理祭壇に進みて祭辭を奉る。

維時昭和十一年丙子四月十二日財團法人同進社總理從四位勳二等功三級田部正壯等清酌庶羞ノ奠ヲ  
以テ謹ミテ舊藝藩主淺野家祖宗ノ尊靈並ニ同藩士祖先ノ靈ヲ祭ル

本社曩年組織ヲ改メテ財團法人ト爲シ基礎ヲ固クシタルノ後昭和三年十二月二日祭壇ヲ修メ尊靈ヲ  
祭リテ謹ミテ告ケ且祈ル所アリシカ爾來八星霜ヲ經、社運漸ク隆盛ニ操守益々堅カラントス是蓋尊  
靈加護ノ賜ナリ

惟フニ生ヲ養ヒ終ヲ慎ミ遠ヲ追フハ人生ノ儀禮、先哲ヲ敬ヒ本ニ報ユルハ人倫ノ大道ナリ茲ニ重ネ  
テ本日ノ大會ニ於テ崇拜敬虔ノ忱ヲ致ス非物禮至ラスト雖尙クハ饗ケヨ

次に奏樂の裡に巫子舞あり、これは斯道有志の集團に成る吉備樂を特に聘したもので典雅いはん方な  
く天女のかなづるそれとも想はれて誠に神慮を慰めまゐらするにふさはしく感ぜられた事であつた、次  
で玉申の奉奠は左の順序でなされた。

齋主(久保田祭官)、祭主(田部總理)、來賓(從一位侯爵、養長男爵、忠允男爵)、役員代表(今  
田理事)、評議員代表(横田作藏)、小組長代表(林良彦)、維持員代表(林仲之助)

右終つて昇神行事ありて祭儀全く畢る。祭壇は撤せられて式壇は改り先づ以て

「從一位様御長壽奉祝」に移り田部總理は滿場に對し今日の本社總會に從一位様遠路態々御臨場を辱  
ふし諸君と共に拜謝感激の至りであります、從一位様は九十五歳の御高齡にましますが矍鑠として御健體  
に涉らせられ各員と共に尊容を拜するは歡喜且慶祝の至りに堪へません、茲に從一位様の御高齡に對し  
御祝詞を申し上げますが御賛成ならば拍手を願ひますと述べれば拍手滿座場内震動せんばかり、  
是において總理はそこに掲げられてある自作の七言絶句を朗吟し會衆一同再び急霰の如き拍手を以て奉  
祝の意を表したのであつた、詩に曰く

長庚眞箇頌無窮。親接英姿膽力雄。

勳位名聲誰不仰。維新元老獨存公。

斯くて先づ從一位公の鶴壽奉頌が済んで維持員敬老會となり田部總理演壇に進み式辭を朗讀する、

本日淺野侯爵閣下の御臨場を仰ぎ財團法人同進社大會を開催するに當り維持員中古稀以上の高齡者  
各位に敬意を表する事を得るは洵に欣幸に堪へざる所なり、今更多言するまでもなく我が同進社は  
皇室中心主義を經とし淺野家歴代の遺徳崇敬を緯として結盟せる最も由緒深き團體にして祖先を尊  
祀し長老を敬愛するは當社員當然の責務なりと信ず、特に本日敬老表に其名を録せられたる各位は  
小にしては一郷の爲に大にしては君國の爲に盡されたる其勤勞努力の多かるべきを想ふとき我等は  
各位に對する敬愛の念一層深きものあるを感ぜずんばあらず希くは將來益々健康に留意せられ松鶴  
の壽を全ふせられん事を

鶴龜をあえものにして千萬代盡しませ大君のため



從一位様御言葉

爰において從一位様には演壇に進ませられ親しく主催者である同進社財團並に高齢者に對して御鄭重に且御懇ろの御言葉を賜つた、記憶の儘に其の要旨を掲げて永久の記録としやう。

今日の同進社總會に余も高老の一員として皆んなと相會することの出來た事を悦ぶ。本日の盛儀に際しては社員一同に禮を述べる。こゝに集まれた高齢者一同は此後一層身體を丈夫にしてこの上の長壽を保たん事を望む。

次いで井上會場係長の紹介で古稀以上高齢者の報告(豫め印刷物として配布した)によつて贈呈狀に添へて記念品及び侯爵御下與の御菓子(總理から其の代表者に渡し代表者左の答辭を讀む)。

高齢者代表の答辭

財團法人同進社の第二回總會を開き定款に據る大祭を修むるに當りまして特に維持員中七十歳以上の高齢者に對し慶祝の意を致さるゝ事となりまして、偶ま私達その年齢に相當致しますが爲に茲に殊遇を受け且私達の平素尊崇敬慕致しまする從一位淺野侯爵様の御高論を親しく目のあたりに拜聴致しました事は一同の最も感激にたへぬ次第であります。

謹みて同進社の此催しを謝すると共に禮に於て缺くる所あるを信じますが舊藩主公の御慈愛に對しまして此席上衷心からの御禮を申し上げ今後益々御高論に副はん事を冀ふ次第であります不肖高齢者を代表致しまして聊か蕪辭を申し上げます。

昭和十一年四月十二日

同進社維持員 林 仲 之 助

聖壽奉頌

更に高齢者の一人である田部總理は式場から從一位公に對し今日高齢者に特に御菓子を下與せられた御思召に付高齢者一同を代表して御禮を申述べた、時恰も正午であり之れにて諸式全く畢りを告げ會場係開宴を宣し一同は既に配布せられてある折詰辨當に瓶酒を開きて盃を舉げ田部總理の先唱で 聖壽萬

祝賀行事の數々

歳を三唱奉祝し次で從一位様の萬歳を三唱して御健勝を祈つた。

午後零時半の頃林祝賀行事係長から今日招聘した祝賀興技についての趣旨とプログラムとを發表して舞臺幕は開かれ第一に淳風會連中の能狂言「蝸牛」は演ぜられて會衆清興に頸を解く、次には武徳會廣島支部有志の武術演技で觀る者をして凜然秋水に觸るゝの思ひあらしめたのである、最後に浪花節の一齣があつて行事全く終り閉會となる時に午後三時、是より先午後二時三十分從一位様は一行を從へて會場を退かれ御歸館となつた。

此會案内狀發送の基本は昨昭和十年末整頓した維持員調査總數二千七名の内居所不明者二百名を除けた一千八百七名で此の内七十歳以上の高齢者二百五十五名あり早くから參否の回答を求めたが當日出席せしは一千四百五十五名(内高齢者の出席二百二十五名)かゝる多數の來會者を見たのは年來の待望を如實に窺ふことが出來て喜ばしき限りである、尙萬一の場合を考慮し赤十字社廣島支部の好意を受け救護班を用意したが幸に無事故であつた。

高齢者氏名は各組順に住所生年月日を明記して印刷物とし又田部總理の作詩「大祭嚴然捧至誠。斯間敬老壽杯傾。由來同進千秋誓。須盡純忠揚厥名。」といふのを石版に附して式の次第書と共に全員一同に配布し祝賀宴には慶祝を意味した三重折詰と銘酒「白菊」の二合瓶を頒ち、高齢者には來否を問はず從一位様御揮毫「壽」を題とせる扇面箱入のものと同部總理の筆に成る「假齡無疆」を染抜きにした巾紗の箱入とを記念品として頒ち、從一位様からの御菓子は御家紋打の紅白落雁であつた、尙從一位様頌徳の詩はやがて表装を施し同公に献呈した、又此の會についての經費は金參千圓の豫算で曩年の決議に基き別途扱としたが清算終了支出總高貳千九百拾參圓五拾貳錢であつた。

大會費用決算



御領座記念  
臨時大祭

奨學生銓衡

從一位侯爵  
天機奉伺御  
上京

低利金政策  
對應協定

◎同四月十六日 淺野家の菩提寺である國泰寺、正清院、日通寺協同で本日午前十時から牛田町日通寺で妙信院様（大光院殿御生母奥氏）五十回忌法會が修められ豫て六團體に参拜方案内があつたので本社では御回向料を供へ理事、監事、評議員等参拜した。

◎同四月十七日 饒津神社御領座記念臨時大祭が舉行せられ本社からは金七拾圓を協賛費中に寄附し評議員以上のもの悉く参拜した。

◎同四月二十七日 午後四時から本社で理事監事會を開き本年度に採用すべき貸費奨學生の銓衡を行ふた結果左記三名を採用し外二名を保留する事に協定した。

○京都帝國大學經濟學部第三學年 大野喜久 ○東京醫學專門學校第四學年 三谷正登 ○東京商科大學專門部第二學年 中島 正

◎同五月二十五日 淺野從一位侯爵には 天機奉伺其他の用務で上京相成ることになり此日午前十時四十八分廣島驛發上京の途につかれ途中岡山、京都、名古屋等を経て六月十日御恙なく入京せられた右に付評議員以上のもの廣島驛に出で御見送り申上げた。

◎同六月十六日 臨時幹部會を開く今田、竹村の二理事の外皆出席、主なる案件は近年の低利金政策の現状に對する本社の所有すべき有價證券の撰擇に關する問題で協議の結果、株式の領有は額面金高は現有程度とするもその種類に當つては數を多からしむるが得策に付今後臨機の處置を取るべき事又公社債は將來利下げに向つて動くべきが故に是亦其の時機を逸せず舊債券を以つて交換的に買入るゝを得策とすといふ事に纏り其他奨學資金返還狀況に關する報告などがあつた。

◎同六月二十六日 昭和十年中における維持員異動調査完成し登録したがそれは死去せし者八十七人

侯爵御歸廣

あり又新加入を承認した數七十八人であつた。

◎同七月十七日 曩に上京遊ばされた從一位公午後二時十七分廣島着列車で御歸廣に付幹部評議員等御歡迎申上げた、侯爵今次の御上京は二・二六事件以來の御宿志を果され其他御歸京中の御行動は總て國家社會的に意義深く且御名譽の事共が多く郷土ではそれらを聞知する毎に感激當ならなかつた次第であり、今日御老體に些の御障りもなく御元氣に歸廣せられたので特に官民多數歡喜のお出迎へに驛頭は賑合ふたのである、侯爵は驛前昭和旅館で少憩、出迎のものに一々接見謝意を述べられた上、幟町の御別邸に歸へられた、因みに三原町居住の本社維持員は御往復の際共驛に出で途中の御見送りをしたのであつた。

◎同七月二十日 舊藩關係六團體中有志の主催で從一侯爵に願ふて大華樓に御請待申上げ御滯京中の御話を拜聽するの會を開いた、侯爵には種々と宮廷の御殊遇を蒙られた事や華族會館に於ける孝明天皇御叙慮談などに就ての御講話があり、本社からは田部理事長、池内、林、井上、牧原四理事、宗兼、和田二幹事が出席したが誠に意義深い催しであつた。

◎同七月二十二日 久しく病氣療養中であつた西部第六組評議員淺野忠豐（元淺野侯爵家從）二十日遂に卒去し此日向西館で葬儀があり本社からの弔儀恒例の如くにした。

◎同年八月二十三日 午前九時から奨學生茶話會を本社樓上で開催した出席は田部理事長以下幹部九名學生側は柴田、中島、中村、河村、根尾、土田、武永、長屋、野村、又父兄側では松本、下村、河村武永、長屋、玉木、大野等で池内専務開會の挨拶を、今田理事本社古き歴史の概要について所懐を述べた後出席學生の所懐談に移り廣島文理科大學生長屋敏郎を第一席に各々其の研鑽せる道程の實驗發表

侯爵に御話を  
聴くの會

淺野評議員  
逝去

奨學生茶話  
會



や思想談など眞摯に交換された、かくて林理事は自己が編纂中である本社社史資料から觀た所懐を述べ、本社奨學生たるもの、發奮努力を求め且將來本社の中心勢力たらん事の希望を述べ、竹村理事はスポーツ熱の旺盛につれ學生中は最も壯健で體格申分なきものも就職後に兎角反對の現象を見るのは自己の生活に急激な變化を來すに因るものであるからとて醫師の見地から學生今後の用意を説いた、最後に長屋庄三郎父兄側を代表して懇篤な謝辭を述べ且學生奨勵の詞あり、茶菓を喫して正午退散となる。

引續き理事、監事會を開き曩に保留した貸資志願者根尾馨は本年第一學期の成績可良につき九月から採用するの件、社史編纂は其の出版部數を約三百部とし維持員中の希望者にも實費頒本を爲すの件、故淺野忠豐評議員補缺人選に關する件、昭和十年度事業報告書案の件などを協定した。

◎同九月二十二日 西部第六組評議員補缺選舉の開票を行ひ有効投票四十一票中、三十票川本増平七票中村一之で川本當選した。

◎同九月二十六日 昭和十年度決算報告につき午後二時から監事會を開いて收支監査を行ふた上四時三十分幹部會に移り報告書の附記中一、二の改訂を行ひ又今後本社の所有すべき有價證券に日本製鐵會社、日本製糖會社、臺灣電力會社、東京電燈會社の四株式を追加し臨機これらの株券を購入し得る事とし、尙今秋の淺野侯爵招待會は來る十月十四日と豫定し袋町精養軒(本年新開業)に於てする事をも協定した。

◎同年十月十四日 午後一時三十分から袋町精養軒で第二十回定時評議員會を開く出席三十九名、前項幹部會で決定せし決算報告の件、本社の所有すべき有價證券中追加株式の件共に異議なく承認に決し其他懸案となつて居た維持員加入條件設定の件を諮問し結局「將來新たに本社維持員たらんとする者に

補缺選舉  
理事監事定  
例會

決算報告定  
時評議員會

侯爵招待會

對しては本法人の目的をして益々鞏固ならしむる爲に維持費として金若干を寄附せしむる事、本條件設定に伴ふ施行細則改正に關しては之れを理事者に一任すべしと云ふ事に決定した。これにて評議員會は終了を告げ引續き侯爵招待會に移る。

午後三時三十分從一位侯爵には家職醫員を隨へて來駕御少憩あり新に廣島の地に開店した當館の最上層バルコニーに登られて舊城下の大發展振りを親しく展望せられた御元氣には一同訓へられるところ少くなかつたのである、開宴に先だち維持員江口靜之助の薩摩琵琶「西郷南洲最後の場」の一齣や詩吟があつた上食堂を開いて御案内をする、田部總理の御歓迎の詞について侯爵の御挨拶があり洋式の會食は形の如くプログラムを終り更に御休憩の後やがてお開となる時に六時三十分御機嫌殊の外のやう拜察した次第であつた。

◎同年十一月四日 淺野家では侯爵廣島に於ける御住居の爲に昨年泉邸事務所構内東南寄りの松林を開拓して地を相し新館建築中であつたが此の程竣工輪奐清楚な御屋敷が出来上つて先月八日御移りになつた。本社では聊か御歡びの微意を表はすが爲に庭上石二基と平戸躑躅一株を献じ布置を了へた此の費用金四拾圓を支拂ふ。

◎同十一月十九日 國泰寺の主催で午前十時から淺野家八代宗恒公(鶴阜院殿)百五十年忌法要を修め淺野侯爵には大野御別邸から御來臨に相成り本社へも主催者から參拜方通知があつたので評議員以上參拜し御供料を献じた。

◎同十一月二十四日 從一位侯爵の御實弟東京在住鴻雪年様御病氣中の處本月廿一日逝去相成りたる事を拜聞し田部總理本社を代表して大野御別邸に御弔問申上げたが泉邸からの通知に従一位様御忌服は

新邸竣工表  
祝の儀

八代公年忌  
御法要

鴻雪年様長  
逝



左の通りとあり、

忌 十日 自十一月二十一日 至十一月三十日  
服 四十五日 自十一月二十一日 至明年一月四日

右の結果昭和十二年の元旦には賀を受けられぬ事になつたのであつた。

◎同十一月二十六日 午後四時半理事監事會を開く出席は理事長以下九名で議件は去十月十四日の評議員會で幹部一任となつた施行細則中改正の件で同細則第二章第八條一項の次に左の項を加ふ。

前項ニ依リ新ニ維持員トシテ加入スル者ハ維持費トシテ金參圓ヲ寄附スルモノトス

と決定、之れが理由に就ては監督官廳に報告する際並に一般維持員に通告の際明記諒解せしむる事にした、此の外二、三報告事項があり又明年は本社が財團法人組織として基礎を鞏めてから恰も滿十箇年となるので二月十一日紀元節奉祝式舉行の際組織變更當時から勤続する評議員以上の役員慰勞を行ひ些かにても記念品を贈呈しようといふの件を協定した。

◎同年十二月五日 本社書記兼社番野上太郎吉病死し七日葬儀執行に付評議員以上に通知し本社は内規に依る弔意を表达了、これが缺員補充については各評議員に對し候補者を物色し申出であり度旨照會した。

◎同十二月二十七日 淺野侯爵には明年一月四日迄服喪中で年末年始の諸儀御遠慮相成る趣に付同日迄は本社員として賀禮は差控へる様評議員に通知した尙明日を以て恒例の如く事務納めを爲す。

◎昭和十二年一月四日 新年事務始め學資金其他の支拂を爲す、本年の年頭に本社へ來賀四十七名、賀狀四十三を數へた。

◎同一月十八日 理事監事會を開く出席者八名、來るべき組織變更十周年記念祝賀式に關し協議を重ね又書記に適任者を得るまで臨時雇傭を爲すの件などの協定があり議事終つて新年始の事とて晚餐を共にして散會した。

◎同一月二十二日 是より先淺野從一位公には至極御健勝で新年を迎へさせられ御服喪中賀儀こそ廢止せられたが拜訪する者は誰彼となく御見引平素に異らず城府を設けぬ御款談あり、且いつもの如く詩書に親しみ殊に新館御滞在の期が御豫定を越ゆるやに仄聞されて居た折しも本月十二日の夜圖らすの御不例で醫師を召されたのが始めて同二十日には東京御本邸から令嗣長之正三位が急遽下廣相成るといふの状態となり、同日午後七時御容態書が泉邸事務所に發表になつた、同日の「御容態書」は左の通りであつた。

一月十二日來心臟性喘息ニ罹ラセラレ時々胸内苦悶ヲ訴ヘラレ御病狀一進一退ニシテ本日ノ御容態左ノ如シ

○脉搏 七十二、緊張稍弱結代並ニ不正ナシ ○体温 三十六度三分 ○呼吸 二十二御困難ト云フ程ニ非ルモ淺表性ナリ不正ナシ ○食思 進マセラレズ

右様の次第で本社でも痛く御氣遣ひ申上げ取敢ずその旨評議員以上の方面へ通知すると同時に只管御恢復の速かならん様祈願した次第である。

爾來毎日主治醫の診斷に基く御容態書が發表せられ、御症狀は一進一退何分にも御高齡ゆえ一入御氣遣ひ申上ぐる間にも月末に至つては、やゝ御食嗜も進み諸症平靜に向はせらるゝやに拜聞したのであつた。



◎同年二月一日 然るに何事ぞ月を越えて此の日午後八時十分といふに従一位様には御危篤に陥らせられ漸次御衰弱加はり、終に心臓痙攣にて薨去遊ばさる時しも天地幽闇雨雪頻りに來る、嗚呼何たる悲痛な記録であらう、田部理事長、池内、林兩事務等は報を得て直ちに參邸恐縮御哀悼申上げ、且御用を承つて夜を徹したのであるが、翌日喪を發せられ御葬儀萬端逐次部署は定められ、同進社々屋の全部を葬儀委員の用に供する事になり、三日を以て淺野家葬儀事務所は此所に移された。

◎同二月八日 従一位様御葬儀の次第各評議員宛夫々通達した。御葬儀準備に就ては淺野家から先づ舊藩關係の六團體に御囑託になり、御大事當夜からそれらの幹部において種々協議を重ね萬善を期するの目的で連日連夜に亘り準備計劃は進められ軍部及び縣、市方面の熱誠なる協力の下に萬事進行し、葬儀委員長には本社の總理であり本市の耆宿である田部正壯中將が推されたのであつた。

本社側としては總理以下、理事、監事、評議員は全部御葬儀關係の御手傳に参加し、又二日以後の御通夜には諸團體と協調して當番割りを定め奉仕した。

◎同二月十一日 本社維持員一同に對し御葬儀決定事項の要綱を通知した其の主文左の如し。

拜啓 従一位様御葬儀ハ來二月十五日廣島西練兵場ニ於テ午後一時ヨリ御執行相成候左記御通知候也

時刻前成ルベク早く同進社維持員ト肩書セル名刺ヲ式場受付ニ提出ノ上同進社席ト立札シアル場所ニ隨意參列ノコト

尙左ノ各項御了知相成度申添候

一、本社ハ殯殿ニ御供物、御葬儀祭場ニ掃一對ヲ献上致候

一、御葬儀ニ當リ同進社代表トシテ棺側ニハ理事井上勝美、玉串奉奠ハ専務理事林保登コレヲ勤ムル事ニ相成候

一、新庄山御墓所ハ來ル十七、八、九ノ三日間ニ限り午前十時ヨリ午後三時迄ノ間參拜御隨意ノ事ニ御座候

◎同二月十五日 故従一位様御葬儀の日である朝まだき窓外には浅い白雪が地上を染めて天地静寂偉人大徳を送るにふさはしい清淨の光景であつたが日あしの昇ると共に空は霽れて定められた行事は微塵だも滞りなく進められ、靈柩は午後零時三十分といふに新邸御發引で式場たる西練兵場に於て葬祭の儀は朝野縣市民二萬に餘る會葬の下に莊重森嚴に執行、同二時三十分更に祭場御發引で新庄山莊中腹の御墓所に斂葬の儀が行はれたのが夕闇迫る七時下り山鴉森に歸つて寒風小雪を飛ばし偉人長への安居を清めたのであつた。

因みに御葬儀に關し本社から奉仕した諸役氏名を茲に掲げやう。

○葬儀委員長 本社總理 田部正壯 ○總務部委員 専務理事 池内英太郎 ○庶務係長 池内英太郎 同委員 理事 井上勝美(外ニ専務理事林保登ハ御例會ヨリ評議員久保一郎ハ草水會ヨリ共ニ同委員タリ) ○列次係委員 評議員 丸芳保眞、福岡三代藏、村田愛美、志治徳太郎 ○式場係委員 評議員 山本増太郎、中石喜三郎、川本増平、横田彦太 ○設備係委員 監事宗兼徳、評議員 田中雄二、中尾龜太郎(外ニ榎田作藏修道中學財團ヨリ同委員タリ) ○接待係委員 評議員 石倉善太郎、石田專一郎、井村朝吉、波田照吉、西村常吉、片島秀雄、桑原登一 ○受付係委員 理事 牧原直一、竹村秀三郎、監事 和田誠一、安宅太郎、評議員 岡田律一、田中品太郎、吉崎勝藏、



中尾濱次郎、久保田政一、手島萬之進、柴田益美

外に田中品太郎は勳章捧持を勤め、又井上理事は棺側を(池内理事は追遠會代表として同上)、林理事は玉串奉奠を共に本社代表として服務した。尙、墓後御葬儀終了に至る迄の間に於ける主要の次第を記録する。

○二月二日 天皇皇后兩陛下ヨリ葡萄酒一打御下賜 御使富田廣島縣知事 ○二月三日 舟入ノ儀 ○二月七日 納棺ノ儀 ○二月十日 棺前十日祭 墓所地鎮祭 ○二月十四日 勅使參向 誄及御下賜ノ御供物 移靈ノ儀 ○二月十五日 出棺祭 靈柩發引ノ儀 葬場ノ儀 墓所へ發引ノ儀 埋葬ノ儀 修祓ノ儀 歸家祭ノ儀

右の内勅使參向の儀は侯爵家に取れて最も光榮限りなきの恩寵であり、當日午前十時勅使(侍從侯爵徳大寺實厚)參邸殯殿に於て故爵香間祇候從一位勳一等侯爵淺野長勳に賜ふた誄詞は左の通りであつた。

誄

夙ニ勤王ノ事ニ從ヒ復古ノ遠猷ヲ翼ケ深ク經世ノ志ヲ抱キ維新ノ大業ヲ贊ス存ニ顯要ヲ歴テ切ニ報効ヲ念フ出テテ海外ニ使シ誼ヲ縝紵ニ厚クシ入リテ宮中ニ仕ヘ風ヲ華胃ニ振フ洵ニ是レ四朝ノ勳舊ニシテ實ニ一世ノ耆老タリ遽ニ流亡ヲ聞ク曷ソ軫悼ニ勝ヘム侍臣ヲ遣ハシ賻ヲ齎シ弔慰セシム

○同二月二十日 故從一位様の御二十日祭を行はれる日で理事長理事等泉邸新御屋敷の御靈前に參拜し次で午後二時には新庄山の御墓前祭に評議員も共に參列した。

○二月二十二日 故從一位様御靈代東京御本邸に御歸遷相成る、此日午後零時二十分故侯爵令嗣長之

御靈代東京  
に遷向

正三位御靈代を奉じて泉邸出門、沿道には緣故深き修道中學校、山中高等女學校及び幟町小學校などの生徒兒童らが整列して送りまわらする中を廣島驛に着、同驛長の先導で驛貴賓室に少憩この間官民有志の御告別禮拜がありやがて同一時二十二分發列車で東遷の途に就かれた、六團體から夫々代表者が尾道驛まで御見送申上ぐる事になつて本社から田部理事長又池内理事は追遠會代表、林理事は御例會代表で御同車したのであつた。

○同年三月七日 小町國泰寺主催で故從一位様追弔法要を午前十時から法堂を莊嚴し修行せられた、新侯爵正三位下廣參拜相成り正清院、日通寺も參會し關係六團體また案内を受けて參拜、本社からは評議員以上多く參詣御供物料を献じた、同寺住職西澤天海和尚は恐懼して御法號を上り『永祥院殿覺翁道圓大居士』と申す。

○同三月八日 廣島佛教聯合會では此日午前十時同じく國泰寺に於て故從一位様の大德を讚歎し大追弔法會を嚴修した、參會の各宗住職百名を越え、新侯爵父子家職並に六團體有志參拜燒香を爲す本社からの儀禮また前日の通りであり此大法要に主催者側では眞宗本派本願寺廣島別院輪番宇野本空師が總代として追悼文を朗讀した。

○同三月十七日 午後五時から理事監事會を開き昭和十二年度收支豫算案の審査を爲し附記の様式を多少變更し本案審議の定時評議員會は來る二十七日とし、且當日を以て當年度の祭典(小祭)を執行する事と定めた。尙、滞廣中であつた淺野正三位新侯爵には此日午後一時二十二分廣島驛發で歸京せられたので幹部等同驛にお見送りした。

午後三時故南部第六組評議員篠村幹一(十五日死去)の葬儀あり本社からの弔慰恒例による。

昭和十二年  
度收支豫算  
案

故侯爵御法  
號



◎同三月二十二日 故従一位様五十日祭が新庄御墓前において執行相成る旨豫ての通報により本社では評議員一同に通知しておいたが、此日午後一時理事長以下参拜するもの多數であり六團體協議の上同額の御供物を献じた。

◎同三月二十七日 午後二時から第二十一回定時評議員會を開く粟屋、福永、森田、山本の四評議員を除く外出席し田部理事長議長席につき開議、池内専務議案の説明を爲し又諸般の報告があり審理の末幹部會決議の通り承認となる。午後四時昭和十一年度の祖先の祭典に移る齋主は饒津神社久保田社掌に依頼し泉邸事務所からは石田家扶心得が参拜した祭儀畢つて一同直會を開きやがて散會せしは六時半であつた尙當日決定した收支豫算は左の通りである。

○昭和十二年度收入支出豫算書

收入ノ部

- 一金八千貳百參拾貳圓八拾錢 基本金ヨリ生スル收入
- 一金壹千貳百貳拾八圓四拾六錢 其他ヨリ生スル收入
- 一金參百參拾六圓 貸費償還金
- 合計金九千七百九拾七圓貳拾六錢
- 一金拾五萬圓 基本金
- 一金貳萬八千拾五圓九拾七錢 前年度繰越金

總計金拾八萬七千八百拾參圓貳拾參錢

支出ノ部

- 一金百九拾壹圓六拾四錢 公課
- 一金百六拾圓 奉祝費
- 一金百六拾四圓 祭典献上品
- 一金參千八百四拾圓 學術武藝獎勵費
- 一金貳百拾七圓 會議費
- 一金壹千五百貳圓 給與辨償費
- 一金四百八拾六圓 需用費
- 一金貳百參拾圓 電話費
- 一金參百圓 淺野侯爵招待費
- 一金四百八拾八圓 社史編纂費
- 一金百五拾圓 財團法人成立十周年記念式費
- 一金八百圓 豫備費
- 合計金八千五百貳拾八圓六拾四錢
- 一金拾五萬圓 基本金
- 一金貳萬九千貳百八拾四圓五拾九錢 翌年度繰越金

總計金拾八萬七千八百拾參圓貳拾參錢

◎昭和十二年四月二十九日 午後三時から本社で本社財團法人組織拾周年記念祝典を舉行す、この儀は昭和十一年度内においてし去る二月十一日紀元節當日の豫定であつたが圖らずも淺野従一位侯爵薨去



間もない爲に當時はこれを遠慮し五十日祭の相濟みし此月天長の佳辰に於て行ふ事になつたのである、即ち評議員一同(内病氣缺席三名あり)參列、來賓として泉邸より石田家扶の列席を求め先づ貴賓室に奉安せる 御眞影を奉拜したる上大廣間に着席 皇居遙拜を行ひ田部總理左の式辭を朗讀する。

式 辭

維時昭和十二年本社財團法人組織拾周年ニ相當スルガ故ニ本日 天長ノ佳辰ニ於テ之ガ記念式典ヲ舉グ回顧スレバ本社ハ明治十三年三月ノ創立ニカ、リ爾來幾多ノ變遷ヲ重ネ時ニ社運隆替アリ歲月ヲ經テ大正ノ末年ニ及ビ當事者時勢ノ進運ニ鑑ミ本社存在ノ益々鞏固ナラン事ヲ期スルニハ本社ノ組織ヲ改メテ財團法人タラシムルニ如カスト認メ改組着手ニ歩ヲ進メ其間多少ノ障碍ヲモクク之ヲ排除シテ銳意努力シタルノ結果昭和二年一月二十九日財團法人組織ノ認可ヲ得タリ爾來秩序基礎年ト共ニ強固トナリ此間維持員總會ヲ開クコト二回學術獎勵ノ事モ亦順調ニ進ミ其成績見ルヘキモノアリ是畢竟維持員一同 詔勅ヲ奉戴シ將又舊主淺野侯爵家ノ厚誼ヲ肝銘シ本社ノ趣旨ヲ遵守シテ其實踐ニ努メタルノ結果ニ外ナラズストルモ益シ又之レガ誘導啓發ノ努力ハ評議員ノ職責ニ俟ツヘキモノ多キヤ論ヲ要セザルナリ

茲ニ改組拾周年ヲ迎ヘタルヲ喜ビ相俱ニ祝福セン希クハ將來益々本社存在ノ趣旨實行ニ邁進シ和衷協力以テ有終ノ美ヲ結ハントコトヲ聊カ蕪言ヲ述ベテ式辭トス

昭和十二年四月二十九日

財團法人同進社總理從四位勳二等功三級 田部 正 壯

次で井上理事は參列者一同の總代として祝辭を讀む。

祝 辭

本日佳辰ヲトシテ本社財團法人組織設定十周年記念式ヲ舉ゲラル、ニ當リ此盛儀ニ列シ祝辭ヲ述フル事ヲ得ルハ予ノ最モ光榮トスル所ナリ

本社カ呱呱ノ聲ヲ揚ゲシハ明治十三年三月ニシテ爾來種々ノ變遷ニ遭ヘルモ同志協力克ク本社ノ保持ニ努メラレ大正ノ末時世ニ鑑ミ財團法人組織ニ改ムルノ必要ヲ認メ之ガ認可申請ノ手續ニ及ビタル結果昭和二年一月法人設立ノ認可ヲ得タルト同時ニ育英事業ヲ開始スルナド本社ノ面目ヲ一新シ漸次隆興シテ今ヤ維持員二千名以上ニ達シ本社ノ基礎益々強ク逐年進展ニ向ヘル所以ノモノ各位ガ本社創設ノ趣旨ヲ遵守シテ一致協力ソノ維持ニ努メラレシ結果ニ外ナラズ衷心慶賀ニ堪ヘザル所ナリ冀クハ各自今後一層精勵事業ノ發展ト趣旨ノ顯揚ニ盡力シ以テ舊主淺野侯爵家ノ厚誼ニ酬キン事ヲ茲ニ役員ヲ代表シ鄙言ヲ陳ヘテ祝辭ト爲ス

昭和十二年四月二十九日

從五位勳五等 井 上 勝 美

夫から滿十年勤續の評議員以上の役員に謝意を表する爲の記念品と謝狀の贈呈を爲し之れに對しては受贈者總代として林專務理事が謝意を述べて今後益々努力強化を謀るべき責務ありと結び式典を終はる、次で祝賀宴に移り先づ盃を舉げて 皇室の彌榮を奉賀した上各自の健康を祝し清歡の間に撤宴となる時に五時三十分。

謝狀を受けしは去る昭和二年一月二十九日法人組織認可以前の評議員會に參與し之れが企劃に任じ爾來勤續せる左記十八名である。(當時の役名)

田部理事長、井上理事、林理事、今田監事、池内監事、田上顧問、福間、中石、住田、中村、横







同 副社長  
自大正八年二月至同十一年三月  
上田 宗雄

同 議長

(以前の分知るに由なし)

大正七年十月 福永良之助

同 八年十月 關 善作

同 十四年七月 林 保登

同 副議長

大正七年一月 百々正利

同 八年十月 福永良之助

同 十四年七月 岡部壽松

同 諮問員

明治廿五年七月 高橋辰次郎

同 安達才之助

同 近藤志吉

同 廿六年九月 今田正夫

同 一月 今井盛吉

同 九月 高橋篤之丞

同 渡部辰五郎

同 福永良之助

同 十四年三月

明治四十三年

同 沖 正彦

同 百々正利

同 今田正夫

同 小澤正義

同 佐久間文之助

同 佐々木得造

同 桑原忠衛

同 飯田熊三郎

同 和田勘之助

同 白幡耕造

同 福馬直藏

同 横田範四郎

同 關善作

同 大町大作

同 林保登

同 住田信太郎

同 池内英太郎

同 牧原直一

(以下昭和二年一月組織變更當時の幹部氏名は本録既にこれを掲げたり、次には本編纂擧筆の

時即ち昭和十二年に於ける現任理事、監事、評議員、組合長及び小組長を掲ぐ)

理事長 田部正壯

専務理事 池内英太郎

同 林保登

同 井上勝美

同 今田正夫

同 牧原直一

同 竹村秀三郎

同 宗兼徳

同 和田誠一

同 安宅太郎

同 田上諸藏

評議員、組合長

(括弧内ノ數字ハ維持員數)

△東部一組(一五) 丸芳保眞

△東部二組(八七) 石倉善太郎

△東部三組(三〇) 久保一郎

△東部四組(三九) 福間三代藏

△東部五組(三五) 榎田作藏

△東部六組(五七) 山本増太郎

△東部七組(三九) 和田誠一

△東部八組(六五) 中石喜三郎

△東部九組(一四三) 中尾龜太郎

△東部一〇組(四五) 住田信太郎

△東部一一組甲(四〇) 岡田律一

△東部一二組乙(三四) 中村是則

△東部三原組(一一六) 竹村秀三郎

△東部東京淺野家々職(一一三) 石田專一郎

△西部一組(二六) 石田專一郎

△西部二組(二四) 森田萬允

△西部三組(二七) 波田照吉

△西部四組(一一) 村田菱美

△西部五組(六七) 志治徳太郎

△西部六組(六一) 川本増平

△西部七組(九一) 横田彦太

△南部一組(一四) 林保登

△南部二組(三〇) 田中品太郎

△南部三組(二〇) 田中雄二

△南部四組(五九) 宗兼徳

△南部五組(六八) 安宅太郎

△南部六組(二五) 和田寛一

△南部七組(二七) 粟屋敏夫

△南部八組(二三) 今田正夫

△南部九組(三五) 片島秀雄

△南部一〇組(三四) 井村朝吉

△南部一一組(三一) 手島萬之進

△北部一組(四七) 井上勝美

△北部二組(五一) 西村常吉

△北部三組(二六) 桑原登一

△北部四組(四七) 吉崎勝藏

△北部五組甲(六三) 中尾濱次郎

△北部五組乙(七〇) 福永猶

△北部六組(三〇) 牧原直一



△北部七組(四三) 柴田益美  
 △北部八組甲(一九) 久保田政一  
 △北部八位乙(三二) 川成理三郎  
 小組長  
 △東一組 桑原事吉△東二組 杉山又三郎、新見和一郎、金子百太郎△東三組 三宅勇△東四組 福岡市造、山口讓一、八木景一△東五組 飯島學、中村又之丞△東六組 水坂俊作、木下良司、田中忠政、谷井龜太郎△東七組 石川豊久、岡山孟、江川眞清△東八組 正岡繁太郎、田村郡太郎、谷口和一郎△東九組 田中源三、宮田道次、三宅小十、難波卯平、寺田義一、難波隆之助  
 △東一〇組 樋口文教、木村五三郎△東一一組甲 二川多

一、中村徳重△東一一組乙 増田喜雄、木谷政次郎△東三原組 森健一、勝原政吉、木村岩太郎△西一組 大杉雄次郎△西二組 阿部伊三郎△西三組 村上春夫、宮田幸吉△西四組 平田政一△西五組 小島常吉、中本只吉△西六組 田中松五郎、櫻井幹夫、國本政吉、長谷川米吉△西七組 桑原呂一、末本千太郎、高橋甚太郎、正田有事、宮田龜太郎、田原三代吉△南一組 森島榮次郎△南二組 桑原衛、蒲生松次郎△南三組 坂井豊、今井直次郎△南四組 坂井豊、今井直次郎△南五組 山崎丹造、林良彦、河原稔、和知米藏△南六組 小池顯藏△南七組 一場乙雄、加藤△南八組 山上惣太郎△南九組 熊野壽太郎、田坂正

平、村上衷△南一〇組 永井猪太郎、山上喜一△南一一組 中野政市△北一組 中村峰太郎、竹腰百度△北二組 小田瀧三、高田鐵吉△北三組 中村唯次郎、波田喜代治△北四組 植木吾市、粟村司吉、永田了一、世羅省三△北五組甲 西川誠一、土井謙一、池田兼吉△北五組乙 大久保哲、淺尾慈郎、谷本久吉、小川孫太郎△北六組 谷村理作、谷本健次郎、村上哲造△北七組 松村熊次郎、築島勝次郎、澤田正吾△北八組甲 正戶政四郎、古井與一、土井兼吉△北八組乙 西村專兵衛、栗田源造、中村季登、中尾重雄  
 (以上昭和十二年六月十八日現在)

◎現行諸規程

○財團法人同進社寄附行爲

(昭和二年一月二十九日認可)

第一章 總 則  
 第一條 本財團ハ財團法人同進社ト稱ス  
 第二條 本財團ハ廣島市袋町五十三番地五十四番地ノ一同進社ヨリ寄附ヲ受ケタル別紙目錄ノ財産ヲ以テ設立ス  
 第三條 本財團ハ皇室ヲ中心トシ崇敬ノ實ヲ揚クルト俱ニ舊廣島藩主淺野家祖宗ノ祭祀及舊廣島藩士タリシ者ノ祖先ノ祭祀ヲ行ヒ並ニ學術武藝獎勵ノ爲メ學資金ヲ得ルノ途ナキ者ニ對シ其ノ資金ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ爲スヲ以テ目的トス  
 第四條 本財團ハ廣島市上流川町甲四十三番地ノ四ニ設置ス  
 第二章 資産及會計  
 第五條 本財團ノ資産ハ第二條ニ掲クル財産及其果實並ニ將來寄附ヲ受クル財産ヲ以テス  
 第六條 本財團ノ資産ハ不動産、國債證券又ハ確實ナル有價證券ヲ買入レ現金ハ銀行ニ預ケ入ルル等確實ノ方法ヲ以テ其利殖ヲ圖ルモノトス

第七條 本財團ノ經常費ハ資産ヨリ生スル收入ヲ以テ支辨シ毎年豫算ヲ以テ之ヲ定ム  
 第八條 本財團ノ豫算並ニ決算ハ評議員會ノ決議ヲ經ヘキモノトス  
 第九條 本財團ノ會計年度ハ毎年四月一日ヲ以テ始リ翌年三月三十一日ニ終ル  
 第十條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之ヲ資産ニ編入若ハ翌年度ニ繰越スモノトス  
 第三章 維持員  
 第十一條 舊同進社々員ヲ以テ本財團法人ノ維持員ト爲ス  
 第十二條 維持員ニシテ廣島縣外ニ轉籍シタルトキハ維持員ノ資格消滅ス此場合ニ於テハ理事長ハ直ニ除名手續ヲ爲スヘシ  
 維持員ニシテ無届ニテ住所ヲ變更シ住所不明ナルトキハ理事長ニ於テ除名スルコトアルヘシ  
 第十三條 維持員ニシテ破廉罪ニヨリ處刑セラレタルトキハ理事長ニ於テ除名スルコトヲ得  
 前項ニヨリ除名處分ヲ受ケタル者ニシテ二ケ年ヲ經過シ改悛ノ情顯著ナル者ハ評議員會ノ決議ヲ經テ其ノ處分ヲ取消スコトアルヘシ  
 第十四條 前條ノ外本財團ノ體面ヲ汚ス行爲アリタル者ハ評議員會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルヘシ



第四章 役員

第十五條 本財團ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、理事 七名
- 一、監事 三名
- 一、評議員 四十一名

第十六條 理事及監事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス

第十七條 評議員ハ維持員ノ居住地ニ因リ選舉區四十一區ニ分チ各選舉區在住ノ維持員ニ於テ之ヲ選舉ス

第十八條 前條ノ選舉區ハ舊同進社ニ於テ定メタル組合ノ區域ニ依ル

第十九條 理事ハ五選ヲ以テ理事長一名、専務理事二名ヲ選舉ス

第二十條 第十六條第十七條第十九條ノ場合ハ被選舉者ノ承諾ニ因リ其効力ヲ生ス

第二十一條 理事長ハ本財團ヲ代表ス  
理事長差支ノトキハ専務理事中年長者一名之ニ代ル  
理事ハ書記若干名ヲ置キ庶務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第二十二條 理事及監事ハ法定ノ職務ヲ行ヒ理事ハ評議員會ノ決議ニ從フコトヲ要ス

第二十三條 評議員會ハ左ノ事項ヲ決議ス  
一、本財團ノ收支ノ豫算及決算

二、本財團ノ利害消長ニ關スル事項

第二十四條 緊急ノ場合ニ於テ理事豫算外ノ收支ヲ爲シタルトキハ評議員會ノ承認ヲ受クヘシ

第二十五條 理事監事及評議員ノ任期ハ四ヶ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第二十六條 役員ニ關員ヲ生シタルトキハ補闕選舉ヲ行フ

補闕選舉ニ當選シタル者ハ前任者ノ殘任期ヲ繼承ス

第二十七條 理事監事及評議員ハ任期終了ノ場合ト雖モ後任者ノ選任迄ハ其ノ事務ヲ執行スルモノトス

第二十八條 役員ハ總テ名譽職トス

但シ事務取扱ニ係ル實費又ハ評議員會ノ決議ニ因リ手當ヲ支給スルコトアルヘシ

第五章 會議

第二十九條 評議員會ハ毎年三月及十月ノ兩度ニ之ヲ開ク

第三十條 理事ニ於テ必要ト認メタル場合ハ臨時評議員會ヲ招集ス

第三十一條 評議員十名以上會議ノ目的事項ヲ指示シテ開會ヲ請求シタルトキハ理事ハ直ニ評議員會ヲ招集スヘシ

第三十二條 評議員會ノ招集ハ開會期日三日前ニ其會議ノ目的事項ヲ指示シ書面ヲ以テ各評議員ニ通知スヘシ

但シ緊急ノ場合ハ此限ニ非ス

第三十三條 評議員會ノ議事ハ現在員ノ半數以上出席シ其過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

但緊急ノ場合ハ現在員ノ三分ノ一以上出席スレハ開會スルコトヲ得

第三十四條 評議員會ノ議長ハ理事長之ニ任シ理事長差支アルトキハ理事中互選ヲ以テ之ニ任ス

第三十五條 評議員會ニ出席セサル評議員ハ評議員ニ委任シテ表決權ヲ行フコトヲ得

第三十六條 監事ハ左ノ場合ニ於テ評議員會ヲ招集スルコトヲ得

- 一、理事ノ全員關員トナリタルトキ
- 二、理事ニ於テ第三十一條ノ場合ニ評議員ノ招集ヲ怠リタルトキ
- 三、財産ノ狀況又ハ事務ノ執行ニ付不正ノ廉アルコトヲ發見シ其報告ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキ

第三十七條 前條ノ場合ニ於ケル評議員會ノ議長ハ監事ヲ以テ之ニ充ツ

第三十八條 寄附行爲施行細則ヲ評議員會ニ於テ定メタルトキハ之ヲ主務官廳ニ報告スルモノトス

第六章 附則

第三十九條 寄附行爲ノ變更ハ評議員會ニ於テ現在員ノ三分ノ二以上出席シ其三分ノ二以上出席シ其三分ノ二以上ノ決議ニ依リ主務官廳ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第四十條 本財團設立當初職務ヲ行フ者ノ氏名左ノ如シ

理事長	田部正壯
専務理事	井上勝美
理事	林保登
同	大町大助
同	福永良之助
同	百々正利
同	飯田熊三郎
同	池内英太郎
同	岡部壽夫
同	今田正夫

(別紙) 同進社ヨリ寄附ヲ受タル財産目録

廣島市袋町五十三番地	
一宅地參百拾壹坪八合五勺	坪當參百參拾圓
此時價拾萬貳千九百拾圓五拾錢	
同市同町五拾四番地ノ一	
一宅地壹百五拾四坪五合參勺	坪當參百參拾圓
此時價五萬九千九百拾圓九拾錢	
同市同町	五十三番地
同	五十四番地
一木造瓦葺二階家本屋	建坪 五拾貳坪五合五勺五才
壹棟	二階 參拾七坪六合六勺六才



此時價貳千六百貳拾七圓七拾五錢 坪當 五拾圓  
 同市 同町 五拾四番地  
 一附屬木造瓦葺二階家土藏 壹棟 建坪 參坪 坪當 貳拾五合  
 此時價百五拾圓 坪當 五拾圓  
 一廣島教育公債額面 六千 千圓  
 此時價六千參拾圓 百圓當 百圓五拾錢  
 以上

○財團法人同進社寄附行為施行細則

(昭和二年二月制定)

第一章 總則

第一條 寄附行為第三條ノ皇室ニ對シテハ恒例ノ祭典其  
 他慶弔ノ際ハ相當ノ敬意ヲ表シ淺野家祖宗ノ祭祀ハ每  
 年一回廣島ニ於テ之ヲ行フ  
 第二條 寄附行為第三條ノ舊廣島藩士祖先ノ祭祀ハ同藩  
 士タリシ者ニシテ祖先祭祀ノ途絶エタル其祖先ノ祭祀  
 ヲ行フモノトス  
 第三條 前二條ノ實施ノ方法ハ理事會ノ決議ヲ經理事長  
 ニ於テ之ヲ執行ス  
 第四條 寄附行為第三條ノ學術ハ本維持員又ハ其子弟ニ  
 シテ中學程度以上ノ教育ヲ受ケムトスルモ其資金ヲ得  
 ルノ途ナキ者ニ對シ評議員會ノ決議ヲ經テ其資金ノ全

第二章 維持員

部又ハ一部ノ支部ヲ爲スモノトス  
 資金支給ノ方法ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム  
 第五條 學資金ノ支給ヲ受ケタル者ハ其志望學校卒業後  
 又ハ中途廢學シタル者ハ其廢學ノ時ヨリ年賦ヲ以テ資  
 金返還ノ義務アルモノトス  
 第六條 寄附行為第三條ノ武術ハ維持員又ハ其子弟ニシ  
 テ武術ヲ學ハムトスル者ニ對シ本財團内又ハ其他ノ場  
 所ニ於テ劍道又ハ柔道ヲ學ハシム  
 第七條 前條武術獎勵ノ方法ハ理事會ノ決議ヲ經理事長  
 ニ於テ適宜之ヲ定ム  
 第八條 舊同進社員ノ外舊廣島藩士族ニシテ滿二十歲以  
 上ノ戶主タル男子ハ戶籍謄本添付維持員ノ紹介ニヨリ  
 評議員經由維持員ニ加名申込ヲ爲シタルトキハ理事長  
 ニ於テ調査ノ上維持員ト爲スコトヲ得  
 前項ニ依リ新ニ維持員トシテ加入スル者ハ維持費トシ  
 テ金參圓ヲ寄附スルモノトス  
 維持員死亡シ其相續人滿二十歲以上ノ男子ナルトキハ  
 届出ニヨリ資格ヲ繼承セシムルコトヲ得  
 第九條 維持員ニシテ退員セムトスルトキハ其旨届出ツ  
 ヘシ  
 第九條ノ二 寄附行為第十二條第一項第二項及第十三條  
 第十四條ニ依リ維持員除名セラレタルトキハ之ニ對シ

異議ノ申立テヲ爲スコトヲ得ス

第十條 寄附行為第四章規定ノ選舉ハ單記名ノ方法ニ  
 據ルモノトス  
 投票ハ他ノ出席者ニ委任シテ之ヲ爲スコトヲ得  
 第十一條 評議員ノ選舉ハ各選舉區ノ維持員ニ於テ其投  
 票ヲ本財團ニ送付シ理事會ノ立會ヲ以テ之ヲ開ク  
 第十二條 當選者ノ得票ノ比較多數ニ據リテ之ヲ定メ得  
 票同數ナルトキハ抽籤ノ方法ニ據リテ之ヲ定ム  
 第十三條 理事監事ノ選舉ハ評議員ノ議決ヲ經テ指名推  
 薦ノ方法ニ據ルコトヲ得  
 第十四條 選舉ハ理事ニ於テ之ヲ管理シ其方法ハ理事ニ  
 於テ適宜之ヲ定ム

第三章 理事及監事

第十五條 理事會ニ於テハ理事長ヲ議長トス  
 理事長差支アルトキハ專務理事中年長者之ニ代ル  
 第十六條 理事會ニ於ケル決議ハ理事ノ多數ニ依テ之ヲ  
 決ス  
 第十七條 理事監事ハ評議員會ニ臨ミ理事ハ議案ノ説明  
 ヲ爲シ監事ハ意見ヲ述フルコトヲ得  
 但表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第四章 附則

第十八條 本財團ニ總理一名顧問若干名ヲ置ク  
 總理ハ理事長ヲ以テ之ニ充テ顧問ハ理事會ニ於テ人選

シテ之ヲ囑託ス

第十九條 評議員ハ其ノ選舉區ニ於ケル組長トナリ組合  
 内一切ノ事務ヲ分掌スヘキモノトス  
 評議員ハ理事長ノ承認ヲ受ケ其選舉區内ヲ數區ニ分チ  
 維持員中ヨリ小組長ヲ選定シ各區ニ一名ヲ置キ評議員  
 ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得  
 小組長ヲ選定シタルトキハ其氏名ヲ理事長ニ報告スル  
 モノトス  
 第二十條 本細則施行ニ關スル必要ナル内規ハ理事長ニ  
 於テ之ヲ定ムルコトヲ得

○學資金支給細則

(昭和二年十月制定)

第一條 學資金ノ支給ヲ受クヘキ學生ハ左ノ條件ヲ具備  
 スル者ノ中ヨリ選拔ス  
 一、中學校高等女學校卒業者若ハ之ト同等以上ノ學力  
 ヲ有シ高等學校又ハ高等專門學校以上ニ於テ修業ス  
 ル者  
 二、陸海軍將校同相當官トナルヘキ武學生ニ編入セラ  
 レタル者  
 三、中等學校ニ於テ修業スル者但中學校高等女學校ヲ  
 除ク  
 四、身體強壯ナル者



五、品行方正ニシテ成績優良ナル者  
 六、學資ニ乏シキ者  
 第二條 毎年選拔スヘキ學生ノ員數ハ理事會ニ於テ之ヲ決定ス  
 第三條 學資金支給額ハ第一條第一號ノ學生ニ對シテハ月額金三十五圓以内、第二號第三號ノ學生ニ對シテハ月額金十五圓以内トス  
 第四條 選拔セラレタル學生ハ本會ニ於テ適當ト認ムル二人以上ノ保證人ヲ立テ左ノ書式ノ證書ヲ差出スヘシ  
 保證人ハ身元確實ナル廣島縣出身者ニ限ル  
 保證人ハ縣外ニ轉住又ハ死亡シタルトキハ更ニ保證人ヲ立ツヘキモノトス

今般某儀貴社ヨリ學資金ノ支給ヲ受クル學生ニ選拔セラレ候ニ付テハ行方價ミ學ヲ勵ミ以テ貴社ノ趣旨ニ副ハンコトヲ期シ候且貴社學資金支給細則ヲ遵守シ他日卒業ノ上ハ勿論中途退學ノ場合ニ於テモ支給ヲ受タル金員ハ本人保證人連帶ノ責任ヲ負ヒ御指定ノ期日通り償還可致候中途死亡其他ノ事故ニ依リ支給ヲ廢止セラレタル場合ニ於テモ前同様償還ノ義務相果シ申スヘク候

年 月 日  
 郡市町村番地士族、某、子、弟  
 本人 氏 名 印

本人未成年ナルトキハ親權者又ハ後見人ニ於テ同意ヲ與ヘタル旨ヲ書シ署名捺印ヲ要ス、民法第百八十六條、第九百二十九條ノ場合ハ親族會ノ決議應本ヲ添フヘシ  
 郡市町村番地族籍  
 保證人 氏 名 印  
 同 氏 名 印  
 財團 同進社 御中

第五條 學資支給ノ學生ニシテ品行不正ナル者若ハ成績不良ナル者ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ガ支給ヲ廢止ス  
 第六條 學資支給金ハ卒業ノ後一時若ハ月賦ヲ以テ償還セシム  
 月賦償還ハ就職後一ヶ月目ヨリ初メ受給ヲ受ケタル月數ノ二倍ノ期間内ニ了ルヘキモノトス  
 但事情止ムヲ得サル者ハ理事會ニ於テ償還期間ヲ延長スルコトヲ得  
 第七條 卒業ニ至ラスシテ支給ヲ廢止セラレタル者ノ支給金償還方法ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

○財團 同進社評議員事務規程  
 (昭和四年三月制定)  
 第一條 財團法人同進社寄附行為、同施行細則、同給與

規程、同學資金支給細則、其他本社ノ通知等ニシテ例規トナルヘキモノハ一經トシ加除訂正ヲ怠ラス常ニ現行規程ノ明瞭ヲ期スヘシ  
 第二條 評議員ハ様式第一號財團法人同進社維持員名簿ヲ備ヘ置キ之カ加除訂正ヲ忘ラス時々本社名簿ト照合スル等之カ完全ヲ期スルハ勿論評議員更迭ノ場合ハ速ニ本簿ヲ後任者ヘ引繼クヘシ  
 第三條 維持員加入申込者アルトキハ之カ可否ヲ調査シ不都合ナシト認メタル者ニ對シテハ様式第二號維持員加入申込書ヲ交附シ相當記載ヲ爲サシムヘシ  
 維持員死亡跡相續人引繼キ維持員トナル場合ハ戶籍抄本ノ添付ヲ要ス  
 第四條 維持員死亡シタルトキハ様式第三號ニ依リ速ニ其届出ヲナサシムヘシ  
 死亡後三ヶ月ヲ過キ届出ノ場合ハ届出遷延セル事由書ヲ提出セシメ評議員之ニ署名捺印スヘシ  
 六ヶ月以上ヲ過キ届出ノ者ニハ淺野侯爵家ニ對シ花料下與ノ手續ヲナサス從テ本社ヨリモ花料ハ贈ラサルモノトス  
 第五條 維持員改氏名届出ノ場合ハ戶籍抄本添付ヲ要ス  
 第六條 維持員他組合ヘ轉住セシトキハ様式第四號ニ做ヒ届出ヲナサシムヘシ  
 第七條 廣島縣外ヘ轉籍セシ者ハ其届書ヲ徵シ評議員連

署ヲ要ス若シ届書ヲ徵シ難キ場合ハ之カ事由ヲ明記シ報告セラルヘシ  
 第八條 第三條乃至第七條ノ加入申込及届書ハ總テ評議員ヲ經由セシムヘシ  
 第九條 評議員會ヘ出席シタルトキハ出席簿ヘ認印シ別ニ出席届出ヲ要セス  
 出席セサル者ハ様式第五號ニ依リ委任狀ヲ開會前マテ提出セラルヘシ  
 第十條 學資金支給細則第一條第一號乃至第六號ニ該當スヘキ學生ニシテ學資金ノ支給ヲ希望スル者ハ左ノ各項ヲ調査シ毎年二月末日限リ第六號様式ニ做ヒ推薦書ヲ提出セラルヘシ  
 希望者ナキトキハ其旨毎年二月末日限リ報告セラルヘシ  
 一、本人ノ素行並性癖ノ有無  
 二、父母、兄弟其他同居セル者ノ職業  
 三、學資ニ乏シキト認ムル狀態  
 前各號ノ外現ニ在學セル學校長證明ノ學業成績書、戶籍謄本、醫師ノ健康診斷書添付ヲ要ス  
 第十一條 本社ヨリ發シタル通知、照會等ニシテ期限アルモノハ之カ期限ヲ過キサル様注意シ若シ期限内ニ於テ調査不能等ノモノアレハ其事由ヲ記シ延期ノ承認ヲ受ケラルヘシ (各様式ハ略ス)



◎獎學貸費生 本社が寄附行爲第三條に基き維持員若くは其の子弟に獎學貸費を實行し始めたのは昭和三年度からで、爾來昭和十二年四月末に至るまでこれが希望申出での者に對し詮衡の結果採用した員數は左の通りである。

大學學生(官私立共)	拾 參 名
高等學校若くは高等專門學校學生	貳 拾 壹 名
陸軍士官學校生徒	壹 名
中等實業學校生徒	四 名
計	參 拾 九 名

◎現有財産狀況 昭和十二年四月一日現在の財産目録概要左の如し。

一、地 所	宅地百二十五坪八合一勺	價 額	一〇、〇六四、〇〇
二、建 物	建坪五十二坪二合二勺		一三、二〇〇、〇〇
三、什 器	金庫電話其他		三、〇七三、〇〇
四、基本財産	有價證券		一五〇、〇〇〇、〇〇
五、普通財産	有價證券預現金		二八、七八八、四一
六、獎學資金貸與現在金			一八、五九九、〇〇
合 計			一二三、七二四、四一

同進社沿革畢

士族授産所沿革

前編冒頭に摘載した如く舊廣島藩士族困窮者救済のため授産事業創設のことは明治十一年頃から廣島縣當局の考慮企劃にはじまり、同十四年に漸く一部開始の運びとなつたのであるが、その第一案は廣島海洋直前南方の宇品島に向つて陸地を接続せしめてこゝに港灣を築調して大船巨舶繫留の海陸交通場と爲し、交通路以外の埋立地を耕作地若くは工場地として授産を起さんとする一舉兩得の考案であり、愈よ調査研究を終へ授産方法の條章をも制定して本事業に要する資金の貸下げを政府に請願したのである、然るに時の政府は廣島城市上流水利關係などの調査研究を重大視して容易に許可するに至らず依つて縣當局は此大事業の方は早急聽許を得られぬものと察し、更に第二案として請願したのが資金一万五千圓貸下の儀であつた先づ本件から筆を進めやう。

設置の主旨 (縣當局作製の原文)

舊廣島藩士族授産の事たる其企圖は去る明治十一年に起因すると雖も一は適切な事業にして成功を期し得べき用途の確乎難相立と一は偶に其目的のあるものは巨額の資本を要するとを以て終に荏苒躊躇せしか、明治十三年一月來一層意を茲に注ぎ更に數名の委員を置き其方法を審議査定せしむ其事や積年より屢々目論見のある宇品沖埋築の事業なり、今此目的を達するときは貳百貳拾餘町歩の新地を起すべし、然るときは直に開墾の業を起し以て移住及び通作せしめ又該地に工場を起し其家族をして適應の工業を執らしめ以て力作自營の道を得せしむるの用途たり、且此海口の諸川の流末を受け土砂流出大小船舶の出入頻る不便を極むるを以て築港を兼ね埋築する時は船舶旅客に便益を與へ廣島市街の繁榮を増す亦疑を容れず所謂一舉兩全の策なり而して此費用凡そ十萬圓を要す。

縣督授産方法の審議

宇品築港の先見



是より先同年三月十七日付を以て舊藩主淺野長勳より士族の内近來頗る疲弊の者有之其實情を察し舊  
誼に依り授産補助として一ケ年金五千圓づゝ六ケ年間に金三萬圓を授與せん、然るに各自へ分與する  
時は窮迫の折柄前途就産の計策を顧みず目下の急を免がれんが爲め一時に消耗候様の儀有之ては其説  
無之遺憾の至に付該金額は當縣廳へ差出すべし宜しく依托致度と先縣令藤井勉三大書記官平山靖彦へ  
依托せられたり、當時平山書記官出京中に付淺野家より直に口頭を以て縷々依托せられ其意旨全く字  
品埋築の業を輔け大に授産の基礎を希望するの厚意に出づ。  
於是其五月三十一日付を以て規則方法を詳にし資本拜借の儀を内務卿に稟議する左の如し。

本縣士族ノ儀ハ其總數概ネ八千有餘戸ニシテ多クハ廣島三原福山ノ三所ニ居住シ就中廣島ニ居住ス  
ル者五千八百餘戸内明治七年以降家祿ヲ奉還セシ者三千五百餘戸此者等當初農桑ノ業ヲ以テ恒産ト  
爲ス志有之シモ其目的ヲ達セシハ十中僅ニ二三ニ過キスシテ其他ハ中途ニシテ蹉跌シ今日ニ至リテ  
ハ家産ヲ蕩盡シ糊口ニ差支候儀ニ有之是レ畢竟勤勉忍耐ノ氣力足ラサルニ依ルト雖モ蓋シ亦其因由  
ナキニ非ス、抑本縣舊藩ノ制タルヤ士族ニシテ農工商ノ業ヲ執ルハ最モ嚴禁スル所ナルヲ以テ廢藩  
置縣後ト雖モ右等ノ諸業ニ就クハ人々忌憚スルノ餘習アリシヨリ自然情業ニ流レ易ク偶々奮力就業  
ノ者アルモ俄ニ不慣ノ事ヲ執リ候故兎角方向ヲ達シ得ス遂ニ進退維谷ノ域ニ陥リ其不幸實ニ憫諒ス  
ヘキ儀ニ有之候、又其家祿ヲ奉還セシテ秩祿金祿ノ公債證書ヲ受ケシ者モ目下ノ窮乏ヲ凌ク爲メ  
多クハ典賣或ハ賣却シ依然之ヲ所有スル者十中ノ二三ニ過キス(此外各所ニ散在スル者ノ如キモ大同小異)今其貧富ヲ大別  
スレハ上等ニ位シ獨立自活ノ目途アル者凡千餘戸中等ニ位シ目下窮乏ニ至ラスト雖モ將來ニ方向  
未タ立タサル者凡六百餘戸下等ニ位シ辛フシテ目下ノ糊口ヲ凌キ得ルト雖モ到底窮迫スヘキ者凡三  
千七百餘戸最下等ニシテ目下飢餓ニ迫ル者凡二百餘戸ニシテ其景況ヲ概言スレハ則チ十中ノ八九ハ  
無資無産ノ士族ト云ハサルヲ得ス是ヲ以テ本縣ノ如キハ授産ノ方法ヲ設ケ士族ヲシテ恒産ニ就カシ  
ムルヲ以テ今日ノ一大急務ト存候得共之ニ着手スル巨額ノ資金ヲ要セサルヲ得ス去途漫然此儘ニ棄

置候得ハ窮者ノ窮ヲ増ス彌甚シク早晚言フヘカラサルノ慘狀ヲ現スルハ必然ノ儀ニ付尙其方法ヲ熟  
案深慮スルニ廣島海濱埋築ノ業ヲ起シ貳百數十町ノ新地ヲ開キ目下窮乏ノ者ヲシテ自ラ開墾ノ業ヲ  
執リ尋テ綿糖桑麥等各其地ニ適應スヘキモノヲ見立耕作セシメ殊ニ草綿ノ如キハ本縣ノ一大産物ナ  
ルヲ以テ益々是等ヲ繁殖セハ彼輩力作自營ノ道ヲ得ルノミナラス國産繁盛ノ一端トモ可成況ヤ此海  
濱埋築ノ儀ハ明治十一年十一月六日付ヲ以テ先縣令ヨリ上申候通從來廣島川口ノ地形タル諸川ノ流  
末ヲ受ケ土砂流出ノ自然遠淺ノ姿ヲナシ退潮ノ節ハ大小船舶ノ出入頗ル不便困難ヲ極メ候ニ付新堤  
ヲ築キ繫船場ヲ設ケ以テ汎ク船舶旅客ノ便益ヲ與ヘ候見込ニ有之旁該費用並方法等爲取調候處方今  
物價騰貴ニ際シ其資金拾萬圓ヲ要セサレハ成功ニ難至然ルニ其内三萬圓ハ幸ニ舊藩主淺野長勳ヨリ  
舊臣士族中窮乏無産ノ輩アルヲ歎シ授産ノ資ニ供セント年々五千圓づゝ六ケ年間ニ差出候事ニ相成  
居候ニ付之ヲ以テ支辨ノ用ヲ補フモ自餘ノ七萬圓ニ至テハ出處更ニ无之因テ右授産ノ目的アルモ之  
ヲ遂ル能ハサル次第ニ有之候此舉成功ニ至候上ハ第一窮乏無産ノ士族恒産ヲ得テ無量ノ皇澤ヲ蒙リ  
第二船舶出入ノ便ヲ得テ廣島市街ノ繁盛ヲ増スハ勿論隨テ物産輸出入ノ利ヲ占ルモ亦尠少カラサル  
儀ニテ一舉兩全之策ト存候條前陳彼是ノ情實便否深ク御洞察方今御用度御多端ノ折柄不容易儀ニハ  
可有之候得共右授産ノ資金トシテ前顯七萬圓ノ金額貳拾五ケ年間無利息御貸下相成度左候得ハ五ケ  
年据置六ケ年目ヨリ二十ケ年賦ヲ以テ悉皆上納可仕此儀別冊手續書費用明細書諸表繪具面相添差出  
候尙福山居住士族授産ノ儀モ別書ヲ以テ上申仕候也  
明治十三年五月三十一日  
廣島縣令 千 田 貞 曉

内務卿 松 方 正 義 殿

右の如く稟申せし水利疏通に障碍なきを保し難しとの廟議起る仍て是迄再三の實測毫も其憂念なき  
を陳述せんと雖も素より大事業に係るを以て万一にも其懸念あらば速に其當局者を派遣し實地に臨み  
篤と鑑定あらん事を乞ふ同六月十七日を以て土木局官員並雇工師出張實地検査の上諸般協議を遂くべ



再度の申請書

埋築遂行強

止むなく工場設置資金のみ請願

しと指令せられ暫時中止の姿と成る。然るに爾來士族の景況を察するに此埋築の成否は措き授産の事たる實に猶豫すべからざれども更に其用途を一變する事なれば出京先に於て其方法を確定し難きに付其邊の情實内務卿の曲折面議を盡し更に具申する事となす其九月十三日を以て左の通り再び稟議に及びこれに對しては同十二月十四日を以て許可せらる。

本年五月三十一日付ヲ以テ稟申仕候當縣士族授産方法ノ内安藝國安藝郡宇品沖埋築事業之儀ハ御詮議ノ次第有之實地爲檢査御省土木局官員並御雇工師出張ノ事ニ相成其際事情曲折口頭ヲ以テ開陳仕候通り窮者ノ窮ヲ増ス日一日ヨリ甚シキヲ以テ時機難差延ト彼是焦慮ノ折柄檢地ノ爲メ若干ノ月日ヲ遷延シ且此際物價騰貴ニ付テハ益切迫ノ事情縣地ヨリ屢々報知ノ趣モ有之旁以テ假ニ工場設置方之儀一時御省へ申出ノ次第モ有之候處尙退テ審案スルニ縣地へ照會ヲ要スル事件不少然ルニ書以テ其意ヲ通暢難致無止歸縣ノ上更ニ開申可致旨再陳シ歸縣仕爾來現今ノ狀態ヲ以テ將來ノ如何ヲ熟察スルニ授産ノ事タル蓋シ一ニシテ足ラスト雖モ之ヲ要スルニ本縣ノ如キ三千有餘戸ノ窮乏者ヲシテ恒産ニ就カシムルト通りノ方法ニテハ到底難行届必スヤ埋築事業ノ如キ一大事業ヲ起ス等ノ事アルニ非サレハ能ハス故ニ飽迄其目的ヲ達シ得ンコトヲ要望仕候然レトモ若シ万一水利障害等ノ故ヲ以テ此起業ヲ斷念スル場合ニ於テハ之ニ代フヘキ他ノ方法ハ更ニ具申可仕覺悟ニ候得共目下彌窮迫ヲ極メ將ニ飢餓セントスル者凡貳百七拾餘戸ニシテ其家族ヲ合計スレハ千四百五十人ノ多キニ及ヘリ夫レ如此ノ現狀ニ付工場設置ノ儀ハ會テ目的トスル授産方法中ニ組織シ以テ其舉行ノ日ヲ待ツニ追アラス無止焦眉ノ急ヲ救フノ計ヲ爲サ、ルヲ得ス依テ先ツ該窮困者(千四百五十人ノ内)六百名へ授産セシムル用途ヲ以テ此際直ニ工場ヲ設置仕度則別冊之通り該方法調査進達仕候付テハ曩ニ上申セル方法中其工業ニ係ルモノハ御取消ニ相成度更ニ工業資本トシテ(曩ニ上申セル工業資本三千三百七拾万六千六百參拾餘圓ヲ超過ス)金壹萬五千圓御貸渡相成度尤返納之儀ハ拾ケ年据置キ拾壹ケ年ヨリ無利此儀ハ別紙ヲ以テ上申ス。金壹萬五千圓御貸渡相成度尤返納之儀ハ拾ケ年据置キ拾壹ケ年ヨリ無利息拾五ケ年賦ヲ以テ年々金千圓ツ、返納可仕候條目下切迫ノ情實御洞察特別ノ御詮議ヲ以テ速ニ御

許容相成度此段上申仕候也

明治十三年九月十三日

内務卿 松方正義 殿

廣島縣令 千田貞 曉

本年五月三十一日付ヲ以テ稟申仕候舊廣島藩士族授産方法ノ内工業ノ儀ハ此際直ニ實施仕度依テ曩ニ上申セル方法ノ内其工業資本トシテ金壹萬五千圓御貸下ノ儀今回別紙ヲ以テ稟申仕候ニ付テハ前日ノ金額ト今回請求スル金員ニ比スル壹萬六百參拾餘圓ノ超過ニ相成候ニ付其差金ハ他日埋築事業ニ着手スルニ際シ欠減ヲ生スル計算ニ候處該工業ヨリ一ケ年ニ得ル所ノ益金四千六百六拾餘圓ヲ年々積金ト爲シ右欠減ノ補額ニ流用可仕見込ニ付埋築ニ臨ミ別段増額ヲ請求可仕見込ニ無之候條此段更ニ上申仕候也

明治十三年九月十三日

廣島縣令 千田貞 曉

右に付縣當局の苦衷は漸く政府の容るゝところとなつて同年十二月十四日付内務卿は左記指令を下した。

書面ノ趣特別ノ詮議ヲ以テ請求金額壹萬五千圓本年七月ヨリ十八年六月迄五ケ年間据置キ十八年七月ヨリ向キ拾ケ年賦無利子毎年五月限返納定ヲ以テ貸下候條屹度授産ノ實效相立候様注意可致事但右金額受取方當省へ可申出且資金ノ運用事業ノ景況等毎年六月十二月毎度詳細取調可届出事

明治十三年十二月十四日

内務卿 松方正義

縣當局が士族授産法としての第一主眼は宇品築港事業であつたので政府金七萬圓の貸下が可能であつたならば淺野家補助の三萬圓と合して本事業を成功すべくそれが方法の條章は左の如く制定して政府に提出したのであつた。

工業資金貸下認可となる



第一條 授産方法ヲ四項ニ分ツ

第一項 安藝國安藝郡皆實新開ヨリ西南宇品島ニ向ヒ海面反別凡貳百貳拾有餘町歩ヲ埋堆シ新開地ヲ得目下窮乏ノ士族ヲシテ移住或ハ通作セシムルモノトス

第二項 移住者ヘ分貸セシ餘地ハ他ノ士族ヲシテ通作セシムルモノトス

第三項 此新開地ヘ一ノ工場ヲ設ケ移住者家族及ヒ耕耘ノ業ニ堪ヘ難キ者ヲシテ應分ノ職業ヲ授クルモノトス

第四項 前項ヨリ得ル所ノ益金ハ積金トナシ他日破産者授産ノ資本ニ供スルモノトス

第二條 新開地ヘ事務所ヲ設ケ掛官吏ヲシテ該件ニ關スル諸般ノ事務ヲ整理セシムルモノトス

第三條 新開地ハ舊廣島藩士族一般ノ授産ニシテ當縣廳ノ所管トス

第四條 新開地ハ當縣廳ノ所管ト雖モ拜借金上納ノ義務ヲ畢リタル後ハ舊廣島士藩族一般ノ共有地トシテ其地券證ヲ授與シ併セテ積金及ヒ工場トモ悉皆之ヲ附與スルモノトス

第五條 前條ノ如ク士族一般ノ授産地トシテ保存

スヘキ目途タリト雖モ地盤落成ノ上將來ノ狀況ヲ謀リ其幾分ヲ貸地トナスカ又ハ適宜之ヲ賣却シ其代金ヲシテ他ノ事業ヲ起ストキハ反テ得策ノ授産法ト確認スル場合ニ於テハ便宜適應ノ處分ヲ爲ス事アルヘシ

第六條 地盤落成ノ上ハ土地ヲ上中下ノ三等ニ區別シ其區域内ニ就キ抽籤法ヲ以テ分貸スルモノトス

第七條 移住耕作者ハ貳百戸トシ壹戸三反歩通作者ハ七百戸トシ壹戸貳反歩ヲ分貸シ以テ恒産ヲ得セシムルノ目途タリ尤實際ニ臨ミ耕耘ノ難易ト地所分貸ノ都合ニ依リ適宜増減スル事アルヘシ

第八條 移住耕作者ト雖モ本人ノ望ミニ依リ縣廳ノ認許ヲ經テ通作スル事ヲ得

第九條 士族ノ貧富ヲ定メ及ヒ移住通作ノ區別ヲ立ル等ハ縣廳ニ於テ之ヲ査定スルト雖モ時宜ニ依リ郡區長戸長又ハ士族一般ノ意見ヲ問ヒ然ル後之ヲ定ムル事

第十條 耕作者ノ掛米左ノ如シ  
移住者ハ豫定收獲ノ五分ヲ收納シ餘ハ悉皆各自

ノ所得トス、通作者ハ豫定收獲ノ六分ヲ收納シ餘ハ悉皆各自ノ所得トス(中略)

第十六條 農業ハ地形ニ依リ十戸乃至十數戸工業ハ其事業ノ便宜ヲ以テ拾人乃至拾數人ヲ一組トシ各組ヘ組頭壹人ヲ置クモノトス

第十七條 移住者ヘ貸付セシ農具代及ヒ家屋代共本人若シ返納ヲ怠ルトキハ資金ノ欠減ヲ生シ事業ノ目途ヲ達シ得サルヲ以テ各組合負擔シテ之ヲ補償セシムルモノトス

第十八條 戸主幼少又ハ婦女等ニシテ自ラ耕耘ノ業ヲ執リ難キ者ハ縣廳ノ認許ヲ經テ年限ヲ定メ代耕者ヲ置クコトヲ得

第十九條 總テ耕作者其業ニ怠ルカ又ハ農業ニ堪ヘ難キト認ルトキハ假令年限内ト雖モ其土地ヲ返附セシメ他ニ相當ノ業ヲ授クル事アルヘシ

第二十條 目今移住通作者外ノ者若他日非常ノ災

處が第一案は廟議未だ決せず第二願の工場設置資本壹萬五千圓貸下が許可せられたので早速これが設置開始に着手をし淺野家に對しても更に地所建物貸下についての交渉をしたのであつた、扱此工場についての「士族授産の手續」の要項をこゝに摘録して當時を知るの料とする。

工場は舊廣島藩士族の授産所にして當縣廳の所管とす ○工場構内ヘ事務所を設け係り官吏を置き諸

(以下省略)



般の事務を整理せしむるものとす ○事務所詰人員は事務係六人小使二人を置く ○俸給及び工場一切の費用は授産資金の内より支拂ふものとす ○工業資本として拜借する所の金額返納済の上は士族一般の共有物として土地建物及び機械積金共其儘之を附與することあるべし ○前條拜借金返納の義務を畢らさるも完全なる維持法相立ち自治に任ずるを以て得策なりと確認する場合に於ては其筋へ稟申の上士族の情願に任ずることあるべし ○工場は十五歳以上六十歳以下の男女合計先づ六百人を限り各自應分の業を授くるを目途とす ○産を授くへき士族の氏は縣廳に於て之を査定す時宜に寄り郡區長戸長又は士族一般の意見を問ふことあるべし ○工場の事業は從來稍慣習せる處に就て起業す其目は綿線、綿打、糸挽、機織とす ○工場の事業は前條の如しと雖も實際施行の上時宜に寄り工事を斟酌し又は資金流用の都合若くは執業者の増員するに従ひ徐々新たに工業を起すものとす ○工場に要する一切の器具及び資料は悉皆現品を渡し其工業の難易輕重と其巧拙に依り相當の工錢を日々に拂渡すものとす ○工場の都合と其事業の便宜に依り組合を立て各組へ組頭一人を置き以て勤惰を監視せしむるものとす ○各組の組頭は其組合中の投票を以て撰定せしむ尤も時宜に寄り官撰を以て之を定むる事あるべし ○傭工者の内万一不得已事故ありて工場に執業し難き者は其事情に依り機械及び資料を貸與し自宅に於て其業を営ましむる事あるべし ○傭工者の内工場の區域を離し他に生計を立てしむるを適當なりと確認する者に限り資金流用の都合を以て若干の資本を支給し以て其産を授くる事あるべし ○傭工者の内職業熟達し獨立業を営む事を得べきものと認定する者は是迄使用せる機械を附與して歸宅執業せしむる事あるべし ○資料買入製品賣却共實着正直なる商人を撰定し之に囑託せしむる事あるべし ○事業より得る所の益金は工場の積金となし拜借金返納の準備及び其事業擴張の資本に供するものとす ○資金出納及び事業の盛否は事務係之を負擔し其景況は時々縣廳へ開申するものとす ○政府より拜借する所の壹萬五千圓は無利息拾ヶ年据置き拾壹ヶ年目より拾五ヶ年賦を以て一ヶ年金千圓づつ返納するものとす

### 授産處務概要

如上の次第で廣島縣廳が舊藩士困窮救済に愈々手を染めてからの當初の状況を窺ふことの資料に「處務概略」といふのがある、日誌やうの記録である就中要項と認むるものを抜萃する。

#### 處務概要

- 明治十三年一月 授産方法調査として勸業課長二等屬十文字信介を主とし數名の委員を呈き以て其方法順序を査定せしむ
- 三月十七日 舊藩主淺野長勳より士族疲弊の景況を察し舊情に於て傍觀し難き旨を以て金五千圓づつ六年間に參萬圓を補助せんと縣廳へ委託あり
- 四月十六日 立案委員三等屬鈴木得之四等屬杉山新十郎七等屬山本久より草案成るを告ぐると雖も訂正すべき廉あるを以て再調を命ず
- 五月六日 稿全く成るを以て之を確定す
- 同月十九日 淺野家へ補助金參萬圓は政府へ七萬圓の拜借を請ひ合して宇品沖埋築の起業費に充んことを通牒す
- 同三十一日 授産手續書及び經費豫算埋築地圖等を詳にし資本金七萬圓拜借の儀を内務卿へ稟請す然るに重大の事業に係るを以て水利障如何の廟議起り終に土木局雇正師實地點檢する事に決し爲に暫く中止の姿

- 九月九日 工場設立の考案成る其十三日を以て施行順序及び經費豫算書等を添へ再び内務卿へ稟議す
- 十二月十四日 特別の詮議を以て請求金額壹萬五千圓を得たり是れより先十月十一月の交主として工場設置を撰定するに好適地を得ず折柄淺野家より照會の趣もあり同家所有廣島區白島西町貳百壹番邸(元山林役所)を假工場に借受けん事を依頼す
- 十二月十一日 右承諾の回答ありたり
- 同月二十八日 創立委員四等屬杉山新十郎七等屬山本久等に命じ工場修繕及び該機械新調等に着手せしめたり
- 明治十四年一月十日 本縣士族寺尾隆藏佐竹義治の兩人を授産係りに採用し月給六圓を支給せり
- 同月十二日 受業志願者人名廣島區長より開申す戸數九拾壹戸總人員男女合して貳百五拾名なり



同族有志義  
捐申出起る

開場式當日  
千田縣令の  
懇諭

○同月 淺野家より借用すべき建物双方立會受授の手続を了し士族授産所となす此日士族授産所を白鳥町に開設せり其事業は當分綿織打糸機織の四業とし先づ第一着人員百名を限り入場せしむる旨を廣島區長及び各町村戸長へ公達す但し授産所設置の事たる是迄區長へ内達に止まり未だ士族へ公達せざるに依りしものなり

○同月十八日 勸業課中へ授産の一係を置き其章程を定めたり又授業規則工場規則を制定せり

○同月二十日 受業志願者人名區長より開申す戸數百七拾戸總人員五百七拾五名を有せり

○同日 士族平山靖彦外參拾八名連署を以て廣島士族の

### 機織事業開始

愈よ授産開所の手続を進め家屋の修繕も過半出來上つたので同月(明治十四年一月)二十一日からこゝに事務所取扱所を開き交番を以て係吏員を宿直せしめ、引續き機織授業師(士族中の婦人數名)を雇入れ原料たる實綿や工業用具などの買上品鑑定者をも臨時雇とし同時に諸機械の据附を爲して試運轉を行ひ二月一日開業式を行ふに至つた、即ち午後一時區戸長受業者係官吏授業師順次參着し二時に至り千田縣令平山書記官勸業課長等は受業人等出迎への下に親しく臨場して開業式を擧ぐ、縣令は當工場設置の趣旨を説き懇諭を加へ式畢つて直ちに事業を始め縣令以下場内を巡視し授業師以下に對しては祝儀として金

疲弊に及ぶや敢て喋々之を辨ずるを俟ず我徒同族の舊誼を以て之を保持する方法を謀る日既に久しと雖も我徒微々資金以て其居多の人員に普及するに足らざれば不得已在再月を経過したりき今や上司に稟請夥多の金額を借り大に士族授産の基礎を建てる事を謀り舊主淺野長動も若干の金額を納め以て該費を助けり仍て我徒平生の心情を表せん爲め些少の金額を納め以て該資万分之一を補助せんと欲す云々の願書を出せり依て之を嘉納す尋て續々同意を表する者總人員貳百拾九名にして其寄附物は金員千八百七拾七圓七拾錢炭三十俵漬物二樽に及べり

子(金拾錢宛)を給したが此日受業者の入場したるもの男十三名、女六十六名であつた、本日千田縣令の述べた演説趣旨として左の記録がある。

今般當授産所ヲ設ケシ趣旨ハ兼テ區戸長ヘ達シ置キタル儀モアレハ各ニ於テモ既ニ了知スル處ナルヘシサレトモ尙茲ニ一言ヲ述ヘ各々ヲシテ一層相勵ミ相勉ムル様注意ヲ加ヘントス凡ソ人ノ此世ニ處ルヤ恒産ナキトキハ恒心ナシ已ニ恒ノ産ナク恒ノ恒心ナキトキハ假令一身一己ト雖モ生ヲ遂クル事ヲ得スマシテ國恩ニ報シ父母ニ盡ス事ヲ得ン今此工場ヲ設クルハ畢竟各々ヲシテ恒産ニ就カシメントスル趣旨ナレハ彌々勉勵日以テ夜ニ繼ギ一日モ早ク其業ニ熟シ其産ヲ治メ以テ安ラカニ生計スルノ域ニ到ラン事ヲ望ムナリ、抑從前士族ノ職ハ事アルノ日身ヲ以テ國家ヲ保護スルニ止マリ農商等ノ業ヲハ堅ク禁セラレタリ然ルニ維新以來政治ノ改革ニ依リ皆其職ヲ解カレ家祿ノ奉還ヲ許シ資金ヲ賜リ尋テ金祿公債證書ヲ下附セラル此趣意ハ夫等ノ資金ヲ以テ農業ナリ商業ナリ各々其好ム所欲スル所ノ業ヲ營ミ永世活計ノ道ヲ立テシメントナリ、已ニ本縣ニ於テモ各々ノ知ラル、如ク廣島五千八百餘戸ノ士族家祿奉還金等ヲ以テ農トナリ商トナルモノ凡ソ三千五百餘戸ナリシト雖モ俄ニ不慣ノ業ニ就キ實歷經験ニ乏シク加之其活機ヲ知ラサルニ依リ當時其目途ヲ達セシ者ハ僅ニ十中ノ二三ニ過キス其他ハ中途ニシテ目的ヲ誤リ今日ニ在リテハ皆家産ヲ蕩盡スルニ到ル其事情ヤ誠ニ憫ムニ堪ヘタリ然レトモ之ヲ要スルニ畢竟世祿ノ餘習未タ離レス動モスレハ怠惰ニ流レ勤勉ノ氣力足ラサルニヨレリ西哲謂ハスヤ汗ハ即麵包ナリト旨哉言ヤ是レ取リモ直サス勤勞ヲナサ、レバ活計ヲ立ル能ハストノ謂ヒナリ各々ニ於テモ今ヨリ深ク此語ヲ守リテ勤勞ヲ厭フ勿レ是ヨリ先舊知事淺野長動ニ於テモ舊誼アルヲ以テ深ク之ヲ憂フルノ至情ヨリ若干金ヲ縣廳ニ附託セラル此際ニ當リ貞曉縣令ノ任ヲ辱フシ入縣以來其實況ヲ熟察スルニ寸時モ傍觀スルニ忍ヒサレハ授産方法ヲ熟圖審案シ已ニ其筋ハ開申致置キタル儀モ之レアリ、其事タル大業ニシテ二三年後ニアラサレハ施行イタシ難シ然ルニ目下忽チ窮乏ヲ極ムルモ其趣ニ相聞ヘケレハ右授産ノ舉行ヲ待チ難キ狀況ヲ察シ先ツ差向キ此工場ヲ起サント其次第

士族困窮の  
實情



柄ヲ撰再申シ以テ資金拜借ノ儀ヲ願出セリ、朝廷亦深ク其情ヲ憫諒セラレ目今用途御多端ノ折柄ニモ拘ラズ別段ノ譯ヲ以テ其情願ヲ採納セラレタリ貞曉ノ喜ヒ何ヲ以テ之ニ加ヘン、此ニ於テ始メテ是レカ端緒ヲ開クニ到ル夫レ各々ニ於テモ曩ニ資金ヲ賜ヒ公債證書ヲ下附セラレ今亦特別ノ賑恤ヲ垂レサセラル、事ナレハ此優渥ノ御旨意ヲ奉戴シ彌々以テ精ヲ勵ミ志ヲ立テ其業ヲ盛ンシ其産ヲ治メ上朝廷ノ鴻恩ニ奉答シ下モ孝ヲ父母ニ盡シ一家ノ祀リヲ永久ニ傳ヘン事ヲ若シ夫レ苟モ此工場ニ入り緩漫其業ヲ執リ或ハ此工場ニ入ルヲ以テ自ラ足レリトスルガ如キハ貞曉ノ意ニアラス故ニ今此開業ニ臨ミ一言ヲ述ヘ以テ各々ニ注意ヲ促ス所以ナリ

創業勿々諸機械据附けがまだ充分に整はぬので止むなく當分五十名を定員とし且工人の腕前等級も判別し難いので綿繰、綿打業の外總て日給金二錢とし別に午飯(米一合麥一合香の物此代金二錢)を給する事としたが、其の後絲挽工女等稍々事業緒につくに及んで製品の精粗と其の量の多寡とを参酌して工錢を支給する事にし日給は廢止し、又高機、絲挽機械の据附も完了し受業人員も六七十名を收容し得るに至りそれから日を重ねるに従ひ男女工とも仕事に習熟し工程は進むやうになつた。扱當工場將來の規模を謀るに借用では不便の點もあるるので相當代價を以て買受けたしとて縣當局は淺野家に照會した處、同家からは早速地所は永く流用ありたし建物は一切を擧げて附與するとの回答があつて士族授産係四等屬杉山新十郎、正二位淺野長勳家從横田直太郎との間に地所立用約定書並に建物授受の手續が行はれた其の借入れた地所及び無償附與の建物は左の通りであつた。(細目は略す)

○地所 廣島區白島西町ノ内淺野長勳所有 八百七十番地反別二反九畝十四步五厘七毛 △同人拜借地一番反別五反八畝二十八步六厘一毛 △同二番反別一反七畝二十八步九厘(右地所立用中ハ地所並拜借料ハ勿論其他總テ該地ニ依ル費用明治十四年一月以後ノ分ハ一切士族授産所ヨリ支辨ノ事)

○建物 本屋及長屋物置總建坪五百十四坪並建具一式  
次で境内の空地を開墾して桑苗六百本を栽植した、同月二十六日には下廣中であつた淺野長勳侯當場に臨み親しく巡視して工人一同へ對し封金二十圓を贈つて慰勞獎勵するところがあつた。かゝる間にあつて一方の大事業である宇品沖埋立の件は政府において研究調査が進められて二月には豫ての達しの如く埋築地検査として内務屬富田耕、土木局雇工師蘭人ムルドル、内務權大書記官中村孝禧が相前後して入縣し本縣土木課員同道實地を巡視し二日間に亘つて検査を終り更に太田川流末幹支川及び埋築地近傍海岸等を實測し其の圖面に依つて考案を下すといふ事になつた。

### 官設授産所下渡

明治十四年十月二十四日附辻維岳、上田讓翁、淺野道興、淺野忠は舊藩士族生計困迫の慘狀を救濟せんが爲に前段官設授産所の下付及び資金貸下げの願書を千田縣令に提出した、此願書によつて當時同族間の熱情を窺ふことが出来るのである其の書は下の如し。

舊廣島藩士族ノ生計ヲ營ムヤ明治七年以降續々家祿ヲ奉還シ其初メ稍ヤ農工商ノ業ニ從事スト雖モ俄ニ不慣ノ事不熟ノ業ヲ取ルヲ以テ多クハ失敗シテ其目的ヲ達スルコト能ハス偶其方向ヲ誤ラスシテ目下殖産ヲ得シモノアルモ十中僅々一二ニ過サルナリ而又恩賜ノ祿券ヲ以テ漸ク活路ヲ得シモ連年物價騰貴ノ爲メ其利子ハ以テ家計ヲ支ヘ妻子ヲ養フニ足ラス不得已漸次祿券ヲ賣却シ遂ニ資本ヲ缺乏シ困窮日一日ヨリ迫リ其甚シキハ市街村落ヲ彷徨シ人ニ向ヒテ金錢衣食ヲ乞ヒ或ハ廉耻ヲ破リ縲紲ニ罹ル輩モアリ不可言ノ慘狀ヲ極メリ右ハ畢竟自棄自暴ノ所爲ニシテ今更臍ヲ嚙ムモ及ハスト雖モ其醜行坐視スルニ忍ス依テ我徒同族ノ舊誼ヲ以テ之カ授産ノ方法ヲ謀ル日既ニ久シト雖モ素ヨリ許多ノ資本ヲ



要スルヲ以テ其良法ヲ得ルニ苦ミ荏苒歲月ヲ經過シタリシカ閣下ハ夙ニ我同族困迫ノ狀況ヲ憫察シ之ヲ上詞ニ稟請シ夥多ノ金額ヲ借り大ニ投産ノ基礎ヲ建ラレ舊主淺野長動モ亦若干ノ金額ヲ閣下ニ委託シ以テ該費ヲ助ケ既ニ投産工場ヲ區内白鳥ニ設ケ尙續テ宇品築港ノ學ヲ興シ益々投産ノ事業ヲ擴張セラルト聞ク閣下保護ノ厚キ深ク感銘スル所ナリ抑モ家祿奉還祿奈下賜ノ主旨タル獨立自營ノ活路ヲ與ヘラレタル特殊ノ資本ナリ之ヲ輕舉蕩盡シ又政府ノ救助ヲ受クルハ上政府ニ對シ下祖先ニ向ヒ己ニ慚懼ノ至リニ堪ヘス況ヤ其拮据計畫ノ旁ニ至ルマテ擧テ之ヲ政府ニ放任シ袖手傍觀スルハ實ニ忍ヒサル所ナリ仍テ既ニ開設セラレ又將ニ創設セラレントスル事業トヲ併セ我徒ニ下付セラル、事ヲ請願セント欲ス然レトモ宇品築港ノ如キハ其事業タル廣大ニシテ急遽ニ投産ノ場合ニ至リ難クニ付該件ハ其方法ノ詳細取調ノ上更ニ請願スル所アラン白鳥ニ設立セラレタル工場ノ如キハ目下救済ノ急務ニシテ閣下ノ盡力ニヨリ其事業既ニ緒ニ就クト雖モ其及ブ所貧士族千百中ノ十一ニ過キス隔靴搔痒ノ憾ナキ能ハス仰キ願クハ該工場ト該工場ニ充具シタル資本ノ金額トヲ併セ其儘我徒ニ下付シ尙一層其事業ヲ擴張スルカ爲メ更ニ左ノ金額(壹萬五千圓)ヲ追加貸下アラン事ヲ其返償ハ今明治十四年ヨリ十ヶ年据置十一ヶ年目ヨリ向三十年無利息上納可仕候幸ニ閣下特殊ノ恩惠ヲ垂レ許容ヲ得ハ有志者ニ謀リ憤然同族ヲ鼓舞獎勵シ以テ閣下ノ厚恩ト事業トヲ繼續シ投産ノ事業ヲ全フシ聊カ政府ノ恩典ニ報スル所アラン其規則方法ハ該場現行ノ儘ヲ遵奉シ他日實業上ノ得失ニ依リ改正ヲ要スル事アラハ事實ヲ詳述シ認可ヲ經テ後之ヲ施行セント欲ス閣下我徒ノ微衷ヲ憫察シ前件工場並資本追加貸下金ノ儀共連ニ許可アラン事ヲ頓首奉願候也

右に對し縣當局は同十一月一日附を以て「書面の趣本來の工業を繼續するも又は他に適實の事業を新設するとも其事業を施行する規則方法を詳細に記載し更に申出づべし」との指令を下したので同十九日再願書を出し越えて翌十五年三月に至り「士族總業の委任を受け總代の名義相立て更に申出づべし」とあり、依つて此度は同進社が願主となつて其の責任の衝に當る事になり同社長辻維岳代理副社長淺野守

夫から左の通りの請願をした。

士族投産ノ義ニ付願

舊廣島藩士族投産工場並ニ資本拜借ノ儀ニ付客年十月二十四日付ヲ以テ請願仕候處同年十一月一日付ヲ以テ御指令ノ趣モ有之ニ付別紙投産概則取調候條白鳥投産所ハ直ニ御下附被下度尤事業ハ其儘繼續仕候儀ニ付別段豫算書等捧呈不仕候尙此上一層其事業ヲ擴張仕度見込ニ付五ヶ年据置キ無利十ヶ年賦上納ノ積ヲ以テ更ニ七千四百圓追加御貸下被成下度旨淺野忠外三名ヨリ客年十一月十九日願出候處本年三月八日付ヲ以テ總業ノ委任ヲ受ケ更ニ可申出旨御指令之趣謹承私共儀ハ既ニ御届仕候通並年以來別冊規則ニ依リ七千二百三十四人結社致同社ニ於テ舊廣島藩士族一般投産之儀ヲ計畫罷在候儀ニ付前件御許容被成下候得ハ今一層同族ヲ鼓舞獎勵以テ事業ヲ擴張仕度其見込ハ別紙收支豫算並概則之通リニ候條特別ノ御詮議ヲ以テ兩條共連ニ御聞届被成下度謹テ奉懇願候也

本願書には同進社發起人上田讓翁、淺野道興、淺野忠三人の副願と又別に同進社組合長寺川四郎外三十四名の副願書があり夫々廣島區長栗原幹の與書附となつて居る、次で同六月十五日千田縣令はこの願書を容れて左の如く指令したのであつた。

書面願之趣特別之詮議ヲ以テ開屆候條左之通り心得致度投産之實効相立候様可致注意候事、但工場器械並ニ資本金之受取方可申出事

- 一、明治十三年十二月投産資本トシテ借用セル金壹萬五千圓ヲ以テ成立セシ工場其社へ繼續セシメ候ニ付テハ該金ハ明治十三年七月ヨリ十八年六月迄五ヶ年間据置キ十八年七月ヨリ向キ十ヶ年賦無利毎年五月限り返納可致事。一、事業擴張ノ爲メ請願セル増資本金七千三百八拾圓可渡候條今明治十五年七月ヨリ三ヶ年間無利据置キ十八年七月ヨリ年六分ノ利ヲ附シ向キ五ヶ年賦毎年五月限り返納可致事。一、投産建物ハ舊藩主淺野家ヨリ投産ノ爲メ寄附セラレシニ付圖面之通り可下渡地所ハ

同進社責任  
の主體とな  
り請願許可  
せらる



同家ヨリ永々貸與セラレシニ付是亦可引渡事。一、投産資金貳萬貳千參百八拾圓ニ對シ今般下ケ渡ス處ノ建物器械類ハ勿論漸次整頓スル器械備品ノ類ハ其都度該品へ原價ヲ附シ悉皆抵當ニ可差出事。一、投産補助金トシテ有志者ヨリ寄附金千八百九拾圓七拾錢ノ内既納シタル金九百七拾圓七拾錢ハ此際下渡シ殘金ノ儀ハ當廳へ差出次第可下渡事。一、總監並役員人名可届事。一、工場諸規則類ハ工事ト俱ニ繼續スヘキ儀ト可相心得事、但實際適用シ得ヘカラサル事項モ有之候ヘハ其都度修正ノ意見ヲ具シ認可ヲ受クヘキ事。一、金錢出納ノ順序ハ制定ノ上認可ヲ受クヘキ事。一、工場ノ景況資本ノ運用等詳細取調毎年六月十二月兩度ニ可届出事。一、舊藩主淺野長動ヨリ投産補助トシテ委託金參萬圓之儀ハ兼而先願之通り事業方法取調更ニ可申出事

明治十四年十一月認可された投産所概則(全文十八條より成る)中に投産所は舊廣島藩士族一同の所有物たるを以て一人一己之を分有するの權利なきものとすとありて所有權を規定し又業を授くる者は舊廣島藩士族と限り投産所の資本は政府の拜借金と舊藩主及び同族中有志者の惠遺金とを以てし其拜借金は收支一覽表に定めた通り年賦を以て上納する事とすとあり、そして投産事務繼承を請願せし同進社正副社長並に發起人淺野忠外二名が交番で士族投産總監となり事業の得失係員の勤惰等一切を監督裁定し夫々諸役を任命して分掌囑任を行ふ、又別に同族中から總監の諮問員若干名を置き其半數は總監これを專選し半數は組合長中から互選することに定められた。

明治十五年九月十二日附總監淺野道興名義で紡織の原料である實綿買入れ資金として金三千圓下附の請願を爲し縣當局又これを容れて下附して居る。

同十六年一月十一日同進社副社長淺野守夫名義を以て第二投産所營業費金千五百圓下渡願を出し勸業課から受入れた、是より先十五年十二月に資金中より二千五百圓の下渡しを受けて廣島區下中町に第二

投産所を設置し機械りを營業したが此度廣島鎮臺(第五師團の前身)から兵卒の被服用として綾小倉地四百三十反の織立注文を受け未だ熟練工の少きが故に夜を以て日に繼ぎ勉勵して注文日限納入を期して居り、昨年下渡の資金はその多分を敷地並建物機械器具等に充當したので今日は流通資本として此下渡を申請したものであつた。

同十七年五月三十一日投産總監淺野忠から當分養蠶の季節であるが昨年蠶繭を買入れ第一投産所で製糸せしめ善良の出來にて多少の利益を擧げ今日工女は熟練して居るので本年も蠶繭を買入れたく之れに要する資金として金壹千九百圓投産金の内より下渡しを得たしと縣廳に願出て聽届けられた。

同年十月三十日千田縣令代理平山大書記官に宛總監淺野守夫、上田讓翁、淺野忠の連名で投産總監一名増員の儀を申請し認許を得た、これは先般三原城地並に城壕の拜借を受けて投産出張所を設け開墾其他の事業を營むことゝなつたので同所にある總監淺野哲吉一人では支障もあり依つて三原在住の舊藩家老を勤めた事もある淺野敬五を總監に推薦し都合五名としたのである。越えて明治十八年十二月には投産事業整理の都合を以て參判の名稱を設け寺尾小八郎を推薦した。

同十九年五月總監運署を以て「士族投産金返納御猶豫之儀に付願」を千田縣令に差出し願の趣特別の證議を以て聽届けるとの指令を受けて居るが當時事業の一斑と同族猶困窮せるの狀況を窮ふが爲に本願の全文を載録する。

舊廣島藩士族投産之爲メ金壹萬五千圓ノ資本ヲ以テ成立セル投産所ノ繼續並ニ事業擴張之爲メ増資本金七千三百八拾圓追加御貸與被成下度旨明治十五年三月十六日付ヲ以テ上願仕同年六月十五日御許容相成尤資本金合計貳萬貳千三百八拾圓ノ内金壹萬五千圓ハ無利息据置明治十八年七月ヨリ向キ拾ケ年



賦残ル七千三百八拾圓ノ増資本金モ亦同シク向キ五ヶ年賦年六分ノ利付キニテ毎年五月限り返納可仕旨御指令相成即チ本年本月ヨリ返納可仕等ニ有之候處抑該授産所繼續以來無産貧困ノ同族幾百人ヲ獎勵シ懇々授産ニ盡力罷在爲メニ機織ノ技藝等ハ大ニ熟達シ追テ獨立自營ノ活路ヲ得テ者モ夥多有之其業ヲ授ケ産ニ就カシムル點ニ至テハ已ニ斯ノ如ク稍其目的ヲ達スル事ヲ得ルモ彼ノ貧者ヲシテ漸ク此位置ニ到ラシムルノ間ニ於テハ言フ可ラサル困難ナル事情ノ存スルアリ畢竟赤貧洗フカ如キ同族ヲ待ツノ場所ニシテ苟モ之ニ出入スルモノハ内ニ纏縷ヲ纏ヒ憔悴セル老幼ノ在ルアリ目下忽チ多少ノ工錢ヲ與ヘサレハ如何トモ爲スナキノ情實有之故ニ藝能ノ巧拙ヲ考量シ以テ工錢ノ多寡ヲ定ムト雖モ單純ナル射利ノ製造所ト同一ノ措置ヲ爲シ能ハサル場合有之加ニ明治十六年以降世上一般ノ不景氣ニ伴ヒ製品ノ販路ハ閉塞シ遂ニ收支不相償ニ至レリ此詳細ハ每期差出候報告書ニ縷述仕置候次第ニテ現今資本金返納仕候場合ニ難至乍然製品ノ内上等木綿並雲齋織ハ足袋地用ニ適當シ又綿小倉織ノ如キハ學校生徒ノ被服用ニ適當ノ品ニテ昨年来稍販路ヲ得續テ注文有之工人モ餘程習熟候ニ付此姿ニテ漸次改進持續キ候ハ、其目的ヲ達シ得ヘクト奉存候其概算別表之通りニ有之候間不容易御儀ニハ可有之候得共本年ヨリ向キ十ヶ年間御据置明治二十九年ヨリ各十ヶ年賦返納候様御猶豫被成下度此段奉懇願候以上

此際に於ける授産所製造品收支見込概算表に依ると製品は上白木綿、雲齋織、小倉織（上中下の三等品に分る）の七種目で初年度が工人八十二人一ヶ年の製産高壹萬五千二百二十反これが原料價壹萬六千六百五拾壹圓貳拾錢、製産諸入費金壹千七百貳拾貳圓で賣價が壹萬八千四百貳拾四圓八拾錢差引五拾壹圓六拾錢が實益金であり次年から工人はじめ收支共に遞加して五年目には差引金壹千五百七拾五圓八拾錢の益金を擧ぐるの豫算となつて居るが果して如何であつたかはこれを窺ふに記録がない、尙翌二十年には桑苗播植が授産事業上肝要と認むといふので元縣立農學校（二葉の里）で栽培試験中のものを農商課か

ら購求して開拓掛佐竹義治所有地三畝歩を借入れ二十四種の桑苗五百五十八本を植付けた、又之れと同時に農商課の勧誘もあり養蠶試育の計畫を立て新設廣島養蠶傳習所教師を聘して指揮を受くる事とし本事業の收支豫算を編成して縣當局に届出て居る。

其後の工程に關してはこれを知るに史料が缺けて居るが業績は豫期通りには運ばず次第に衰退に及んでいつの間にか罷業となり敷地内堤防拜借地などは附近住民の希望によつて貸渡し、後には構内のすべてを賃貸する事となつたものと見え明治二十四年には白島西中町の谷口嘉藏、西白島町の香川卯八等と授産總監津川顯藏、理事藤田勉との間に貸借契約が結ばれた記録がある。越えて大正五年四月二十四日（佐藤正社長就任直後）の組合長決議に基きこゝの所有地二百八坪餘が二千八百圓で賣却され同時に接續の官有地借用權は無償で土地買受人に讓渡されて此賣場金は同進社基本金に編入保存されたのである。（九十一頁参照）

### 活版印刷所開設

更に授産事業の一として同族男子子弟の爲に活版所を經營する事となつたがそれは同族中の先覺者が申合せて既に開業して居たものや縣廳内に置かれたものなどの同業（新聞印刷所もあり）を買収又は申請して一團と爲し袋町同進社敷地内に一舎を建築して起したもので機械工具及び工人とも一切を取纏めこれを第三授産所として同族中男子子弟に限り入所せしめて活版職の養成を目的としたものであるが、こゝには以前から廣島で發行して來た新聞即ち藝備日報社も移されてその印刷をするのを主體とし別に縣廳の公報を特約印刷したのであつた。（此方の仕事を一時第四授産所と稱して區別したやうにも見へる）た



しかた記録は見えぬも此第三授産所は明治十七、八年頃の創立で最初印刷して居た藝備日報（同族有志の創業に成れるもの）は後年經濟難の爲に遂に早速勝三の手に移り明治二十年淺野侯爵が廣島政友會を組織せられた際その機關とも見るべき安藝津新報社がこゝに生れて新たに此新聞印刷に花を咲かせた事であつたが間もなく政友會解散の後明治三十四年に至り新報社主腦部に意見の對立が起つて議遂に合はず新進派は新たなる中國新聞社を創立して新報社と袖を斷ち従つて第三授産所の工人も過半これに參加し幾くもなく安藝津新報社が自然消滅となるに及んで活版所である第三授産所も次第に解體に至つたが其後建物は改造されて貸家となり同進社資産の一として大正末年に及んだのである。

### 野呂山開拓事業

明治十五年授産所では更に山林開拓事業に着眼し調査を進めた結果同進社副社長淺野守天の名を以て千田縣令代理平山大書記官宛安藝國賀茂郡野呂山拂下願を提出した、これが主文を記録して本事業企劃の趣旨を窺ふて見よう。

#### 官有地並立木共御拂下願（但賀茂郡野呂山）

舊廣島藩士族授産之儀ニ付テハ白島西町工場ヲ繼續シ併テ資本金増拜借之儀共願之通御許容被成下工場及ヒ資金共夫々御引渡相成候ニ付本年七月一日ヨリ現業ニ着手シ猶一層同族ヲ誘導シ専ラ機織綿織綿打紡績之四業ニ從事致シ居候處爾來熟々授産ノ事ヲ案スルニ曩ニ閣下ノ厚誼ヲ以テ工場ヲ開設セラレ續テ字品沖ヲ開墾シ以テ恒産ニ就カシメント百方計畫セラル、ノ際我輩ノ微衷ヲ容ラレ速ニ工場ヲ繼續セシメラル、ニ至レリ然レハ飽迄モ工業ヲ盛熾ナラシメ延テ開墾ノ事業ヲ講セスンハアル可ラ

### 山林拂下請願

ス而テ工業ノ儀ハ世潮ニ注目シ専ラ時好ヲ謀リ販路ノ擴張ニ致々タリト雖モ前途ノ目的未タ難相立到底恒産ヲ開カント欲セハ農業ノ方法起サスンバアル可カラス故ニ恩貸ノ資金ヲ流融シ以テ其計畫ニ堪フルノ開墾地各所ニ探索罷在候處頃日安藝國賀茂郡宇野路山ノ内官有地反別四百五拾貳町餘歩ノ地所有之開墾適切之趣傳聞候ニ付不取敢實地取調候處果シテ地質ノ田土ニ適スルノミナラス抑野路山之儀ハ今ヲ距ル五十餘年以前即チ文政十年舊藩ニ於テ該山ヲ開墾シ人民ヲ移住セシメ大ニ力ヲ農業ニ盡ス故ニ一時ハ戸數二百戸ニ上リシモ開墾ノ中途不幸ニシテ天保度ノ凶荒ニ遭遇シ之カ爲メ他方ニ離散シ或ハ絶家シ又漸次資産ヲ得タル者ハ他村ニ轉籍セシ等數多ノ原因ヲ以テ戸口月々凋寥シ田畝年々荒蕪ニ歸シ目今ニテハ戸口僅ニ十二戸田畝漸ク五六町歩ニ過キササルノミ然レトモ現ニ全山開墾ノ痕迹今尙ホ見ル所少ナキニ非ス斯ノ如ク舊藩開拓ノ緣故有之而已ナラス往々開墾セハ多少ノ恒産ニ就クヤ必然ナリ依テ開拓方法收支豫算表等別冊之通計畫スルトキハ士族一般大ニ授産ノ恩澤ニ沐浴シ一同難有奉存候不容易ノ儀ニハ可有之候得共非常ノ特典ヲ以テ地所立木共左ノ相當代價ヲ以テ速ニ御拂下之儀御許容被成下度左スレハ來明治十六年ヨリ五ヶ年間ニ開拓シ年々四十戸ツ、合計二百戸ヲ移住セシメ授産ノ基礎相開キ申度別帳冊貳葉地圖壹葉共相添此段奉懇願候也

- 一、山反別四百五拾貳町九反壹畝三步 此代價貳百四拾九圓拾錢壹厘 但壹町歩ニ付金五拾五錢
- 一、松立木壹萬五千本 此代價參百七拾五圓 但四尺廻以下壹尺以上長三間以下 一間以上平均壹本ニ付金貳拾五錢
- 一、難木數不詳 此代價貳拾五圓

右は同年十二月付のもので拂下許可の上は拜借金參萬圓を以て資本と爲し山林四百五拾貳町九反餘歩の内貳百町歩を開墾して桑田と爲し家産窮乏の士族を移住せしめて養蠶業を營ませ又田畑を起して農作に就かしむといふのであるが、縣廳では翌十六年五月一日付政府に提出した處聞届難しとの指令に接したので同年九月千田縣令は前段同族請願の趣旨と藩時に於ける由緒などを強調縷説して特別の御詮議を

### 山林開拓設置事業開設



以て採用相成度旨西郷農商務卿宛再願に及んだ結果十七年三月に至り伺之趣立木ある箇所百五拾貳町九反壹畝參分を除きて開掘け開墾心得方指令を受くるに至つた。其の要旨は野呂山の内立本無き地所反別參百町歩の開墾並に資金貳萬五千圓貸下げ開墾成功の上申立の代價を以て拂下くる事、地所貸渡中竣成すべき見込反別年度割表を作り其豫定通り成功せぬ部分は返地する事などの條件があり又資本金は十六、七、八の三ヶ年度に分ちて貸下げ明治二十三年六月迄据置四年七月より三十三年六月迄無利子十ヶ年賦にて返納する事これに對する抵當は起業に屬する開墾地植付の樹木並に建築した家屋等を漸次抵當として差出す事而して授産事業屹度成功せしめ永世恒産に就く様注意し毎年一、七兩月これが景況詳細に報告する事などが示され恩典淺からぬものがあつた。

明治十七年四月授産所總監淺野忠、上田讓翁、淺野守夫の名を以て前顯士族授産開拓について地所並に資金貸下げの頭末を舊廣島藩士族一般に通達方を取計ひ同進社組合長又町村戸長にも移牒する所があり、五月には下田八等屬出張の下に實地の引渡を受け又十六年度貸資金八千參百圓の交付を受け此内七千參百四拾圓は差當り縣廳に預置きとしたが爾後事業の進むに隨ひ資金の受入れをした、そして最初の役員としては奥村甚之丞、深田信也の兩人を開拓係として實地に派遣し計畫の實行に着手せしめたが當時の開墾反別年期表に依ると着手年度より二ヶ年目毎に十町歩を開拓し向ふ十五ヶ年で全部三百町歩を成功す此素地代價百六拾五圓と算定してある。

かくて起工を進むるに連れて同族中入山希望者も多くなり又佐竹義治、和知伸藏、植田吉輔など開拓係として時に交代を行ふのであり、十八年三月頃には桑苗も栽附け又豆類、瓜類、葱、春菊などの野菜試作をも行ふ事になり次で莧蕪、馬鈴薯から米麥作に進み耕耘用の牛馬をも買入れ積をも飼育して繁殖

を計り十九年には山嶺の收産もあつたが、一面には深山高嶺に接した境域なので時に風雨冷凍の寒さに加ふるに空には雁が飛び野には猪鹿が出没して苗を啄み作物を荒らすなど鳥獸の害も起り之れが爲には穿隙、鹿垣、案山子などを作り又火繩銃をも備付けて驅除に努めなければならぬ實況で月日を重ねて豫期に反する事態が少くなかつたのであつた。

明治十九年十二月即ち山林開墾着手後約三年目頃の記録に開拓所詰の植田吉輔から授産總監への收獲金回送報告書がある茲にそれを掲げて参考の一斑とする。

○一金五拾六錢貳厘 麥貳斗貳升五合代 ○一金參拾錢 赤小豆六升代 ○一金拾八錢 馬鈴薯六貫目代 ○一金參拾貳錢七厘 粟壹斗參升代 ○一金六錢參厘 胡麻九合代 ○一金貳圓拾八錢貳厘 米三斗七合小米貳斗六升代 ○一金八拾壹錢六厘 青芋五斗一升代 ○一金壹圓參拾八錢四厘 琉球芋 九拾貫目代 ○一金壹圓貳拾錢 大根代 ○一金六錢 京菜代 ○一金拾五錢 人蔘牛蒡代 ○合計金七圓貳拾貳錢四厘

右は其一節に過ぎぬが作付品目や收獲物の状況や月々の經費については開拓係から時々報告して居るがこれを金錢收支の上から打算すれば利潤の見るべき點はない、但開拓によつて耕地が生れ其仕事の爲に困窮同族が入山して些かながらも生活の資を得るといふことは當時相當の收穫であつたに違ひない。

又事業功程として明治二十一年二月其筋への報告に擧げられたものを見るに豫定成功反別賀茂郡中畑村字野路山の内三百町歩の内明治十七年に於て七反七畝歩、同十八年一月より同二十年六月に至り一町一反八畝二十六歩を得て居るが其内譯は田地畑地桑畑茶畑宅地である。

明治二十二年十二月十九日授産總監は千田廣島縣知事に向け野呂山開拓事業中止の儀を申出た其要は、



豫て士族授産とし數年間試業罷在候處何分確乎たる見込難相立のみならず尙之を開拓仕候時は多額の費用を要し收支難相償に付該事業は此際廢止仕度候得共過般及上願置候趣も有之右御指令相成候迄は事業中止仕度に付御聞置被下度尤是迄開拓相濟候箇所は同族の内望みの者へ其儘貸渡置候云々とありて知事は四月二十四日付直ちに此儀を聞届けたので授産所では入山者をはじめ夫々通達し、次で明治二十二年一月に至り授産總監淺野敬五、淺野哲吉、淺野守夫、淺野忠の四名連署を以て千田知事に思ひ切つた願書を提出したそれは野呂山開拓資本全部棄捐を求めたもので本事業は事、志と違ひ到底豫期の目的を達する事不能であり貸資返納の道途に求むるに道なく一方字品埋築の大事業既に成り今後同族をその耕地に移して鋤鋤を執らしむるの道があり之を野呂山の難所に比すれば雲泥の差があるから志を野呂山に絶ち更に力を字品開墾地に致したしと云ふのである、即ち左に其嘆願書の全文を掲げ野呂山開拓事業の最後を記念しやう。

安藝國賀茂郡字野路山開拓資金御棄捐願

舊廣島藩士族授産ノ爲メ安藝國賀茂郡字野路山開拓資金トシテ金貳萬五千圓御貸與之儀明治十六年四月二十一日出願仕十七年二月廿九日御聞届被成下返納方ハ御貸下ケノ年ヨリ廿三年六月迄拓置同年七月ヨリ無利十ヶ年賦毎年五月限リ返納スヘキ旨御指令有之候處元來該地ハ海ヲ抜ク數千尺ノ高山ニシテ風雨雪霜寒暑冷熱平順ナラサル場所ニ付事業ノ充全ヲ圖リ第一著ニハ充分ノ試作ヲナシ其成蹟ヲ查覈シ以テ方針ヲ確定スルノ目的ニ依リ右資本金ノ内金壹萬八千圓ハ御廳ニ預ケ置キ殘金七千圓ヲ以テ專ラ試作ニ着手仕候然ル處當時恰モ字品築港ノ事業御着手ニ際會シ該工事ノ内新開地ニ屬スル工費ハ同族ヨリ支辨シ新開地ノ全部ヲ同族授産地トシテ引受方ノ儀ヲ御諮問相成候處當時多少ノ異論モ有之又一方ニハ充分ナル見認ノ難相立邊モ有之彼是以テ右御諮問ノ節ハ先ツ同族授産金ヲ以テ該工費ヲ御

支辨相成工事落成ノ場合ニ至リ金員ヲ以テ御返辨相成カ又ハ土地ヲ御下渡相成ルトモ閣下ノ御處分ニ相從ヒ候事ニ致度旨答申仕爾來野路山開拓ノ事業ハ百方手段ヲ盡シ試作ヲナセシカ如何セン前陳ノ如ク大ニ氣候不順ノ場所ナルカ故ニ未タ適當ノ實蹟ヲ見サルノミナラス是迄消費セシ資本モ殆ト無効ニ屬シ況ンヤ斯ノ如ク數年間百般ノ手續ヲ盡シ遂ニ其効驗ヲ見ル能ハサル儀ニ付此餘施スヘキ方法モ無之今更慨嘆ノ至ニ有之候然ルニ一方字品築港ニ屬スル新開地ノ儀ハ最前答申ノ旨趣ヲ御採用續テ工事御着手ニ相成自今工事モ殆ト落成ノ場合ニ至リ已ニ一昨年閣下ノ認可ヲ得テ同族ノ内相寄テ試作仕居候處素ヨリ海面ノ一新開ニ付未タ水中ノ地所モ多分有之耕田ヨリ魚介ヲ得ルノ有様ナレハ其獲ル所ノモノ未タ種肥料ノ半ハニ至ラス今後僅カニ種肥料ヲ相償フ場合ニ至ル迄モ尙ホ容易ノ事業ニアラサルヘシ去リナカラ該地ハ海陸交通ノ咽喉ニ位シ耕耘至便氣候善良ニシテ彼ノ野路山ニ比スレハ所謂膏壤ノ差アル場所ニ付今ヨリ意ヲ野路山ニ絶チ字品開墾地ノ一方ニ注キ千辛ヲ嘗メ萬苦ヲ凌キ以テ同族就産ノ目的ヲ全フセント奉存候然リト雖モ前陳ノ如ク僅ニ種肥料ヲ獲ルニ至ル迄モ幾多ノ歲月ヲ費サ、ル可カラス加之隨テ應分ノ費用ヲ要スル儀ニ付收獲ニ多少ノ餘融ヲ生シ以テ御貸與金上納ノ運ビニ至ルハ殆ト百年河清ヲ竣ツノ類ニ等シキ事ニシテ誠ニ以テ恐縮ノ至ニ奉存候得共今更如何トモ成シ能ハサル場合ニ有之候間何卒前狀ノ事實御諒察破格ノ御詮議ヲ以テ御貸與金ハ悉皆御棄捐ノ御處分ニ相成候様只管懇願仕候也

此嘆願書も間もなく聽許せられて債務は解消し茲に野呂山開拓事業は成果を擧ぐるに至らず終りを告げたが貸下官地は其儘他に賃貸して居たのを後年授産所解散と同時に官に返納したのであつた。

舊三原城趾拜借

授産所總監は別に明治十七年三月縣當局に向つて備後三原町の舊三原城趾の拜借を願出た、其の次第は



元來舊廣島藩士族は概して廣島市を主とし他の一部は三原町に居住して居るが、明治十四年以來恩借の資本を以て同族授産の業を興し紡織、印刷などの工場が設置されたが土地遠隔の關係上舊來三原在住のものは些かもその恵に與ることが出来ない。爰に於て授産所側は考慮を重ねた末、三原の地たる南は海に濱し北は山嶺を以て限られ戸數二千餘戸の一小市街に過ぎず同族三百戸中の貧困者に産を授くべく農工事業を起すには適所を發見し得ないのであるが、舊藝州藩治の分城であつた三原城趾が一時海軍省の御用地となつて居たのが今は不用に歸して居るのでこれを拜借し、工業資本金の内を流用してこの空地に桑園を作り城櫓をば蠶室に充て濠池には海魚を蕃殖せしめ（三原城は海水が引いてあつた）養蠶養魚を以て收益の計とすやうといふ目論見を立てたのであつた。縷々條理を盡した請願書は結局其筋の採容するところとなつて同十七年八月十二日付官有地拜借證を差出し授受が出来た其の物件は左の通りであつた。

○備後國御調郡三原町一反別拾八町八反六畝九歩四合六勺五才（此壹ヶ年借地料金參拾九圓七錢四厘）  
一走り櫓二ヶ所（此建坪貳百五拾坪四歩）一土藏壹ヶ所（此建坪拾八坪）一門櫓貳ヶ所（此建坪參拾貳坪半）（以上拜借料金壹圓五拾錢）

此外に城趾境内には巨樹古木が多く三尺廻り乃至一丈五尺廻りの松樹は二百三十九本もあり杉、榎、樟、檜、樺、青木、榎、檜其他多種である、尙借用證には總監の外に寺尾小八郎、多田寛の證人署名があり又期限は十年間で三原町戸長原順四郎の奥書もある、爾來蠶業養魚の外に畑小作の收穫もあり家産のない貧困同族には多少の授産方法であつたものと見ゆるが據つて窺ふべき記録を見出さぬ。越えて明治二十四年八月一日に至つて御調郡長中尾正名の名を以て淺野敬五授産總監に對し三原城貸下中の内走櫓二ヶ所門櫓二ヶ所今般吳鎮守府へ引渡を要する旨其筋から告達があつたから本月五日限り返納せよとの達があり

依つて所定の手續を履んで同月十四日此物件は返却した。當城趾拜借當時は荒廢見る影もなく荊棘生ひ茂り本丸解崩後の瓦礫土砂堆かく之れを耕地とするには容易ならぬ勞役を要したとの事であるが更に越えて明治三十年度には授産會議員の建議で拂下請願の目的で利害調査委員を設けたとあるも其の結果は見るものなく同年七月授産所解散決議後其筋に返却したのであつた。

### 宇品築港事業

千田縣令熱誠の提唱である宇品埋築事業は内務省調査の結果遂に許可せられて明治十七年九月五日起工式が擧げられた、之れが設計や工程を録することは到底本史の能くする所でないので極めて其の概略だけを記すと、計畫の主要は京橋川の左岸を延長して宇品島に至る鎖堤を作り西南の風浪を防ぎ土砂の流出を止め宇品島と金輪島との間を碇泊場とし又鎖堤の内面に沿ふて廣島市街に通すべき車道を作りそして鎖堤の宇品島に近き所から其の沿岸を東方に延轉廻行して皆實新開の東南に新開墾地を作るといふにあつて工事の進行に連れ必要を痛感し左の地區及び車道を作つた。

海岸の地面 長七百五十間幅七十六間 ○比治山通 長七百餘間幅二十一間 ○千田町通 長八百四十餘間幅二十七尺 ○御幸通 長千四百十五間幅六十六尺（明治十八年明治大帝御巡幸の際御通轡あらせられてより名く）

竣工は明治二十二年十一月三十日で沿岸總延長二千九百二十五間其の得たる地面六十二萬坪内前記道路の外縣市所要部を除いた多くの耕地と水部とは豫定通りに授産所に引繼がれたのであるが、本事業總工費は



驚く勿れ過ぐる十四、五年の頃豫算に計上せられた八萬七千餘圓どころか其の四倍にも當る三十餘萬圓で此内には多少郡市民の寄附金や勞力奉仕もあつたのであるが千田知事は苦衷を披いて國庫補助を仰いだのであつた、處が斯くも豫算超過を來した原因は工事期間の遷延に伴ひ勿論物資の騰貴せるにもよる外、(一方には吳鎮守府江田島兵學校の大事も起るあり)天はこの偉業に幸ひせず災害相次ぎ其の一は明治十八年十二月十五日高潮に襲はれて堤防の決潰三十五間沈床も一掃されて水深三十七尺の深澤を來し、次は同十九年三月風雨の爲に樋門の扉は破れ餘勢は左右の堤塘を壊すこと三十間深さ三十五尺の深澤を作るに至り更に又同年九月十七日連日に亘る暴風雨はこの日最も激甚を極め屋根瓦を飛ばし怒濤逆巻き船舶を覆すの慘狀を呈して物凄く掛員必死の防禦も寸効なく遂に新堤長さ六十間と三十間との二ヶ所決壊し南面の新堤過半洗ひ去られて宇品築港はために全滅に歸するかと思はしむる程であつたなどの慘事に崇られたからである。

かゝる蹉跌を來したが爲に坊間非難の聲が起り畢竟縣當局の設計粗漏に基くものであり宇品築港は今日不急の事業なりなど唱へ出し甚しきに至つては知事を目して利に走り名を求むるに過ぎぬとまで過激の罵言悪口を口にする者さへ出たされど知事は毫も意に介せず隠忍自重親しく現場に臨んで指揮督勵する日も少なくなかつたのであるが、經費の膨脹は如何とも致し難く自ら決する所があり自己の名譽を犠牲として二度目の國庫補助請願を爲し明治二十二年三月政府は止むなく之れを許しはしたが其の二十六日「築港計畫の粗漏なりしたため更に國庫の補助を仰ぐに至りたるは不都合に付罰俸十二分の一を科す」との旨を以て懲戒處分とし次いで新潟縣知事に轉任を命じたのであり眞實同情に禁へぬ仕儀となつたのであつた、尙そればかりではない知事はかく兩度の政府補助はあつても事業完成決算を見るまでには約壹千九百餘圓の不

足を生ずべきを豫想し私財を擧げて之れを賄はんと決心して同年七月六日官民重立ちたる關係者や集め私財處分の事を依頼した。其の私財といふは上流川町の住宅、宮島別荘、山林地、墳墓豫定地、春水山陽の幅金屏風一雙の外家族の貯金までも提供して後事を囑し多年治績を擧げ來つたなつかしき廣島の地を去つたのであり、舊藩關係のものは同知事が來縣早々同族救濟事業の爲に始終心魂を碎き殊に宇品築港耕地獲得の如き國家的一大事を竣成せしめしかも上記の如き私財をさへ擲ちたる慘憺の境遇に對しては謝すべき道を知らず深く痛心を感じたのであつた。宜なる哉我が士族授産所では後年に至るまで宇品養魚池捕獲の魚族(鰯の味噌漬)などを同知事に贈つて微衷を表した事である。

因みに千田知事は其の偉業が年を経て功績顯著となり彼の明治二十七年日清戰役の起るや宇品は軍港としての大價値が認められ名聲早くも海外に洽ねくなり、茲に漸く勳功録せられて明治三十一年特に男爵を授けられ同三十七年貴族院議員に當選、同四十三年正三位に陞し勳一等に叙せられ同四月二十三日薨死した、我が廣島では夙に其の偉功に對し顯彰謝恩の道を致すべく計劃せられた結果銅像建設となり大正四年十一月三日除幕式が行はれ後年更に千田祭が毎年四月二十三日を以て盛大に修行せられる事になつた。故人の鴻業が帝國の外征軍事度を重ねる毎に益々その雄大さを痛感せらるゝ事は今更賑々するを要せず天下一般の認識する所であるが特に茲に一筆を加へた次第である。

### 授産金棄捐願

明治二十二年一月先年官業の下渡しと同時に拜借した授産資金の全部を擧げて棄捐せられたしとして授産  
總監 淺野忠、淺野守夫、淺野哲吉、淺野敬五の連名で千田廣島縣知事に請願するところがあつた。當時の



實を知るが爲に其の全文を収録する。

廣島藩士族授産元資トシテ去ル明治十三年十二月金壹萬五千圓五ヶ年据置無利十ヶ年賦御廳へ御貸下  
相成御廳ニ於テハ十四年二月ヨリ直轄機織工業ヲ開設シテ鼓舞作興セラル貧困同族之ニ頼テ生計ノ一  
途ヲ開キ特種ノ恩典ヲ享受スルニ至リ洵ニ保護ノ厚キ一同感佩仕候如此特殊ノ恩典ヲ垂レサセラレ加之  
百般計畫ノ勞ニ迄迄舉ケテ官府ニ仰キ徒ラニ袖手傍觀スルハ恐懼ニ堪ヘサルヲ以テ此授産事務ヲシテ我  
徒ニ付シ繼續負擔セシメラレ度尙將來一層事業ノ擴張相謀リ申度志願ニ付此上金七千四百圓増拜借之儀  
トモ十四年十二月以來出願之末明治十五年六月御聽許ヲ得ルニ至リ即該工場御下渡増資金トシテ金七千  
參百八拾圓十五年七月ヨリ三ヶ年間据置キ同十八年七月ヨリ年六歩ノ利ヲ付シ向五ヶ年賦返納定ヲ以テ  
御貸與相成前後兩度御貸下金計貳萬貳千參百八拾圓ト外ニ官設中收入金五千五百六拾五圓九錢五厘並有  
志者寄附金千參圓九拾錢都合貳萬八千九百四拾八圓九錢五厘之内金壹萬千參百八拾九圓五拾貳錢八  
厘ハ工場家屋ノ修繕器械購入其他雜費等御廳直轄中既ニ仕拂濟ミニ係リ現在金壹萬七千五百四拾九圓四  
拾六錢七厘ヲ受繼爾來其責任ニ當リ第一工場ハ機織第三ハ印刷事業外ニ三原授産所桑園設置等何レ  
モ相當利潤ヲ得ヘキ豫算ヲ以テ汝々同族ヲ獎勵シ必ス目的ヲ達セント千辛万苦經營シ本所工場ノ業務習  
練ノ爲メ入場セシ者舉テ數フルニ追アラス既ニ其技ヲ修メ自立自計ヲ爲スニ至リシモノ亦實ニ鮮シトセ  
ス而シテ工業上經濟ノ如何ヲ願レハ逐年資産ノ減少ヲ告ケタリ其然ル所以ノ者ハ當工場ニ使用スル工人  
ハ恩貸金ノ御訓示ニ基キ士族部内ノ人物ヲ採リ其業ニ就カシムルノ方法ニシテ工人ハ二年若クハ三年ノ  
契約ヲ爲シ使用スルモ之ヲ履行スルモノ十中一二ニ過キス概ネ中途退場スルモノ多ク授産所ハ其狀恰モ  
新規工人ヲ養成スル所トナリ其漸ク習熟セシモノヲ使役シ相當利潤ヲ收ムル事能ハス素ヨリ漫リニ退場  
ヲ許スニアラスト雖モ又之ニ優ルヘキ業ニ就ク場合アリトセハ強ヒテ之ヲ束縛シ得サルノ情實アリ是レ  
畢竟困窮士族輩ニシテ敢テ今日ノ活路ニ汲々タル故ヲ以テナリ然リ而シテ右事業私共繼續セシ以來不幸  
ニシテ不景氣ノ時運ニ際會シ從來著名ノ製品スラ販路年ヲ逐フテ閉塞ス况ンヤ士族不慣ノ手ニ成ル製品

窮狀を訴へ  
ての棄捐願

ナレハ世上販路ノ乏シキ勢不可免去リトテ工場ヲ閉鎖セシカ忽チ貧困士族ノ頼テ以テ生活スヘキ方途ナ  
ク又俄ニ轉業スヘキ適應ノ事業ナク寔ニ進退維谷ノ場合ニシテ彼是收支相償フ能ハサル又勢ノ然ラシム  
ル所以ニ有之候然ルニ御貸與金貳萬貳千參百八拾圓ハ明治十九年第一期返納期ニ差迫リタルモ既ニ前陳  
ノ如キ情狀ナレハ之レカ返納ノ業難相叶事實ヲ具シ更ニ十九年ヨリ向キ十ヶ年間無利子据置明治廿九年  
ヨリ十ヶ年賦返納ノ儀出願仕候處幸ニ御允許ヲ賜リ當時願書ニ添付奉呈セシ目的豫算ノ通り實行シ確乎  
トシテ勤カサラン事ヲ期シ誓テ其目的ヲ達シ一ハ恩借金返納ノ義務ヲ竣ヘ一ハ士族ヲシテ自立授産ヲ得  
セシメ以テ鴻恩ニ奉對セント潛心事ニ從ヒ百方獎勵シ僅ニ數年ヲ經ル今日ニ至リ既往ノ成績ヲ以テ將來  
ヲ推セハ又將ニ目的ノ支吾セントスルノ傾向ヲ現シ憂慮措ク能ハス他ナシ授産所ノ資財昨二十一年度ノ  
現在別紙計書ノ如ク金壹萬七千四百五拾四圓參拾九錢參厘有スト雖モ内金壹萬四千四百七拾四圓拾壹錢壹  
厘ハ工場家屋若クハ器具代價等ノ資産ニ屬シ實際活用スル處ノ現金ハ僅ニ金五千九百八拾圓貳拾八錢貳  
厘ニ過キス如此事實ニシテ營業上ノ實益ハ措キ却テ追々元資ニ缺額ヲ生スル場合ニ際會セリ所詮此儘  
ニテ維持シ實益ヲ收得シテ以テ返納準備ニ充ルノ目途無之ニ付今更不本意且恐縮之至リニ候得共右拜借  
金貳萬貳千參百八拾圓悉皆此場合棄捐被成下度左スレハ同族若クハ他ノ有力者ト相圖リ會社方法ニ基キ  
組織ヲ更正シ本業ノ基礎鞏固ニナシ彌隆盛ナルヲ得テ永ク恩澤ニ浴セン事ヲ可期ナリ如此方法ヲ企望ス  
ルモ將來返納義務ノ大任アリ之ヲ解キタル上ニアラサレハ誰カ資本ヲ増シテ之ニ應スル者アラシヤ、然  
ルヲ此儘荏苒經過セハ漸ク資金ニ欠額ヲ重ネ終ニ可視無キ結果ニ至ラン今ニシテ之カ永遠ノ計畫ヲ爲ス  
ハ寔ニ必要ノ場合ニシテ實際無已御棄捐之儀出願候次第ニ候間深く御憫察願意御採用被成下度伏テ奉願  
候也

右請願の儀は縣當局に於ても容易ならぬ事態とて随分調査考究を重ねたものと想察せられるが時日を経  
過すること一ヶ年餘の明治二十三年三月廿六日に至り時の縣知事鍋島幹の名を以て「明治二十二年一月舊  
藩士族授産資金貳萬貳千參百四拾圓棄捐之件願之趣聞届く」との指令があつた。



# 宇品耕地と授産規則改正

宇品築港全く竣工し耕地は待受けて居た授産所に引渡さるゝので明治二十二年十一月同族總會で授産所獨立を決し規則を定めて總代二十五名を置く事にし更に其翌廿三年三月一步を進めた規則改正を行ひ監督官廳の認可を受けた左の條文がそれである。

## 舊廣島藩士族授産所規則

(明治二十三年三月廿五日改正)

- 第一條 士族授産所ハ廣島市袋町二百四拾番邸ニ置ク
- 第二條 本所ノ目的ハ舊廣島藩有職士族中無資産ニシテ生計ヲ營ム能ハサル者ニ産ヲ授ケ業ニ就カシムルニ在リ
- 但本條舊廣島藩有職士族ト稱スルハ明治十三年官設ノ授産事業ヲ繼續セシ當時ノ者ヲ云フ
- 第三條 本所ノ資本ハ政府ヨリ拜借金ト舊藩主及同族中有志者ノ惠遺金トヲ以テ成ル
- 第四條 本所ノ財産ハ共有物タルヲ以テ一人一己之ヲ分有スル事ヲ得ス
- 第五條 本所ノ事業ハ耕作養蠶綿織打(木綿山繭)糸挽藍染機織活版養魚ヲ以テ專業トス其他ノ事業ヲ起シ又ハ本業中損失ノ見込アル場合ニ於テハ士族授産會ヲ經テ一時休業又ハ廢業スル事アルヘシ
- 第六條 前條事業ノ資本金ハ素ヨリ其他如何ナル場合ト雖モ他ヨリ金錢物品ヲ借入ル事ヲ禁ス
- 第七條 本所ニ左ノ役員ヲ置キ事務ヲ整理ス  
一 總監 一名 一理事 一名 一雜務係 若干  
一 販賣係 若干 一會計係 若干 一書記 若干
- 第八條 本所ノ總監ハ授産事務ヲ繼續セシ同進社正副社長並ニ同社發起人交番ヲ以テ士族授産總監トシ事業ノ得失係員ノ勤惰等總テ授産ニ關スル事務ヲ監督統轄スルモノトス
- 第九條 理事ハ士族授産會議員ノ選舉ニ依リ之ヲ定メ總監ヲ輔佐シ總監事故アリテ不在ノ時ハ代理ス其年期ハ五ケ年トス
- 第十條 雜務販賣會計係及書記ハ總監之ヲ選定ス臨時雇員ヲ要スルトキハ係員ノ選定ヲ以テ之ヲ認可ス(第十一條脫落不明)
- 第十二條 雜務販賣會計係及書記ノ事務章程ハ別ニ之ヲ定ム

授産所獨立後の規則改正

- 第十三條 本所ハ同族ノ總會ヲ以テ士族總代人二十五名ヲ置キ士族授産會議員トシ其規則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十四條 本所ハ士族授産會議員ノ互選ヲ以テ常議員五名ヲ置キ總監ノ諮問ニ答ヘ及授産一切ノ事業ヲ監視セシム
- 第十五條 本所ハ毎年一月ヲ以テ同族總會ヲ開キ前年度ノ決算及事業ノ成績ヲ報告スルモノトス  
但總會期日ハ廣島市各新聞又ハ其他ノ手續ヲ以テ報告スルモノトス
- 第十六條 本所ノ動不動産ヲ貸與並ニ器械家屋等ノ賣却ハ士族授産會會議ヲ經テ施行スルモノトス  
但縣廳ノ認可ヲ得ヘキモノハ認可ノ上之ヲ施行ス
- 第十七條 係官吏金錢或ハ出納及營業ノ實況ヲ監査セラシム

- 第十八條 工場ノ經費並ニ製品ノ數及損益比較ノ如キハ毎年一、七月兩度士族授産會ヘ報告スルモノトス
- 第十九條 總監及參判ハ名譽職トシ給料ヲ附與セス
- 第二十條 本所係員並ニ雇員ノ給料旅費等ノ規則ハ士族授産會ヲ經テ別ニ之ヲ定ム
- 第二十一條 本所ニ收入スル金錢ハ之ヲ銀行ニ預ケ置キ支拂ノ都度之ヲ支出スルモノトス
- 第二十二條 本所係員並ニ雇員諸規則ニ違背シ又ハ權限ヲ超ヘ其他不正ノ所爲ヨリ生スル損失ハ士族授産會ヲ經テ本人ニ辨償セシムルモノトス
- 第二十三條 本所ノ規則ヲ變更セントスルトキハ資本金拜借セシ同族三分ノ二以上及有志家寄附金者ノ承諾ヲ得士族授産會ヲ經テ之ヲ實施スルモノトス

右規則改正に伴ふ授産會は舊廣島藩士族一般を代表し (一)政府貸與金並に有志者寄附金に關する出納の事 (二)授産規則を設け又改正する事 (三)役員の規則に背戻し共有金に損失を生せしめたる者の處分をなす事 (四)授産事業の興廢に關する事 (五)概則外の金額支出する事 (六)授産所に所有せる動不動産にして價格凡そ拾圓以上のもので賣却貸與新調の事但製品は此限りにあらず (七)此外總て重要な件を議決す會議は總監之れを招集し總代二十五名の互選で正副議長を置く事など都て十六箇條から成る會議規則を議定し別に議事細則、授産事務章程などの細目をも改定したのであつた。



## 總代資格問題起る

然る處現在の士族總代は是より先明治二十二年十一月十日に開いた少數出席者の總會で即座に選舉したものがそのまゝ留任して居たといふので最初から資格に疑點があるのに、前記の如く規則改正となつた以上法律は既往に溯らずの鐵則がある當然資格は消滅して居るから速に臨時總會を召集して正當の總代を選べとの趣旨で同族中有志と稱して多數連署調印して總監に迫る者が出て、同族間對立狀勢が次第に濃厚になりそれらの煩累の爲にか淺野忠等は同進社發企人たるの資格を放棄する旨を届出で又淺野敬五淺野哲吉上田龜次郎等は總監としての文書押印など舊來一切の資格を斷るなどの纏れが起り事態は漸く惡化するのみ果ては民事訟廷に争ふなどのこともあつたのであるが、臨時總會開會請求の件は數年に亘つて抗争確執解けず結局明治二十六年に至り總代總辭職の和議が成つて同年二月誓願寺で總會を開き規則第十三條に基き士族總代人選舉會並に同第十五條に依り明治二十三年同二十四年分收支報告といふ事になつた。尙此頃には津川顯藏總監を勤め理事の職務は藤田勉又參判には山田和美、濱本正蕃等が當つて居た様である。確執紛紜を生ずるやうになつた初期の二十三年の事である署名者の姓名は逸して居るが同族中から授産總監に對し意思表示をした文案がある、之れが爲にか同時淺野忠總監から同進社各組合長に宛て諭告を發して居る、共に當時同族間の情勢を窺ふことが出来る（明治二十三年五月附）但今は餘りにも陋を顯すに似たれど史を作る上には又止む事を得ず茲にそれを收録する。

（同族有志の稟申）頃日聞く處に依れば士族授産之儀に付同族中紛議を生じ終に法廷に提出し勸解を求め原被訟廷に争議の末罵詈譎其狀態實に聞くに忍びざる醜狀相極め候趣不肖の某等士族中一部の組合長を辱しめ居り候以上は傍觀默

同族對立抗  
争濃厚とな  
る

總監諭告を  
發す

視する事能はず乍不肖將來同族之平和を保するの方法を熟慮協議仕度候處現今の委にては一勝一敗物々背馳結局社會の德義を破り風俗を亂り同族の名譽を汚損し舊君の恩賜は却て同族の爭論湯と相成り不堪恐縮次第に御座候此時に當つては總監閣下非常之御英斷を以て速に昨年授産金棄捐願書明文之通御實行同族世襲財產と相成度此儘にて荏苒打過候ては隨救隨發終極する處なく乍恐縮終に舊君の御名譽をも傷くる場合に可押移乎と恐縮煩念に堪はず不肖を顧みず此段申出候（授産總監淺野忠告諭）士族授産金に於ける本年三月二十六日附を以て棄捐の特典を布かれたるより直に一己の私有財產に屬せしめん事を誘導し爲めに東西奔走の輩も有之哉に相聞へ意外の事に候既に該金は其收支を明かにし確乎見込相立ち及び字品耕地をも下付を受け合して固定の方法を設け之を永遠に維持し同族一般の幸福を圖らんと欲す茲に於て士族授産總代人の内より調査委員を置き専ら收支調査中に有之候條此旨御了知一同氣取違の義無之様御受部内社員及び社外舊藩士族中へも篤斗御諭告相成度候事

## 鐵道用地買上と寄附

明治二十八年の事字品耕地内に廣島驛から通ずる軍用鐵道の敷地を要するので市役所經由陸軍省から買収の交渉があり其地所は字品町字拾壹の割千參百番地海面埋立地貳反六畝拾八歩外二筆で此代金壹千九拾參圓四拾八錢と定り同年四月一日付工兵方面本署長事務取扱石本新六と廣島士族授産總監任務取扱津川顯藏との間に契約が結ばれて實行せられ、次で翌二十九年更に耕地水部内壹反壹畝歩入用の趣を以て陸軍省から申込みがあり此度の陸軍省買上示談の價額は壹坪六拾六錢六厘即ち一反歩貳百圓の割合で之れを前年買収せられた水部地壹坪拾七錢參厘に比ぶれば殆んど四倍の高價なるも、事は軍用鐵道に要するものであり僅貳百圓餘の少額に過ぎぬ件なので寧ろ寄附した方が宜からうとの事で商議員會經由總代會議に附し大多數でそれに決し二十九年十一月に手續を終つた此頃の總監任務取扱は津川顯藏と山田和美總代會の議長は玉國一郎次であつた。



## 抗爭遂に止まらず

授産方法改良意見もあつた

授産所廢止意見擡頭

前述數年に亘るの間同族間の臨時總會の要求は度々重ねられ開けば又従つて規則を改正するといつた状態であり、そして唯一の事業である宇品耕地と水部から揚がる収益は干拓の施肥魚苗の飼育繁殖に漸を追ふて有利となつたが未だ一般の同族に取つては毛厘の庇蔭もあるでなく又豫算決算の報告さへも行はれず制定された規則が空文に類する有様なので諸説紛々相變らず抗爭は續けられて止まぬ。就中同進社組合長間では授産改良案が論議され授産所明治二十三年以降同二十七年に至る五ヶ年間平均一ヶ年収入金六千餘圓を見積り内金八百五十餘圓を必須の費用である事務所諸費、魚苗購入費、諸上納金に充て残りの益金中壹千八百圓教學費（英漢數學教授）、七百五拾餘圓修交費、貳千七百餘圓自家産業資金（貸付ならん）に充つべしとの立案をした事もあり、其他圏外の同族からの望議申請などもあつた事なれど當時の授産理事者間には又それ相當の事由はあつたものと察せられ具体的改善方法は案出せられなかつた様子である。斯かる間にも日清戦後の明治二十九年二月に至り、同族の間に「士族一件に付舊廣島藩士族有志者に告ぐ」と題して縷々授産所當局者を論難し舊弊を打破して意義あらしむべく刷新を行ふため公議輿論に問ひ以て時宜に適した方法を立つるがよい、若其の方法の可なるものを發見せず依然として有名無實に過すならば寧ろ速に授産所を廢して其の資金を分配するに如かず、同族有志余輩と志を同くせば先づ以て總會を開く事を授産所に請求し協力同心宜しく規則を改正し正當の方法を立て、將來大に授産の實を擧ぐへきであるとの檄を飛ばすに至つた。

それらの結果でもあらうか其翌三十年二月十一日臨時總會を小町國泰寺に開き「舊廣島藩士族授産所定

款」が議定せられて同時に前の規則は廢止となつた。

## 授産所定款概要

又も總會で規則を定款と改む

第一章總則に於て「此定款に於て士族又は同族と稱するは舊廣島藩士族を謂ふ。本所は士族授産所と稱す。本所は廣島市内に置く。本所は同族中貧困者に産を授け業に就かしめ及同族全般の福利を増進するを以て目的とす此目的を達するが爲に農工商の内適宜の事業を設立すべし。其事業より生ずる収益金を以て貧窮者に營業資本を補助する事赤貧者を救恤する事赤貧死亡者遺族に弔祭料を贈遺する事學費を貸與する事授産に相當せる學校又は体育場を設立する事収益を配當する事」などの具体的事項を定め、第二章において資本金及不動産を規定し、本所の資本金は政府の貸下金（明治二十三年三月棄捐となつたもの）並に舊藩主及有志者の寄附金共合計金七萬八千參百八拾參圓九拾錢より成立す。本所の資本金は分有する事を得ず本所の不動産は總會三分の二以上の議決に依るにあらざれば賣却又は抵當に差入るゝ事を得ず其他財産に關する重大の處分も亦同じ」などの事あり第三章の役員及其權限責務において役員は従前と異り正副所長及び理事各一名、商議員十名、書記職員各若干名を置く正副所長は總會に於て選舉し商議員十名中半數は總會他は所長之を特選す又理事は所長が推薦して商議會の協賛を得て任官すといふのであり、又別に所長の囑託で顧問を置く事を得と定め、任期は正副所長は五ヶ年理事商議員は各三年とし書記以下は所長の任命に依るなど夫々資格權限を定めた。第四章は會計で毎年六月、十二月の兩度決算を爲し計算書財産目錄及事業報告書を作つて商議員の検査を受け又毎期間の決算は商議會の検査を経て新聞紙を以て公告するなどを定め、第五章は同族總會で通常、臨時の二とし通常總會は役員選舉の場合、臨時は資産に關する件の



場合其他商議會で必要を認め又は同族四分の一以上の請求ありたる場合としこれらの細項を規定しあり、最後に第六章において本定款の加除修正は同族總會の議決に依り即時其効力を發生すと定めたるなど規則としては從來屢々改廢したものに比し進歩した點が窺はれた。

### 斷然全廢と決す

全廢論甚然として起る

是より先同族中の一人陸軍少將佐藤正日清戦役に偉功あり而も戦傷の爲に軍職を退きて後廣島に歸臥し授産所問題の現状を聞知して憂患措く處なく心ある士と共に窃かに考慮を運らした結果既に同族一部に懐かれて居た授産所廢止解散の外なきを是認し之を懲慙したので、當時郷黨に盛名を馳せ信望を得た將軍のことに其の麾下に參するの同族尠然として起り有志の議纏つて賛成調印運動となり臨時總會が合法的に開かれたのが明治三十年七月十一日であつた。總會では満場殆んど異議なく解散して全財産を賣却し得たる金額を同族有資格者全部に分配しやうと云ふに決した其の決議書左の如し。

### 授産所廢止決議書

(明治三十年七月十一日臨時總會)

第一條 舊廣島藩士族授産所ハ本案議定ノ日ヲ以テ之ヲ廢ス

第二條 元士族授産所々屬ノ動産不動産ハ競争入札ノ方法ヲ以テ之ヲ賣却ス淺野公及ヒ有志者ヨリ惠贈セラレタル授産元資金ハ總テ其惠贈者ニ

献附シ其餘金ハ總テ均一ニ同族一般ヘ分配スヘシ

第三條 前條ノ分配ヲ受クヘキ同族ハ左ニ記載セラレタル者ニシテ別ニ調製スル處ノ台帳ヘ登録濟ノ者ニ限ル

廢止決議

一、現今士族ニシテ(他府縣へ轉籍否トヲ問ハス)舊藩主淺野家へ奉仕シタル者ノ戸主又ハ其相續者

二、現今士族ニシテ(他府縣へ轉籍否トヲ問ハス)舊藩主淺野家老職三家ニ奉仕シタル者ノ戸主又ハ其相續者

三、舊廣島藩士族ニシテ維新以後國事ニ依リ除族セラレタル者ノ戸主又ハ其相續者

第四條 分配ハ財産ノ賣却終了日ノ賣却代金及之ヨリ生スル利子ノ現在額ニ基キ之ヲ行フ但分配豫算見込立チタルトキハ概算内渡ヲ爲ス事アルヘシ

第五條 分配金ハ分配ノ廣告及通知ヲナシタル日ヨリ起算シ滿貳ケ年ヲ經過シ受取ラサルモノハ受取ヘキ權利ヲ失フ

第六條 分配金ノ廣告ハ廣島市各新聞東京市三新聞大阪市二新聞名古屋市仙台市熊本市松山市北海道ノ各新聞へ三日間掲載シ尙現住所不明ナル向ヘハ特ニ通知スルモノトス

第七條 第二條ノ財産賣却分配ニ關スル事ハ第八條ニ依リ選定セラレタル委員ニ於テ之ヲ處辨シ

其監督ハ現在廣島縣知事淺田德則氏ニ依頼スルモノトス

第八條 財産ノ賣却分配及ヒ元授産所殘務ヲ處辨セシムル爲メ同族總代トシテ委員貳拾五名ヲ選定ス其委員ハ年齢三十年以上ノ戸主タルヘシ委員缺員アルトキハ其補缺ハ委員會ニ於テ選舉ス但五名以内ノ缺員ハ補缺セサルモ妨ケナシ委員中不都合ノ行爲アルトキハ委員會ノ決議ヲ以テ除名スル事ヲ得

第九條 前條ノ委員ハ合議体トシ之ニ左ノ權限ヲ委任スルモノトス

一、賣却豫定價格ヲ定ムル事

二、賣却ノ順序方法ヲ定ムル事

三、賣却契約ヲ締結スル事

四、賣却金ノ收益及分配ノ手續ヲ爲ス事

五、經費ノ豫算ヲ定ムル事

六、元授産所殘務ニ關スル一切ノ事

第十條 委員ノ會議ハ五選ヲ以テ會長ヲ定ム會議ハ委員拾五名以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クヲ得ス其決議ハ過半数ノ同意ヲ要ス元授産所殘務ニ關スル事件ノ外ハ監督者ノ承認ヲ經



ルニアラサレハ執行スル事ヲ得ス  
 委員ハ五選ヲ以テ常任委員三名ヲ置キ之ニ日常  
 細事ヲ決行セシムル事ヲ得  
 第十一條 委員會ノ細則及元授産所殘務取扱規定  
 ハ委員會之ヲ定ム  
 第十二條 委員ハ事務取扱上必要アル場合ニ於テ  
 ハ決議ヲ經テ助手ヲ使用スル事ヲ得  
 第十三條 委員會ハ元士族授産所事務ニ關シ功勞  
 アルモノニ報酬若クハ慰勞金ヲ贈與スル事ヲ得  
 第十四條 動産不動産ノ賣却分配又ハ殘務整理ニ  
 關スル費用並ニ報酬慰勞金其他臨時費用ハ總テ  
 元士族授産所蓄積金及動産不動産賣却ニ至ル迄  
 ニ收入セル小作米並ニ魚代等ヲ以テ支辨ス但本  
 文費用ノ殘金アルトキハ動産不動産賣金ト同シ  
 ク分配スルモノトス  
 第十五條 第二條惠贈者ノ受納セサル場合ニ於テ  
 其惠贈金員並分配手續中第四條ノ現在金ヨリ生

シタル利子及分配シ能ハサル端金第五條ニ掲ク  
 ル失權シタル金員アルトキハ同族貧家子弟ノ教  
 育基本金ニ充ツ其處分及ヒ方法ハ委員會ニ於テ  
 決定スヘシ  
 第十六條 賣却代金ノ保管ハ監督者ニ依頼シ其保  
 管及利殖ノ方法ハ總テ其定ムル所ニ任ス  
 第十七條 委員會ハ處分終了ノ後速ニ其決算頭末  
 ヲ新聞紙ヲ以テ報告スヘシ  
 第十八條 元士族授産所役員ハ本案議了ノ日ヨリ  
 七日以内ニ委員ヘ事務ノ引渡ヲ爲スヘシ  
 第十九條 本會ノ決議ニ對シ異議ヲ申立又ハ訴訟  
 ヲ提起スルモノアル場合ニ於テハ總會全体自ラ  
 其責ニ任シ委員監督者及其他ノ者ハ總會之ニ答  
 辨又ハ應訴スルノ權利義務ヲ有セス賣却分配職  
 務ノ手續其他之ニ關係アル一般ノ事ニ關シテモ  
 亦同シ

### 看板掛替處辨事務に移る

右全廢決定と共に其第七條及び第八條の規定に基き選定せられた士族共有財産處辨委員は左の二十五人

で委員會事務所は是迄の廣島市中町元士族授産所に看板掛替へとなり、新聞紙を以て發表同族名簿の調  
 製に着手した。委員其他の要項を掲ぐ

### 舊廣島藩士諸氏ニ告ク

今般總會ニ於テ士族授産所ヲ全廢シ動不動産賣却金分配  
 ノ件決議ニ依リ同族名簿調製上必要ニ付左ノ事項ヲ記シ  
 タル書面（美濃又ハ大半紙ノ全紙）へ現戸主ノ戸籍寫  
 （原籍市町長又ハ戸長ノ證明ヲ要ス）ヲ添へ來九月末日  
 迄ニ當所へ届出ラレシ

廣島市中町元士族授産所  
 士族共有  
 財産處辨  
 委員會事務所

明治三十年七月

### 記

- 一 明治四年廢藩置縣ノ際戸主タルモノ氏名
- 一 爾後轉籍シタルモノハ其年月地名番地
- 一 改名シタルモノハ其年月
- 一 代替ハ其年月
- 一 元卒族ニシテ廢藩後士族ニ編入セラレタル年月
- 一 元家老三家ノ家臣ニシテ本藩登用ニ漏レ後レテ士  
 族ニ編入セラレタル年月

在籍地名地番  
 現住地名地番  
 士族 戸主 氏 名 印

### 委員會細則

- 第一條 本會ハ明治三十年七月十一日同族總會ニ於テ議  
 定シタル條項ニ基キ財産其他一切ノ事ヲ議決スルモノ  
 トス
- 第二條 會長事故アル時ハ出席員中年長者之ヲ代理ス可  
 シ
- 第三條 會長ハ意見ヲ述フル事ヲ得ルト雖モ可否ノ數ニ  
 加ハル事ヲ得ス
- 第四條 本會ノ決議ハ過半数ニ依リ之ヲ定ム可否同數ナ  
 ルトキハ會長之ヲ決ス
- 第五條 本會ハ議事ノ必要アル時又ハ委員三分ノ一以上  
 ノ請求アルトキ會長之ヲ召集スヘシ
- 第六條 議案ノ説明ハ常任委員之ヲナスベシ
- 第七條 本會ハ議事ノ要領ヲ記シ會議ノ末會長及委員貳  
 名以上記名捺印シ之ヲ保存スヘシ
- 第八條 委員事故アリテ出席スル能ハサルトキハ開會前  
 會長ニ届出ツヘシ
- 第九條 本會ハ同族ノ外傍聽ヲ許サス  
 但時宜ニ依リ傍聽ヲ禁スルコトアルヘシ又傍聽人ノ内  
 會議ノ妨害者ト認ムルトキハ會長之ヲ制止シ尙肯セサ

處辨委員會  
 細則



ルトキハ退場セシムルコトアルベシ  
第十條 議題ノ順序ハ會長之ヲ定ム但會議ノ決議ニ依リ  
之ヲ變更スルコトアルベシ

第十一條 發議ハ賛成ナキトキハ議題トナス事ヲ得ス  
第十二條 議案ノ修正又ハ調査ヲ要スルモノハ委員ヲ設  
ケテ之ニ附託スル事ヲ得

第十三條 建議及ヒ再議ハ貳名以上ノ同意ヲ得テ大綱ヲ  
陳述シ會長ハ之ヲ議會ニ諮リ其許否ヲ決シ可決スル時  
ハ之ヲ會議ニ附スヘシ

第十四條 調査委員ノ選舉ハ投票又ハ會長指名ノ二種ト  
ス

第十五條 投票ハ總テ匿名トス  
第十六條 選舉ハ總テ出席者過半数以上ノ得點者ヲ以テ  
當選者トス投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
第十七條 本會ノ決議ハ各委員ニ報告スヘシ

第十八條 小會議ハ會長若クハ會員ノ意見ニ依リ之ヲ開  
クモノトス  
(以上明治三十年七月廿四日議決)

處辨委員氏名 (二十五人)

栗原 幹	下田 收藏	岩本 元行
山田 養吉	山田 和美	松島 廉
林 良之	山本 覺二	加藤 恂一
串田 他也	津川 顯藏	山本 久
成田兵太郎	阪村 真中	山本 三朗
玉島文之助	入江 義郎	山科 幹三
渡邊又三郎	村尾 貞治	伊原木岩太郎
濱本 正蕃	長東 潔	尾野 漸
石本 忠彦		

士族名簿調  
製の苦心

互選の結果委員會長には津川顯藏が擧げられたのであり第一同族名簿調整については容易ならぬ苦心が  
拂はれて新聞紙廣告のみでは完全を期する事は難く縣下では舊藩關係の郡市長に依頼し縣外では、東京、  
大阪、北海道、臺灣等にある有力縣人に夫々多數の廣告文を送つて周知方に努力を拂ふたのであつたが結  
局廣島縣廳に依頼して大藏省所藏の舊廣島藩士族名簿の謄寫帖下附を受くる事になつた。又處辨規定にあ  
る如く賣却分配に關しては終始縣知事の監督を受け賣却代金の保管をも依頼する事なので委員の連署を以  
て當時知事であつた淺田德則にその承諾を求め所要事項の一切を提出した、然るところ同族中又々右七月

又も訴訟沙  
汰

十一日總會の決定などに異議不服を唱ふる二、三の團體が出て不法決議取消請求といつたやうな訴訟提出  
を見たので本件に關し淺田知事は目下士族某々より訴訟提起中に係り未だ判決無之趣なるも其終結を待た  
ば共有財産處分の時機遷延の不便尠からぬが故に此際承諾を望むとの事なるが、本件の總會は勿論委員に  
於て正當適法のものたる事を保證し其裁判上の結果から生ずる所の一切の責任は委員これを担保するもの  
と認め依頼を承諾しやうとの回答を處辨委員會に與へた。爾來主要事項は悉く會長から知事に具申を爲し  
九月十一日には動産不動産競賣入札規定(十五箇條より成る)を提出し同廿一日に承認を受けて居る、又  
訴訟事件はこの頃六件にも及び之れに對應するがために辯護士への着手金並に成効料共合算六百四拾圓支  
拂の見込を以て雜費中に追加豫算を決議し承認を得て居るがこれら訴訟一件を録する事は煩累に堪へぬば  
かりでなく今日では全く無用の業に屬するので其の経緯の一切を省き唯事件の項目のみを擧げんに

- 一、市場萬太夫外四名より元士族授産所副所長山田和美を被告とし本年二月十一日總會決議執行と題す  
る訴訟の件
- 一、沖正彦外七名より同上副所長を被告として本年二月十一日總會決議不法確認と題する訴訟の件
- 一、太田乾之助外十七名より同上副所長を被告として本年七月十一日總會停止急訴と題する訴訟の件
- 一、今村祿夫外貳拾名より同上副所長を被告とし本年七月十一日總會不當議決確認及び執行停止手續請  
求と題する訴訟の件
- 一、上野田吉允より同上副所長を被告とし本年七月十一日總會不當議題並に議決確認請求と題する訴訟  
の件
- 一、太田乾之助外十七名より同上副所長を被告として本年七月十一日總會差止假處分と題する訴訟の件



の六件で前二項は投産所定款決議に關するもの他の四件は全廢決議を非として反對するもので再び兄弟増に關ぐに等しき醜態を演じたが爲に無用の辛勞と徒なる費用を要したことは云ふまでもなく延いては處辨事務の進捗を妨げたのであつたが後遂に居中調停などの結果全廢反抗は全く終熄を告げたのである。

### 土地家屋賣却發表

宇品耕地並に家屋賣却の事は動産不動産競賣入札規定も確定したので新聞紙を以て廣告する事（東京日日新聞、東京新報、扶桑新聞、河北新報、大阪朝日新聞、大阪毎日新聞、九州日日新聞、馬關毎日新聞、藝備日日新聞、中國新聞、廣島新聞、函館新聞の十二社に申込む）として延回数四十四回之れが掲載料金百九拾壹圓拾八錢を支出した。此の廣告文の要旨は

耕地反別百六拾九町四反壹畝九步（但明治二十四年より向ふ五十ヶ年間免租地）外に家屋四棟で此入札保證金五千圓契約保證金は各自見積金高の百分の十、入札は二月二十八日午前十時執行此契約は士族共有財産處辨委員長津川顯藏之を担当す  
云々で明治三十一年一月某日から二日間至乃四日間新聞廣告を爲し猶同時に廣島市長を始め縣内外有縁の有力者方面にも買取希望者物色の依頼をしたのであつた、當時参考の爲にとて廣島市役所の照會に回答した取調書に左の如く見えて居る。

○宇品耕地反別並に收入支出金等取調書

一總反別百六拾九町四反壹畝九步

明治廿四年ヨリ同七十三年迄免租

### 宇品耕地生産力概要

百貳拾町〇〇六畝六步	内	小作地
百參町壹反九畝六步	内	畑
拾六町八反七畝步		田
四拾六町參反五畝六步		水部地
貳町九反九畝貳拾七步		宅地トシテ貸渡地
一御幸通道路幅員	拾壹間（但全幅員ニシテ道路、天ノ巾不明）	
一耕	地	
一金貳千八百四拾九圓八拾六錢貳厘	内	收入
金貳千七百四拾八圓七拾九錢貳厘		但小作米代 廿九年分
金百壹圓七錢		但宅地トシテ貸渡地料同上
一金貳千八百六拾五圓八拾七錢四厘	内	水部
金貳千四百九拾壹圓七拾參錢八厘		但魚類賣却代
金七拾四圓拾參錢六厘		但雜收入（青藻又ハ葭等賣却代）
金參百圓		臨時收入
合計金五千四百五拾八圓六拾七錢五厘		
一金五百拾七圓八拾六錢七厘		耕地ニ關スル支出



水部ニ關スル支出

一金六百拾六圓參拾六錢八厘

合計金千百參拾四圓貳拾參錢五厘

(備考)

一、耕地ヲ割テ田畑又ハ宅地ト稱スルハ當所ニ附シタル名稱ニシテ宇品新開ハ免租年中ナレハ公然タル地目ニ無之總テ耕地ナリ而シテ小作地ヲ上中下ノ三等ニ區別スレハ左ノ如シ但水部地ハ下等地ノ内ニ籠ル

反別四拾六町四反壹畝參步四厘

上等地

反別五拾八町壹反四畝拾貳步

中等地

反別六拾四町八反五畝貳拾參步壹厘

下等地

一、小作米徵收方法ハ本年迄ハ見取法ナリ右ハ試作ノ當初明治廿一年以來隣地皆實新開佐伯郡庚午新開トニ倣ヒ地質等ハ皆實新開ノ七等地ヲ以テ宇品ノ一等地ト立テ十一等迄ノ等級ヲ附シ小作米ヲ代金ニシテ取立來リタリ然レドモ今日ニテハ前記ノ通り總体ヲ大別スレハ上中下ノ三等ニシテ其上等地ハ皆實新開ノ一二等ニ匹敵スル肥沃ノ地味トナリ隨ツテ收穫物増額セシニ依リ已ニ右ノ見取法ヲ改メ三年若クハ五年ノ定小作ニ改正スル目的ナリ殊ニ本年ハ諸作物良作ナリシニ付參千圓以上ノ收得アル見込ナリシ

一、小作米ハ一等ヲ米七斗トシ順次一等毎ニ五升下リニシテ毎年十月下旬ニ取立其以前三ヶ月ノ市内平均米相場ヲ以テ代金ニ代ヘ之ヲ徵收セリ

一、宇品新開ハ免租年中ナレトモ年々治水費(樋門修繕樋門番人給等ニ充ツル費用)ノミ納付セサルハカラス其金額ハ既往三ヶ年平均一ヶ年參百五拾七圓六錢餘ニシテ其内貳百五拾壹圓四拾貳錢餘ハ耕地反歩ニ割當テ小作人ヨリ徵收シ殘額百五圓六拾四錢餘ハ水部地ニ割當テ當所ノ負擔ナリ

一、小作地並ニ宅地共五ヶ年ノ定約ニテ貸渡中ナレトモ當所ニ於テ必要ノ場合ハ何時ニテモ之ヲ引揚クル

賣却入札無  
爲に終る

年を重ねて  
妥協成り第  
三回目入札

事トナレリ其詳細ハ別紙定約ニ明カナリ

一、東西堤防修理ハ地方税ノ支辨ナリ

二月廿八日の入札日に出頭せし入札人は僅に一人のみであつたので競争入札とならず止むなく停止する事としたが此事を聞知した同族中憂慮措かず、委員會に於ては着々善後策は計畫中ならんも昨年全廢決議後既に十ヶ月に垂んとし此上苒苒日子を費すにおいては同族の困難は増加し且此機に乗じて反對者不良の運動を逞ふし積日の効を減却するの恐れがあるから速に歩を進めて再入札公賣を決定する様相成りたし云々との意見を縷述して委員會に請求した者もあつた(竹腰精、北村藤三郎外十四名連署)。次には同年五月廿三日以前に依り新聞廣告を爲し第二回競賣入札を行ふたが此度は誰一人も出頭する者なく又も無爲に終り當時世間の狀勢から推して此のやうな廣漠な土地の處分は容易な業でない事が窺はれたが省みて又一方を考ふれば訴訟に次々に訴訟を以てし折角決定された全廢解散の議を覆さんとする同族内訌が災ひして入札を躊躇せしめたにも由るのであつたらう。かゝる間に於て廣島市助役であつた林公平が個人の資格で委員事務所に対する同進社側並に石本派との間に仲裁を試み屢々折衝を重ねたが年を越えて明治三十三年一月の頃やつと和協條件が成立して訴訟は取下げとなつた。斯くて同年十月には委員事務所は「明治三十年二月元士族授産所規則改正の際貴殿等其他諸氏志を同じ私財をも投じ盡力之れありたるを以て其報勞として金壹千圓を寄贈するから然るべく取計はれたい」との文面で石本忠彦等十三名の者に金壹千圓を交付し同進社長代理幹事沖正彦宛元士族授産所創業の際盡力不尠其報勞として贈付するから可然取計はれたいと金壹千參百圓を交付した。

第三回目の公賣入札は三十三年一月二十五日に行はれて此度は三名の入札があつたが一番札が金拾五萬



岡谷口嘉藏、二番が拾四萬圓櫻井貞次郎其次が拾參萬圓潮川岩藏でいづれも豫定價に達せずして落札に至らず、更に同年五月二十三日四度目を執行したが是亦成立せなかつたので處辨委員會の焦慮は一方でなく遂に隨意契約の方法に據らんものと同族に對し左の照會を試みるに至つた。

宇品新開土地家屋賣却方之件

元士族授産所財産は競争入札の方法を以て賣却すへき旨決議第二條に規定しあるに依り委員は明治三十一年二月廿八日同年五月廿三日三十一年一月廿五日同年五月廿三日の四度を以て宇品新開地所及家屋の賣却を試み可及的競争の方法に依らんと盡力せしも常に入札價低廉なるか又は入札皆無にして豫定價格に達せず今後とても情況の變せざる限り幾度競争入札に附するも到底相當代價の賣却は望み得べからず今後委員に於て隨意契約を以て不都合なきものと認む

右御同意の諸君は此餘白へ姓名を記し其下に實印を御押し相成度 敬具  
明治三十三年七月

元士族授産所財産處辨委員

此間に在りても宇品耕地及び水部に於ける經營は言ふまでもなく續けられ或は水部の埋立や貸借關係の整理や不用物品の賣却(西白島町元第一授産所下中町元第二授産所建物の處理、野呂山開拓地跡の事等もあり)に關する件、宇品小學校貸地契約の件、陸軍用地寄附の事、耕地住居の農家罹災救助問題等々が年を重ねて執り行はれて居る。

賣却處辨漸く決す

前顯公入札を改めて隨意契約に依る賣却方法を執らんとするの議は事案の解決を速かならしめんと便

入札豫定價  
格に達す

宜上から起りしものなるも種々研究の末去る三十年七月全廢決議の條章に牴觸するものと認めて此議は中止となつたが更に年月を越えて明治三十五年十二月三十日入札を行ふたところ、一金拾六萬四百圓高田勇助、一金拾五萬七千七百五拾圓矢部源内で高田勇助に落札と決し翌三十六年一月中授産所清算人たる財産處辨委員との間に契約は交換されて賣却は左の通り愈々全く決定となつた。

廣島市大字宇品町字御幸通五丁目第三十九番地ノ一番  
一新開地八反八畝二十步外千三百四十筆ノ地所

舊廣島藩士族授産所所有

此買取代金拾六萬四百圓也

買取人 廣島市天神町 平民商 田中喜四郎  
同 市堺町二丁目 平民商 高田勇助

波瀾澎湃荆棘重疊の間を突破して遂に全廢解散を決した後も更に天雲に蔽はれて光明は客易に來らず年を閱みすること五星霜此間における同族の憫みと當事者の苦心とは名狀すべくもなかつたが茲に漸く清算の時が來たので委員會は所定の歩を進めて處理したのであつた、これら細目に涉る記録は見出し得ないが決議條項にあるが如く授産所創立に當り資本の内に寄與せられたものは先以て夫々返還の手續を取り又勤勞盡力に對する論功調査も行はれて謝儀を拂ふた、而して分配金として同族の收得に歸したものは舊藩士族の現存者戸主五千五百餘人に對し一戸當り金貳拾六圓五拾錢であり之れが交付には随分の日子と手數とを要し殘務委員を勞した事である。

又寄與返還金の中金參萬圓也舊藩主淺野侯爵家に對するものは侯爵家に於て斷じて之れを受納せられぬので結局舊藩士族子弟の爲にする教育費金充當條件の許に藝備協會に寄附する事とし侯爵家の諒認をも得

一戸當り分  
配金



てそれに決した、時に明治三十七年七月三十日で藝備協會から「貴書拜讀兼て御照會相成居申候指定御寄附金參萬圓也手形を以て御送付被成下正に落掌致候種々御配慮相備候段感謝此事に候いづれ正式謝狀は近々拜呈可致候へども云々」との受領挨拶狀を寄せた。尙所定の期日に至るも所在不明などの爲に分配金返還金受領せぬ者も多少之れあり是等残存の金子は委員會の決議に依り財團法人私立修道中學校に寄附したのであつた。

授産所沿革茲に筆を擱くに當り全廢決議以來選ばれて處辨委員となつた人々の顔觸れを記さんに明治三十年七月十一日の臨時總會で選ばれた二十五名(前掲)中其後辭任除名死亡等に由り補缺更迭もあつて其の在任日數には長短はあるが左記は明治三十七年少數の殘務委員となつた迄の間の延人員である。

○財産處辨委員(定員二十五名)

- |                                       |       |        |       |       |       |
|---------------------------------------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 山田 和美                                 | 栗原 幹  | 下田 收藏  | 尾野 漸  | 岩本 元行 | 山田 養吉 |
| 松島 廉                                  | 林 良之  | 加藤 恂一  | 山本 覺二 | 串田 他也 | 阪村 眞中 |
| 津川 顯藏                                 | 山本 久  | 成田兵太郎  | 玉島文之助 | 山本 三朗 | 入江 義郎 |
| 渡邊又三郎                                 | 村尾 貞治 | 伊原木岩太郎 | 石本 忠彦 | 濱本 正蕃 | 長束 潔  |
| 山科 幹三(以上初任ナルモ石本、山科兩人へ一度モ出席セズ間モナク辭任シタ) | 一色 勘平 | 百々 正利  | 津村 光華 | 藤田 繼一 | 三戸 皆由 |
|                                       | 水山 烈  | 才木 高尙  | 北川 知孝 | 山縣 齋高 | 藤井 正志 |
|                                       | 可兒 久成 | 小川 梁作  | 森島 權二 | 荒谷 靖  | 今中 耕作 |
|                                       |       |        |       |       | 鈴木 久夫 |
|                                       |       |        |       |       | 北川 精一 |
|                                       |       |        |       |       | 門川 正之 |

右の期間會長の職は津川、岩本、北川が勤め常任委員の職は津川、北川、山田(和)、入江、藤田、成田、水山、玉島が勤めて居り殘務取扱委員としては山田和美、林良之等數名が最後まで勤務したのであつた。

た。因みに縣當局の本委員會監督の義は最初の淺田徳則知事に次いで順次男爵岩村高俊、服部一三、江木千之に移つたが明治三十二年十二月に至つて江木知事は都合あるに付自今該監督及び金員保管の義を辭退すると申出た。



編纂を終りて

林 保 登 敬白

明治五壬申生 六十六歳



編者が本史編纂の囑託を受諾してから以來随分少なからぬ歳月を經過しました、其の間初期には猶も資料の拾覓とそしてその蕪穢を甄別する事にも相當苦辛致しました、素編者は不敏であるが上に日夕最も劇忙な職務に服して居り、且は又當時自家編纂の或一事業に没頭して居たなどの事故もあつて、爾來心に焦燥を覺えながら些少づゝの時間を割いて筆を進め、牛歩遅々宛がら一歩進めば二歩を休むといつた状態で省みて忤怩たるものがあつたが、今や曲りなりにも上梓漸く成就し重荷を卸した感あると同時に、此の仕事に待望を掛けられた同人中幽明境を異にするの士少なからぬ事を憶ひ感慨禁じ得ぬものがあります。

又此の仕事に關して或は資料の提供に或は其の整頓に直接間接に援助を與へられた林良之、山口光風、飯田熊三郎、阪本圓、谷述之、龜田延太郎等諸士に、編者としての答酬を表すべきであるが奈何せん諸士今は既に此世の人ならず、茲に貴名を録して追謝の意を致すものであります。

昭和十二年十二月南京陷落の日 蕪陽縮景園北の僑居入玄堂にて誌

昭和十二年十二月廿五日印刷  
昭和十三年一月一日發行

〔印刷費頒本〕

發行者 財團同進社

廣島市鐵砲町官有二番地ノ一

右代表兼編輯者 林 保 登

廣島市吉島羽衣町(三)番地

印刷者 齋藤悦三

印刷所 中國新聞社印刷部











